

令和元年 第2回定例会

美深町議会議録

令和元年6月13日 開会

令和元年6月21日 閉会

美深町議会

令和元年第2回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和元年6月13日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 町政執行方針
- 第 6 退職議員に対する表彰について
- 第 7 報告第3号 平成30年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 第 8 議案第4号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算繰越計算書報告について
- 第 9 議案第16号の提案説明
- 第10 議案第17号の提案説明
- 第11 議案第18号の提案説明
- 第12 議案第19号の提案説明
- 第13 議案第20号の提案説明
- 第14 議案第21号の提案説明
- 第15 議案第22号の提案説明
- 第16 議案第23号乃至議案第25号の提案説明
- 第17 議案第26号及び議案第27号の提案説明
- 第18 議案第28号の提案説明
- 第19 議案第29号乃至議案第32号の提案説明
- 第20 休会日の決定

◎出席議員（11名）

1番 名取明美君	2番 田中真奈美君
3番 和田健君	4番 五十嵐庄作君
5番 岩崎泰好君	6番 藤原芳幸君
7番 小口英治君	8番 中野勇治君

9番 荒川賢一君
11番 南和博君

10番 齊藤和信君

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	草野孝治君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	川端秀司君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育長	石田政充君	教育次長	望月清貴君
教育グループ主幹	大堀裕康君	教育グループ主幹	和田政則君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	川端秀司君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	玉置一広君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	玉置一広君	事務局副本幹	服部満君
------	-------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名、全員出席です。定足数に達しておりますので只今から令和元年第2回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において5番 岩崎議員、6番 藤原議員の両君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日から21日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。今定例会の会期は本日から21日までの9日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告を致します。まず閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載していますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外、国外移転について国民的議論により民主主義および憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情乃至令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の13件は資料としてその写しを配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社美深振興公社及び株式会社アウルに係る経営状況

を説明する書類。代表監査委員から5月実施の例月出納検査報告書。これら2件はいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧頂きます。

次に、今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。提出議案について長側提出のものは条例の制定3件、条例の一部改正7件、規約の変更2件、財産の取得1件、補正予算4件、報告2件の合計19件です。議会側提出のものは退職議員に対する表彰の1件です。

最後に、今定例会の説明員として出席通知のありました職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは行政報告を致します。1つは、平成30年度各会計の決算状況、2つとして今春の農作業状況と6月10日現在の農作物生育状況、3つ目として宗谷本線活性化推進協議会の協議経過についてご報告を申し上げます。

それではまず、平成30年度の決算状況を申し上げます。平成30年度各会計につきましては5月31日をもって出納閉鎖し現在計数確認と決算書の調製にあたっているところですが、歳入歳出の決算状況につきまして一般会計から順にご報告を申し上げます。なお、決算額は1,000円単位の概数で申し上げますのでご了承頂きます。一般会計は、開拓120年記念事業や、チョウザメ飼育研究事業の実施などもありましたが予算規模として前年度より縮小する結果となりました。しかし、一般財源の確保は大変厳しい財政状況に変わりはなく、これら執行にあたりましては経常経費の節減に努めながら諸事業の推進にあたって参ったところであります。歳入では、町税は4億3,524万9,000円であり前年度比で約2,600万円の増加となったところであります。一方、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は30億1,250万5,000円と前年比で9,803万円が減少となっております。また平成30年度から令和元年度へ繰り越した事業は、1事業546万円となっております。なお、繰越事業の詳細については、報告第3号でご説明を申し上げます。この結果、歳入53億4,729万7,000円、歳出50億4,899万7,000円、差引2億9,830万円ほどの黒字であります。ここから翌年度繰越事業の一般財源546万円を控除し、実質収支は2億9,284万円であります。この決算剩

余金は、全額を令和元年度に繰越、その約2分の1にあたる1億4,700万円を将来の公共施設の整備・改修に備えて公共施設整備基金に積み立てることとし、残る1億4,584万円は一般財源とするものであります。次に、国民健康保険特別会計についてご報告を申し上げます。国民健康保険につきましては、被保険者数が年々減少傾向にありますが、平成30年度も前年度同様に高額医療費の増に伴って保険給付費が増加しております。平成30年度の決算額は歳入5億9,572万1,000円、歳出5億8,894万7,000円、差引677万4,000円の黒字となり、この内340万円を基金に積み立てて残りの337万4,000円を令和元年度会計に繰り越したところであります。なお、国保財政調整基金の年度末、3月31日現在でありますけれども、1億3,493万5,000円あまりとなってございます。次に後期高齢者医療保険特別会計について、報告を申し上げます。この特別会計の主な事業は保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料給付などとなっております。後期高齢者の被保険者数は横ばいであり、保険給付費については増加傾向となっております。平成30年度の決算額は、歳入7,517万9,000円、歳出7,499万1,000円、差引18万8,000円を令和元年度会計に繰り越したところであります。次に介護保険特別会計について申し上げます。第1号被保険者数は前年度比0.4%減少し、要介護・要支援認定者数は前年度比5.2%の減少となりました。要介護認定等を受けた介護サービス受給者にかかる保険給付費については、前年度と比較して5.0%の減少となったところであります。平成30年度の決算額は、歳入5億1,433万7,000円、歳出4億9,572万6,000円、歳入歳出差引1,861万1,000円を令和元年度会計に繰り越したところであります。介護給付費準備基金の年度末残高は6,506万6,000円あまりでございます。次に、北部簡易水道事業特別会計について申し上げます。平成30年度におきましては、機械設備等の計画更新を中心に行い、安定した水の供給に努めて参りました。決算額は、歳入歳出ともに2,173万6,000円で一般会計からの繰入金は300万9,000円となっております。次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成30年度は公共下水道事業長寿命化計画に基づく機械設備等の改修工事、管渠ストックマネジメント計画に基づく管渠の不明水調査を実施するなど、保守管理に万全を期すとともに環境・公衆衛生の充実に努めて参りました。決算額は歳入歳出ともに2億4,272万8,000円で一般会計からの繰入金は1億5,212万6,000円となっております。最後に中央簡易水道事業会計について申し上げます。中央簡易水道事業につきましては、水の安定供給、経営効率化に努めた結果、収益的収支で2,318万7,000円の純利益が生じました。また資本的収支では4,376万7,000円の不足が生じましたが、これにつきましては、当年度分の消費税および地方消費税

資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補填した結果、翌年度繰越現金は3億1,385万7,000円となるものであります。中央簡易水道事業において、平成30年度から令和元年度へ繰り越した事業は、1事業719万3,000円となっており、この繰越事業の詳細については、報告第4号で説明を申し上げます。以上が各会計の決算状況の報告であります。

次に、2つ目として農作業状況と6月10日現在の農作物生育状況について申し上げます。気象経過につきましては、今年の融雪は順調に進みましたが3月下旬の降雪の影響により融雪期は平年並みとなりました。平年では4月22日、今年は4月21日の状況であります。その後6月上旬にかけて気温は高く推移しておりますが、降水量は5月中旬以降少ないという状況にあります。農作業状況につきましては、天候に恵まれていた為、水田や畑の耕起作業は平年並みに行われています。移植・植付け作業については、水稻は平年並み、馬鈴薯は平年より6日早く、甜菜も平年より5日早く作業を終えているところであります。また小豆のは種作業においても平年より4日早く作業を終えているところであります。この他、かぼちゃの定植は5月下旬から始まっている状況であります。次に、主要作物の生育状況でありますけれども、水稻は強風による植え傷みが一部で見られますが、生育は平年並みとなっております。畠地においては5月中旬以降の高温、少雨の影響を受けており、特に春小麦の初冬播き栽培および春小麦の慣行栽培については高温の影響を受け、草丈が伸びないまま出穂する状況にあります。また、牧草についても少雨の影響を受け草丈が低い状況にあります。この高温、少雨の影響により畠作物全体の品質、収量の低下につながらないか心配しているところであります。ホワイトアスパラガスは、4月6日から出荷が始まりました。気象の影響を受けにくく安定した収量を確保できており、6月20日ごろまで収穫する見込みとなっております。露地栽培のグリーンアスパラの出荷始めは5月15日で、平年並みでありますけれども、現在は少雨の影響を受け収量が少ない傾向にあります。恩根内放牧場については、5月27日から入牧を開始しております。6月10日現在の放牧頭数については、牛と馬を合わせて434頭となっております。以上、農業関係の報告といたします。

最後に、3つ目の宗谷本線活性化推進協議会の協議経過についてご報告申し上げます。既に新聞報道等でご承知と存じますが5月20日士別市において宗谷本線活性化推進協議会が開催され、持続可能な鉄道網の確立に向け本年度と来年度の2カ年を第1期集中改革期間とし、JR北海道はアクションプランを4月9日に発表し、利用促進と経費節減の観点から沿線市町村と共に取り組みを推進していく事となりました。本町においては、利用者の利便性の向上や鉄道利用の呼びかけなどを中心に推進することとし、具体的には美深

駅東地区からのアクセス通路の新設、広報誌による鉄道利用の呼びかけ、業務委託による美深駅での乗車券の販売、美深高校通学生への通学補助、イベントチラシやパンフレット等によるJR利用呼びかけ、駅舎待合室の自治体による維持管理、利用の少ない踏切の見直しについての協議対応、鉄道と路線バス乗り継ぎ調整、地域公共交通会議の活用などに取り組んで参るところであります。また、北海道においても持続可能な鉄道網の確立に向け、オール北海道で利用促進の取り組みを展開すると共に国から求められていたJR北海道に対する利用促進費の地域負担については、JRが実施する定時性や利便性、快適性など利用促進に資する設備投資に対し道との沿線市町村が一体となって負担していくことになりました。具体的には宗谷線を含む全8線区の利用促進費の負担は2ヵ年で年2億円であります。この内、北海道が7割、1億4,000万であります。市町村が3割負担、6,000万でありますけれども、道はこの第2回定例会において提案する事としておりまして、市町村においては道の方針が決定したのち9月の定例会において負担予算の計上をして参りたいと思っております。宗谷本線活性化推進協議会では、沿線12市町村駅所在自治体だけではなく、旭川から稚内までの協議会構成の全26市町村が一定の負担をし、JRが一体となって存続を目指して参ります。今後とも幹事会、協議会において協議を進めると引き続き議会と協議させて頂きたいと考えております。以上、3件について申し上げ行政報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今、町長から行政報告がありました。お尋ねの向きがありまし
たら発言願います。別段なければ、本件報告済みといたします。

◎日程第5 町政執行方針

○議長（南 和博君） 次、日程第5 町長から町政執行方針について発言を求められて
おりますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは、町政執行方針を申し上げます。本日ここに第2回定例
会の開催にあたりまして議案提案に先立ち令和元年度の主要施策について申し上げたいと
思います。この度の町長選挙におきましては、町民の皆様からご信任を頂き、無投票当選
という結果を得て4期目の町政運営の重責を担わせて頂くことになりました。この上ない
光栄であると同時に皆様の暮らしを預かる責任の重さを痛感し身が引き締まる思いであります。
開拓120年を超える本町の歩みを礎として、更なる発展と安全安心な暮らしを実現する
ことが私に課せられた使命であります。今、決意を新たにして町民の皆様の声に真摯に耳を傾け議員の皆様と議論をしながら職員とともに汗をかき、諸課題に果敢に挑戦し

て参ります。政策予算の事業概要につきましては、この後申し上げますが、これに関する一般会計の補正予算は歳入歳出それぞれ 8 億 1,868 万 7,000 円を追加して補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 55 億 8,968 万 7,000 円となるものであります。これらの財源につきましては、国・道補助金、過疎債などの特定財源を追加いたしまして、不足する財源については公共施設整備基金と町づくり応援基金から合わせて 1 億 500 万円あまりの繰入金と前年度繰越金で措置したところでございます。以下については第 5 次総合計画に掲げる 5 つの町づくりの目標に沿って、令和元年度の施策の考え方を説明申し上げます。初めに、自然環境と調和する安全・安心なまち「美深」であります。環境保全・環境衛生の推進について申し上げますが、中央簡易水道地域拡張として道営中山間地域総合整備事業営農飲雑用水工事の推進と一体的な町給水工事に取り組み、拡張地域への安定給水を目指すとともに中央簡易水道事業の経営強化を図って参ります。2 つ目の道路交通網等の整備等について申し上げますけれども、住民の生活を支える道路網の整備につきましては、路盤損傷の著しい東 2 号道路の改良工事、4 線・5 線道路の側溝整備工事、昨年に引き続きオキキンナイ道路の舗装工事を実施し、環境に沿った効率的な改良整備に努めるとともに、安全・安心な道路環境を整備して参ります。公共交通機関は地域の重要な社会資本であり、交通弱者にはなくてはならないものであります。高齢化が進む中、日常生活における移動手段を確保するため、農村部交通空白地域について、デマンド型乗合タクシーを本格運行し、住民の移動手段を確保して参ります。宗谷本線の維持をはじめ、JR 北海道全線に渡る課題については、北海道とも連携をしながら宗谷本線活性化推進協議会や上川地方総合開発期成会など関係自治体が一体となって利用促進に向けた取り組みを行うとともに JR 美深駅利用者の利便性向上のため、駅東地区からのアクセス通路を整備して参ります。住宅の整備について申し上げますが、住宅は健康で文化的な生活を営む基盤であります。公営住宅の修繕補修についても早い段階で実施し、経費軽減と安全・安心な住居環境を目指して参ります。また、老朽化し入居者の見込めない町有住宅については解体を進め、住宅管理コストの軽減に努めて参ります。計画的な土地利用について申し上げますが、美深スキー場北側に位置する普通河川「東 2 号の沢川」上流は土砂災害危険区域に指定されており、北海道において砂防整備事業の着手が決定されております。この下流部の普通河川改修を町で実施をし、災害に強い町土を目指して参ります。消防防災体制の充実について申し上げます。災害時に町民の生命・身体及び財産を守るため、液体ミルクの備蓄数を増やす他、昨年 9 月に発生したブラックアウトの課題を踏まえた停電対策として高齢者等の世帯への災害時用貸与品を整備して参ります。また、町が所有するマイクロバスについて、通常の住民活動の支援に加えて災害時の移送等を確保する手段として更

新して参ります。情報化の推進について申し上げます。地域情報通信網をクラウド化し、運用の効率化を図るとともに防災情報端末機の更新及びスマートフォン用アプリを新たに導入し、災害時における緊急防災情報の配信機能を強化して参ります。

次に、2つ目の資源をいかす活力に満ちたまち美深であります。農業の振興について申し上げます。農業を取り巻く厳しい環境の下、安全安心で高品質な農畜産物づくりを目指し美深農業が持続的に発展していくよう、国・北海道の支援に加えて本町独自の諸施策を推進して参ります。生産性の向上と高付加価値化の推進について申し上げます。「がんばる美深農業！支援事業」では、畑作部門において、これまでの土地利用型作物を中心に土づくりや施肥管理などによる品質向上に向けた「畑作支援事業」、「生分解性マルチ推進事業」、「新規就農者支援事業」に加えて新しい生産技術や作物の導入など、意欲ある取り組みを支援する「チャレンジ支援事業」を推進して参ります。また酪農部門では、牛舎や設備改修など乳用牛の飼養環境を改善し、高品質乳の増産を目指す「酪農支援事業」を推進して参ります。畜産部門では、「畜産クラスター関連事業」により生産基盤を強化とともに、肉用牛価格安定事業に新たに肉用牛ゲノミック検査事業を加えた「肉用牛経営安定対策事業」により経営の安定化と効率的な高品質肉牛の生産を推進して参ります。農産物生産基盤となる土地基盤整備事業については、湿害対策をはじめ、老朽化した農業水利施設の整備を支援して参ります。担い手の育成確保とゆとりある農業の推進について申し上げます。持続的に発展していく、美深農業を実現するには、担い手の育成と確保が最も重要な課題であります。農業においても労働力不足の解消が喫緊の課題となっており、労働力確保の取り組みを支援して参ります。この他、昨年度の低温、日照不足被害による支援資金の借入に対して、利子補給をもって支援して参ります。商工業の振興について申し上げます。これまで住環境の整備及び定住の促進と商工業の活性化を図る為、住宅の新築や増改築、店舗の近代化等に支援して参りましたが、今年度新たに子育て世代への支援を充実させて引き続き快適な住まいづくりや商店街の活性化に向けた取り組みを進めて参ります。また、地域経済の活性化と町民の福祉に寄与することを目的に商工会で実施しているプレミアム商品券の発行事業について、今年度も商工会より強い要望があることから、昨年に引き続き商店街活性化事業として支援して参ります。観光の振興について申し上げます。びふかアイランド施設については、物産展示館における地元農産物の販売促進と商品陳列の改善を図る為、風除室の一部を改修して参ります。またふるさと館の味の伝承室における暖房設備の改修を行うとともに、びふか温泉レストランにおいて、様々な客層に対応できるよう個人客向けのカウンター席を整備し、サービス向上を図って参ります。チョウザメ事業の推進について申し上げます。チョウザメ事業の推進につきましては、今年度

国の地方創生推進交付金の採択を受け、継続した施設の整備を進めて参ります。またチョウザメ祭りのイベント開催による普及促進を図るほか、手軽にチョウザメを食べられる加工品等の研究開発を進めて参ります。

次に、次代を創る人を育てるまち「美深」でありますけれども、まず幼児教育の充実について申し上げます。幼児センターの大規模改修を行い、施設の延命化とともに子供達が安心して保育と教育の提供を受けることが出来るよう環境づくりを図って参ります。学校教育の充実について申し上げます。全小中学校にコミュニティ・スクール制度を導入し、学校と地域が一体となって子供達を育む、「地域と共にある学校づくり」を目指して参ります。また、老朽化の進む仁宇布小中学校の建替えに向け、今年度は実施設計を行って参ります。スポーツ活動の推進について申し上げます。体育施設の環境整備について町民体育館及び町民プールに隣接する町民広場の噴水周辺の舗装改修及び遊具及びフェンスの更新の他、スキー場ロッジの一部改修を行って参ります。また、町民体育館のコンビネーション・トレーニングマシーンの更新など町民が気持ちよくスポーツで親しめるよう、環境の改善を図って参ります。

次に、健康で明るく暮らせるまち「美深」について申し上げます。健康づくり、医療の充実について申し上げます。町民が健康で安心して暮らせるよう保健・予防活動を進めて参りましたが、健康保持や予防に関する住民意識が高まり、よりきめ細かな取り組みが求められております。この対応のためこれまで特定健診等で実施している胃がん検診にオプション検診として胃がんの原因とされているピロリ菌検査を行い、胃がん予防と検診受診率の向上に努めて参ります。また長期に渡り定期的に治療が必要な指定難病患者、特定疾患患者等の交通費助成の支援について、対象者の拡大など制度の見直しを行い、負担軽減を図って参ります。子育て支援の充実について申し上げます。母子保健事業では出産後の育児不安のある母子のサポート及び産後うつの防止を図るため、産婦健康診査事業及び産後ケア事業を開始し、支援の充実に努めて参ります。また、新生児の先天性難聴の早期発見・早期療育を促す為、新生児聴覚検査を実施して参ります。地域福祉の充実について申し上げます。消費税引き上げの影響緩和とともに消費喚起と下支えを目的として低所得者及び3歳未満の子が属する世帯を対象とした「プレミアム付き商品券事業」が国の経済政策として実施される予定であります。本年10月からの販売に向け取り組んで参ります。最後に、みんなでつくる心かようまち「美深」について申し上げます。住民主体の町づくりの推進について申し上げます。広報誌の発行について多くの取材を通して町の行事や生活の様子など様々な記録、写真を保管しております。過去の貴重な記録はネガや写真として保管しており、今後劣化が心配される事から美深町100年記念写真集や美深町史で使

用した貴重な記録写真を中心に長期的に保管出来るようデジタル化し、整理・活用して参ります。コミュニティ活動の充実について申し上げます。地域の自治会活動は町づくりを支える基礎となっております。地域が抱えている課題や地域の在り方を共有し、自ら地域の将来の姿を描いた地域計画が各自治会で策定されております。この計画に基づく実施事業を後押しすべく交付金事業を継続し、自治会活動の推進を一層支援して参ります。また近年地域集会施設の老朽化が進んでいることから、今年度は敷島改善センターの改修を進めて参ります。交流活動の推進について申し上げます。本年は北海道人ブラジル移住100年を迎えます。本町においては、大正7年に小笠原尚衛氏が家族一統（15家族46名）を引き連れブラジルに入植したと町史に記されており、その後も昭和37年まで移住者を送り出しております。小笠原氏は、北海道移住団のリーダーとして多大な貢献をされたこともあり、その出身地である本町に対し平成21年度に引き続いて100年記念式典の案内を頂きました。北海道町村会を通した参加要請と支援助成もあることから、この要請に応えて参ります。以上、施策の考え方を申し上げたところであります。我が町がこれまでのように幸せに暮らせる町であり続ける道は決して平坦なものではなく、まして少子高齢化、人口減少という課題に対応していくなければならないわけであります。行財政運営は厳しさを加え難しさが増しているわけでありますけれども、現在の第5次総合計画は令和2年度に終期を迎えることから今年度から次期の総合計画の策定に向けた準備を進めて参りますが魅力ある町づくりへの決意と覚悟を持ち住民の皆様、議会の皆様と真摯に議論を重ね、私はもちろん全職員が一丸となって町政の発展に精一杯努力して参ります。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げて令和元年度の町政執行方針と致します。以上であります。

◎日程第6 退職議員に対する表彰について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 退職議員に対する表彰について議題とします。

お諮りします。本年4月30日をもって美深町議会議員を退職された諸岡勇氏に対しまして、美深町議会議員の表彰規定に基づき議会としてお手元に配布の文案の通り表彰したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、諸岡勇氏を美深町議会として表彰することに決定しました。なお、表彰につきましては本日午後、本会議再開前にこの議場において行いますので、皆様方のご臨席を頂きますようよろしくお願ひいたします。

◎日程第7 報告第3号 平成30年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について

○議長（南 和博君） 次、日程第7 報告第3号 平成30年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてあります。提出者からの報告をお願いします。

草野総務課長。

○総務課長（草野孝治君） お手元の議案書の51ページをお開き下さい。報告第3号 平成30年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について。平成30年度 美深町一般会計予算の繰越明許費について、別紙の通り翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。次のページをお開き下さい。平成30年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書、2款 総務費、1項 総務管理費、事業名 町有建物解体事業、金額546万円、翌年度繰越額 同額546万円、左の財源内訳、全額一般財源となってございます。3月定例会で繰越明許となった町有建物解体事業につきましては、敷島の美林寮と仁宇布の旧仁宇布スキー場ロッジの解体工事分でございまして、現在本事業は4月1日に入札、請負業者が決定し、4月2日から6月30日までの工期で解体工事を行っているところでございます。以上、平成30年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明といたします。

○議長（南 和博君） 報告第3号に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 別段なければ、本件報告済みと致します。

◎日程第8 報告第4号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算繰越計算書報告について

○議長（南 和博君） 次、日程第8 報告第4号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算繰越計算書報告について議題とします。提出者からの報告を願います。

草野総務課長。

○総務課長（草野孝治君） 議案の53ページをお開き下さい。報告第4号 平成30年度 美深町中央簡易水道事業会計予算繰越計算書報告について。地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙の通り繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定に基づき報告する。次のページをお開き下さい。平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算繰越計算書。1款 資本的支出、1項 建設改良費、事業名 配水設備改良費、浄水場非常用発電機設備工事 予算計上額800万円、翌年度繰越額719万2,800円、左の財源内訳でございますが、損益勘定留保資金7

19万2,800円、不用額80万7,200円です。説明となりますと、本事業は菊丘浄水場の停電緊急時のバックアップ用の発電機設備工事で昨年の12月28日に契約し発注したところですが、発電機本体は受注生産の為、製造に約7カ月を要し、その後ケーブル切り替え盤等の設置に期間を要する為、工期を8月30日までとして建設改良費を繰越したものでございます。以上、平成30年度美深町中央簡易水道事業会計予算繰越計算書の説明といたします。

○議長（南 和博君） 報告第4号に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 別段なければ、本件報告済みと致します。

◎日程第9 議案第16号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第16号 美深町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について議題とします。提出者の説明を願います。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第16号 美深町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。これまででは、地方自治法において総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て策定することが義務づけされていましたが、平成23年の5月の自治法改正により基本構想の法的な策定義務がなくなったところであります。しかしながら総合計画は町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、法的な義務がなくとも策定すべきであるとの考え方から次期の第6次計画策定に向けて従来通り議会の議決を経る事とするため地方自治法第96条第2項の規定に基づき条例を制定するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせて頂きますので議案書の1ページ。議案第16号 美深町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について。美深町議会の議決すべき事件に関する条例を次のように定める。2条にわたる条例を定めようとするものでございまして、まず第1条が目的規定、地方自治法第96条第2項に基づき議決事件を定める事を目的とするものでございます。第2条が議決すべき事件でございまして、まず第1号に基本構想の策定、変更、廃止すること、第2号に定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止を求める旨の通告をすることを定めるものでございます。附則としまして第1項が施行期日、これを公布の日からとするもので、第2項につきましては、定住自立圏形成協定の

議決に関する条例、これを廃止する規定でございます。以上、議案第16号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） これから議案第16号に関して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。只今、議題となっています議案第16号は総務住民常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号 美深町議会の議決すべき事件に関する条例の制定については、総務住民常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第10 議案第17号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第17号 美深町デマンド型乗り合いタクシー運行に関する条例の制定について議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第17号 美深町デマンド型乗り合いタクシー運行に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。美深町では農村部交通空白地域の解消を目的に平成28年度からの3年間、吉野、斑渓、富岡、西紋地区を対象とした実証運行を行って参りました。この実証運行の総体的な検証の結果、農村部交通空白地域の日常生活の利便性の向上と円滑な交通体系の整備が図られると判断されましたので、本年7月から美深町デマンド型乗り合いタクシーを本格運行させるべく運行区間や運賃などについて条例を制定するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明を行います。2ページをお開き頂きたいと思います。議案第17号 美深町デマンド型乗合タクシー運行に関する条例の制定について。美深町デマンド型乗合タクシー運行に関する条例を次のように定める。9条からなる条例を定めるものでございます。まず第1条が目的規定で農村部の交通空白地域におけるデマンドタクシーの運行により移動手段を確保し利便性の向上と円滑な交通体系の整備を図ることを目的とするものでございます。第2条でデマンドタクシーについて定義をしてございます。第3条はこの事業に関する規定で道路運送法の許可を受けた事業者が町の委託により有償運行を行うものでございます。第4条は利用対象者を規定しまして美深町

に住所を有するものとしてございます。第5条が運行区域の規定となっておりますが、これは別表で定めてございます。後程ご説明させて頂きます。このページの最後、第6条運行日等ということありますけれども、実際の運行にかかる諸規定につきましては、これは規則で定めるということでございます。次、3ページをお開き下さい。第7条は運賃の規定でございまして、これも別表で定めてございますので後程ご説明を申し上げます。第8条は減免規定、第9条は委任規定となってございます。附則としまして第1項は施行期日、これは本年7月1日とするものでございます。附則の第2項は暴力団排除の推進に関する条例に本条例を加える改正となってございます。次、別表の説明をいたしますが、まず別表1、第5条関係でこれは運行区域でございますが、表に示します通り農村部から市街地までの往復運行という事で吉野、斑渓、富岡、西里、紋穂内と市街地を運行区域とするものでございます。別表第2は、7条関係で運賃の規定でございます。運賃の区分が普通乗車運賃と回数乗車運賃で普通乗車運賃の1人1乗車で大人、中学生以上が150円、小学生と障害者等の大人を70円とし、その下3段に無料となるものを掲げてございます。回数乗車運賃につきましては、1枚綴りの乗車券で1,500円と700円とするものでございます。以上、議案第17号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） これから議案第17号に関し質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 3年の実証実験を経て、デマンド型の乗り合いタクシーの運行ということで非常に素晴らしいことだと思っていますが、ただこの中で1つ気になるのが、利便性の向上を1には大きな目的として謳っております。その中で具体的な事に入っていますが、1つには第6条でいう運行の時間帯ですとか、あるいは市街地の乗降場の問題ですね。この辺をいわゆる利便性の向上の観点からすると1つにはしっかりと市街地の目的地まで移動できる手段であるべきではないかと思いますが、それともう1点、その運行時間についても全員協議会での中の説明では限られた時間帯にしか運行しないというこの辺につきましては、実証実験の結果を基にしてきたと思いますが、この辺の利便性の向上をどのような判断でこの時間帯にもってきたのかという、その辺のところはお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 只今、ご質問を頂きました利便性の部分なのですけれども、まず目的地の考え方なのですが実証実験の段階で12カ所公共施設、銀行ですとか、あと病院を設定させて頂きました。実証実験の中で聞き取りという形ではあるので

すが、お使いになられる方からどうですかというお話もさせて頂いた中で、特段強い要望というものがなかったものですからこの12カ所というところで設定させて頂いております。時間の関係なのですけれども、規則の方で定めるということになっていますので、8時に空白地帯というか農村部から乗りまして、11時に市街地の12カ所から帰るという形になるのですけれども、8時という設定の考え方としましては、第一に病院が8時半から始まるものですから、それに間に合うような形で考えて設定しています。色々な折角町の方に出て来て色々な用事を足すことがあると思いますが最終的に11時に乗って頂いてお昼までにはお帰り頂けるような事で時間を設定しております。その時間の要望につきましても特段要望はなかったものですから、このような設定で条例の方を制定したいと考えております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 特に要望がなかったからという事より、その利便性の向上から考えると1つには、降りるところはタクシーなのですからご希望の行かれるところは10何カ所に限られるのではなくて、1つは検討を加える必要があるのかなと思うところですし、時間についてもやはりタクシーなのですから、それ以外の時間帯にどこか出かけたいという時には不可能だという事になりますよね。折角ある機関が。その辺のところは、その経過の中で特に議論はなかったのか、これから委員会付託になりますからその辺の議論は委員会の方では是非してほしいと思いますが、その辺の考え方について、特に要望とか意見がなかったからこうしたという事よりも乗り合いタクシーを導入したというその考え方からして、その辺の基本的な考え方はどうなのか、その1点だけ聞いて終わりにします。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 議論の経過といったところになるかと思うのですけれども、活性化協議会の中で実証実験の結果を報告する中で時間ですとか、乗り場所の検討には、確かに内容としては一応こういう事で、要望、意見がこういう形でありました。皆様にお諮りした結果、このような形で運行がベストというかベターという形で判断したところであります。

○議長（南 和博君） この他質疑はありませんか。なければ質疑を終了します。只今、議題となっています議案第17号は総務住民常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号 美深町デマンド型乗合タクシー運行に関する条例の制定については総務住民常任委員会に付託すること

に決定しました。

◎日程第11 議案第18号に提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第18号 美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例の制定について議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第18号 美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例の制定について提案説明を申し上げます。美深町では町民の快適な住まいづくりや魅力ある店舗の整備を促進し、商工業の活性化を図る為、住宅の新築や改修、店舗の近代化等について平成22年度から3年ごとに制度の拡充を図りながら支援を行って参りました。本年3月末をもって时限となるところであります。この制度については、商工会などから継続した支援の要望もあることから引き続き定住の促進や商工業の活性化を図る為、新たに子育て世帯への支援や町産材の使用の限度額引き上げなどの拡充を行い、条例を制定するものでございます。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きます。議案書5ページからとなっております。議案第18号 美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例の制定について。美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例を次のように定める。18条からなる条例を定めようとするものでございまして、まず第1条がこれは目的規定でございます。住環境の整備並びに定住の促進、子育て世帯の支援を図るとともに商工業活動を推進し、地域経済の活性化と環境に優しい地域社会の形成に資することを目的とするものでございます。第2条は定義をしてございます。条例内の用語の意義につきまして、このページ第1号から次のページ第15号までを規定してございます。次のページをめくって頂きまして、中ほど第3条でございます。補助金の対象と限度額を規定してございます。第1項に補助対象となる整備事業を第1号から第5号に規定をし、第6号には町産材の使用を合わせて行う場合に対象となる事業を規定しているものでございます。第2項は前項の第1号から第5号までの補助金の限度額を定めております。第1号の住宅改修では一般特別子育ての事業区分、第2号の新築では町内、町外業者による施工区分と、子育て事業の町内、町外業者の施工区分、これらの限度額も定めているものでございます。第3号は新エネルギー工事の限度額、7ページに参りまして第4号は解体工事、第5号に店舗近代化のそれぞれの限度額を規定してございます。次、第3項ですけれども、これは町産材の使用によ

り住宅改修、新築、店舗近代化の事業を行った場合の限度額を定めているものでございます。次に、第4条の規定でございます。これは補助金の交付対象となるものの規定でございまして、第1号から第4号で規定してございます。この中で第2号の店舗近代化の補助金を受け取ることができるもの、この起点につきましては、これまでの対象を若干の拡充をした形になってございまして、これまででは商工会の会員という事になっておりましたけれども、新たに美深町商工業担い手支援事業による認定を受けたもの、更に新たに営業活動を予定して商工会への加入申請をし、受理されたもの、これらについても対象とするという規定でございます。第5条以降、第17条までは補助金の申請、交付等の手続に関して一般的な事項を定めるものでございます。1枚めくって頂きまして9ページご覧頂きたいと思います。第18条、規則への委任規定でございますが、その下、附則でございます。附則の第1項は施行期日で、条例の施行は公布の日と致しますが、この条例の適用となる着工につきましては、平成31年4月1日以降に着工したものをこの条例に適用されるという内容でございます。第2項につきましては、条例の失効ということでこの条例につきましても3年間の時限立法とするもので令和4年3月31日限りをもってその効力を失うという規定でございます。附則の第3項につきましては、条例失効後も経過措置としてここに記載の第4条の規定につきましては、条例失効後も効力を有するという規定でございます。以上が主要な条項の説明となってございますが、第3条の規定に関して表にまとめたものを資料として付けてございますので、10ページ1枚めくって頂いてご覧頂きたいと思います。補助金の対象事業及び限度額ということで、第3条関係を表にまとめたものでございまして、表の左側、事業ごとに①から⑤まで番号をふってございます。この番号が第3条第1項の各号の番号と重なってございます。工事費用の欄を含めて、これらが補助対象事業ということの説明となってございますが、さらに表の右上の方に町産材使用分とございます。これが第6号の規定という事となります。それぞれ事業ごとに補助金の限度額を記載してございまして、今回の条例の制定にあたりまして、それぞれ改修工事、新築工事において子育て改修という事で、子育て世帯に対する支援ということで、この部分が新たに設けられている部分、更に町産材を使用しての改修工事についても限度額を引き上げているという状況でございます。表の右に限度額の合計を合わせて載せてございますが、これは参考として載せたものでございまして、この条例の適用によりまして子育て世帯の方が町内業者による新築工事をした場合、最大400万円までの補助金を受け取ることができるといった、そういった内容となってございます。以上、議案第18号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） これから議案第18号に関し、質疑を行います。質疑はありませ

んか。別段なければ質疑を終了します。

只今、議題なっています議案第18号は、産業教育常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって議案第18号 美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例の制定については産業教育常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第19号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第19号 美深町税条例等の一部改正について議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第19号 美深町税条例等の一部改正について提案説明を申し上げます。地方税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、個人町民税ではひとり親に対する非課税措置の導入、ふるさと納税制度の見直し及び住宅ローン控除の拡充に伴う規定を整備するものであります。軽自動車税では、環境性能割の税率の軽減、グリーン化特例の見直しなどの規定を整備するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書11ページからでございます。議案第19号 美深町税条例等の一部改正について。美深町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。資料を付けてございますので、22ページをめくって頂きましてご覧頂きたいと思います。美深町税条例等の一部改正の概要ということで、ここに記載してございます。まず、改正の趣旨、概要を若干ご説明申し上げますけれども、改正条例という事で書いてございます。5条にわたって改正をしてございますけれども、第1条から第3条の改正については、これは施行期日ごとの改正となってございまして、また第4条については平成29年の第1回定例会で可決しております。改正条例の未施行にかかる部分に改正の必要な部分がございますので、これを改めるという改正。第5条の改正も未施行にかかる分でございまして、これは平成30年第2回定例会で可決しております改正条例の一部改正となるものでございます。その下、改正の要旨ということで記載してございまして、大きく4つのそれぞれ国の制度改正によるものでございまして、それぞれ右側の方に施行期日を記載してございます。それでは、税目ごとに改正概要をご説明申し上げます。まず、町民税にかかる改正

でございますけれども、第10条の改正でございます。これは町民税の非課税の範囲にかかる改正でございまして、子供の貧困に対応するためひとり親を非課税処置の対象とするもので、条文に単身児童扶養者、これを加える改正となってございまして、この表1段飛ばしまして、この下17条の3の2、17条の3の3の改正、これもこの第10条の改正にかかるもので単身児童扶養者に該当する場合については、申告書にその旨を記載するよう改めるものでございます。その上、2段目に戻って頂きますと、第15条の7の改正。これはふるさと納税制度の見直しに伴う改正でございまして、ふるさと納税による給付金の税額控除が国の基準に適合する地方公共団体を特例控除の対象とするというような法改正が行われております。これまで寄附金ということで謳ってございましたけれども、国の基準に適合した寄附金という事で、特例控除対象寄附金と改めるものでございます。次に、附則第7条の3の2改正です。これは住宅ローン控除が拡充されたという事に伴う改正でございまして、消費税率の改正に伴いまして、控除期間を3年間延長するという法改正が行われております。現行制度では、住宅ローン控除額が所得税額を超える場合、この控除しきれない額は個人町民税から控除をしてございます。この個人町民税からの控除も同期間延長するというように改めるものでございまして、また合わせて住宅ローン控除に関する申請書の記載を不要とする改正を行うものでございます。次の下のページでございますけれども、第9条の改正これもふるさと納税にかかる改正でございまして、先程の15条の7と同様の改正となってございます。その下、第9条の2改正もふるさと納税にかかる改正で、これは控除手続きに関する改正となってございます。次に、軽自動車税にかかる改正でございます。これまで軽自動車税にかかる制度改革についてご説明してきたところでございますけれども、今回の条例改正にかかる部分に触れながら若干改めてご説明させて頂きますけれども、まず軽自動車税につきましては、今年の10月1日の消費税改正に伴いまして自動車取得税、これは道税ですけれども、これが廃止されます。それに変わりまして環境性能割というのが創設されます。この環境性能割が市町村税ということになったことによる様々な改正を行ってきたということありますが、更に現行の軽自動車税、これは種別割という区分に名称が変わるということでございまして、これによりまして軽自動車税は環境性能割と種別割のこの2つで構成をされるということでございまして、環境性能割については、これは取得した時に課税されるもの、種別割については、これは所有にかかる税で毎年賦課されるという内容のものでございます。それでは環境性能割の改正からご説明申し上げますけれども、今年の10月1日以降、軽自動車の取得に対しては、この環境性能割が適用されまして、新車、中古車問わず取得価格が50万円を超えるものについては、この環境性能割が課税をされるということでございます。この部分につ

きましては、これまでの自動車取得税と変わりはないわけでありまして、また当分の間この環境性能割につきましては、知事から賦課徴収されるという事になってございます。この当分の間、知事から賦課徴収されることに伴う条例の改正が表の中ほどにあります改正でございまして、附則第15条の2、附則第15条の3、附則第15条の3の2の改正がこの改正となってございまして、附則第15条の2の2はグリーン化特例の判断の規定、更には不正により認定等を受けた場合の措置について、これらの規定を整備する改正となってございます。更に附則第15条の3及び附則第15条の3の2では減免、非課税の特例については、これは北海道の例により行う旨に改めるものでございます。次に、この表の方、附則第15条の2と附則第15条の6の改正でございますけれども、環境性能割、これにつきましては今年の消費税の引き合いに伴う対応としまして臨時的に軽減をされるという事になりますて、本年10月1日から1年間に取得した軽自動車につきましては、税率1%分が軽減をされると、これに伴う改正となってございます。次に、種別割の税率の特例の改正でございます。この表の1番下、附則第16条にかかる改正でございます。平成28年度に環境性能に優れた軽四輪等の普及を促進するために燃費性能等に応じて、税率を軽減するグリーン化特例というのが導入されておりまして、また一定期間経過をした車両については税率を上乗せする重課という導入もされてきております。これらが延長されまして、この第16条の改正では、このグリーン化特例が3段階によって今回改正をされるという事になってございます。第1条から第3条までの改正となりますと、それぞれの措置内容については次のページの表に掲げてございますが、第1条の改正、これは課税適用が本年の4月1日から、第2条の改正が令和元年の10月1日、そして第3条が令和3年4月1日とするものでございまして、次のページご覧頂きたいと思います。下に附則第16条の説明を載せてございますが、グリーン化特例の改正、これを3段階の流れで記載しておりますが、今年の改正ではグリーン化特例は、今年の4月から令和3年3月までは現行制度を延長するという内容でございます。ただ、令和3年4月から令和5年3月までについては、電気自動車等のみに限定をして延長をするという改正内容となってございます。以上が、軽自動車税に関する改正概要の説明とさせて頂きます。このページの方をご覧頂きたいと思います。表の最後でございますけれども、概要説明の最後になります、平成30年の条例第8号の第1条を改める改正でございますけれども、これは第5条の改正となってございまして、令和2年度から施行されます、大法人に対する法人町民税、この電子申告が義務化となります。これに関して災害等による申告が困難と認められる場合の宥恕規定、これを整備するものでございます。以上、改正の概要説明とさせて頂ますが、改正の課税適用、施行日等につきましては表の右側に記載の通りとなっ

てございます。また表の下には、地方税法等の一部改正によりまして条例が引用しております法律等の条項が移動したものなど箇条書きで記載してございます。以上で、議案第19号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第19号の説明を終了します。

◎日程第13 議案第20号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第20号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第20号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の交付に伴いまして課税限度額、これは基礎課税の分でありますけれども引き上げる改正がされています。及び軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得基準を引き上げる改正になっております。これらを整備するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう提案説明を申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書25ページからになります。議案第20号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きまして、資料をお付けしていますので資料をご覧頂きたいと思います。課税限度額と軽減判定所得の改正ということでございまして、まず表の上の方が課税限度額の改正となってございまして、基礎課税にかかる分、この改正となってございます。現行58万円となっておりますが、これを3万円引き上げまして61万円とする改正でございます。次にその下、軽減判定所得の改正でございます。2割、5割、7割の軽減がございますけれども、この内2割と5割の軽減に対する改正となってございまして、まず5割軽減につきましては、現行27万5,000円これを5,000円引き上げまして28万円、更に2割軽減では、現行50万円を1万円引き上げまして51万円とする改正でございます。これらいずれも課税適用は平成31年4月1日からとするものでございます。以上、議案第20号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第20号の説明を終了します。

◎日程第14 議案第21号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第21号 美深町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第21号 美深町災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。第8次地方分権一括法により、災害弔慰金の支給等に関する法律及び政令が改正され、災害援護資金の貸付に関し市町村の政策判断において貸付利率が設定できる他、償還方法について拡充されたところであります。これらに伴いまして、条例の災害援護資金の貸付規定を整備するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、よろしくお願ひ申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案27ページをお開き下さい。議案第21号 美深町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。美深町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。これを1枚めくって頂きまして、29ページご覧頂きたいと思います。資料を付けてございますので説明申し上げます。まず、第14条の改正になりますが、この援護金の貸付利率につきましては、これまで法律によって3%というように定められておりました。これが法改正により条例で定める率という事にされたことに伴います改正と、それとこれまで連帯保証人、これも必置義務ということで関らず付けなければならないという事でありましたけれども、これは政令の改正によりましてこの必置義務が撤廃をされまして、市町村の判断とされたことによります改正でございます。現行条例第14条1項で規定してございますが、これを3項まで規定をするという改正でございまして、まず第14条の第1項では、補償に関する規定をここに加えるものでございます。保証人を立てることが出来るという規定を第1項とし、第2項を利率に関する規定とするものでございまして、保証人を立てる場合については無利子、保証人を立てない場合は年1.5%とするものでございます。なお、この利率の設定につきましては、平成23年に制定をされました東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、この法に定める利率に合わせたものでございます。第3項の規定は、保証人の保証債務に関する規定を設けるものでございます。次に、第15条の改正でございます。償還等に関する改正でございますが、政令が改正されまして月賦による償還方法が追加されておりまして、第1項をその旨に改めるものでございまして、また第3項につきましては、これらの改正に伴いまして法律の引用に関して整理をするというものでございます。この条例の施行期日は公布の日とするものでございまして、経過措置が設けてございますけれども、この規定につきましては改正後の条例の適用に関しまして、

この条例の施行日以後に発生した災害に受けた被害とする経過を設けるものでございます。

以上、議案第21号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第21号の説明を終了します。

◎日程第15 議案第22号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第15 議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正について議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の改正は、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護保険法施行令の一部改正により低所得者の介護保険料を軽減、強化するため令和元年度から令和2年度までの特例として保険料率を改正するものです。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、よろしく申し上げて提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きます。30ページご覧ください。議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正について。美深町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きまして、31ページに資料を付けてございますので、これで説明申し上げます。介護保険料につきましては、現行9段階において規定してございます。この表の通り所得に応じて各段階を設けているわけでございますけれども、第5段階、5万4,000円これは年額ですけれども、これが基準額となってございます。これに対して所得に応じて軽減、あるいはそれぞれ上乗せという規定となつてございますが、今回の改正につきましては、この第1段階から第3段階までの軽減対象を増やすのと、第1段階について既に軽減措置がされておりますが、これを更に軽減割合を増加するという内容となっております。現行規定では、第1段階が2万4,300円となってございますが、条例の第7条でこの保険料を定めているわけですけれども、この第1段階につきましては、2万7,000円という規定になっておりますが、これを軽減措置ということで平成30年度から32年度までについては、2万4,300円とするという規定で第1段階については現行2万4,300円となってございます。これを更に2万250円に軽減割合を拡大すると。更に第2段階、第3段階についても軽減措置を行うという事で、現行それぞれ4万500円を第2段階につきましては、3万3,750円、第3段階については、3万9,150円と改めるものでございます。それぞれ令和元年度から令和2年度の措置とするものでございます。以上、議案第22号の説明とさせて頂きま

す。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第22号の説明を終了します。

◎日程第16 議案第23号乃至議案第25号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第16 議案第23号 美深町公共下水道条例の一部改正について乃至 議案第25号 美深町給水条例の一部改正について一括議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第23号から議案第25号で提出しております、3件の条例の一部改正について、一括して提案説明を申し上げます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法の一部を改正する法律が施行され令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられることになりました。この消費税引き上げ分を料金に転嫁することについて、美深町上下水道事業経営審議会に諮問し、その答申がありましたので、中央簡水、北部簡水の料金並びに公共下水道及び合併浄化槽の使用料改正について条例の規定を整備するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、お願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案の説明をさせて頂きます。32ページからになります。議案第23号 美深町公共下水道条例の一部改正について。美深町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくっていただきまして、33ページに資料を付けてございます。新旧対照表でございますけれども、消費税率の改正に伴う改正という事で、現行基本料金929円、超過料金が140円となってございますが、これは消費税8%を加えた額となってございます。この8%を抜きますと税抜きで基本料金が860円となります。超過料金については130円となってございまして、これを今回の消費税率改正に伴いまして、消費税率10%を転嫁して料金とするものでございます。それによりまして、基本料金が946円、消費税分が86円となります。超過料金については、143円で、消費税分が13円となるものでございます。附則と致しまして、施行期日でございますけれども、本年の10月1日から施行するものでございます。なお、経過措置としまして、この料金の適用につきまして経過を謳ってございます。下水道の料金につきましては、検針後の請求という形になりますけれども、各月に15日ごろに検針を行っておりますので、そうしますと10月1日からの施行となりますと、丁度9月の15日ごろに検針したのと、10月の15日ごろ検針したものとで9月分の料金と10月分の料金

で輻輳するということになりますので、したがいまして10月の検針日、したがって10月の15日ごろの検針以降に使用した料金について、この10%を適用するという、そういう改正となってございます。以上が、議案第23号の説明とさせていただきます。

次に、議案第24号 美深町個別排水処理施設条例の一部改正について。美深町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。次のページですね。めくって頂きまして、これも新旧対照表でご説明申し上げます。先程の下水道条例の改正内容と同じでございますが、個別排水につきましては、5人槽それと6・7人槽、8・10人槽と3段階で料金設定がされてございますが、この料金につきましても消費税8%を加えたものが現行料金となってございまして、税抜きの料金でいきますと5人槽が2,400円、6・7人槽で2,800円、8・10人槽で3,200円となってございます。これにそれぞれ消費税相当分10%を上乗せした金額がそれぞれ2,640円、3,080円、3,520円に料金を改めようとするものでございます。この条例の施行期日についても令和元年10月1日からといたします。なお、個別排水処理施設につきましては経過措置はございません。これは3カ月分ごとを最終月月末に徴収をしてございまして、したがいまして10月分でいきますと10月、11月、12月分を12月末日に徴収してございますので、10月1日からの施行で経過措置をもたなくともいいということになってございます。以上、議案第24号の説明とさせて頂きます。

次に、議案第25号 美深町給水条例の一部改正について。美深町給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。39ページからご覧頂きたいと思います。中央簡易水道と北部簡易水道事業の料金改正ということでございます。表が非常にたくさんございますけれども、改正内容につきましては先程の議案23号、議案24号と同じ消費税の引き上げに伴う改正ということで消費税率の引き上げ分を増額するものでございます。施行期日につきましても10月1日と同じでございまして、また料金の適用につきましても下水道条例と同様の経過措置を附則で定めるものでございます。なお、この新旧対照表の始めに、第7条の一部改正してございますけれども、これは政令の改正によりまして条例が引用している部分の条ずれが生じたために改めるものでございます。以上、議案第23号から25号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第23号乃至議案第25号の説明を終了します。

◎日程第17 議案第26号及び議案第27号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第17 議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に

ついて一括議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第26号及び議案第27号で提出しております、2件の事務組合の規約変更につきまして一括して説明を申し上げます。まず第26号の北海道市町村総合事務組合及び議案第27号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合はいずれも事務を共同処理するため北海道内の市町村、一部事務組合、広域連合が共同で設置している組合であります。この内、市町村総合事務組合では3団体が町村議会議員公務災害補償等組合では4団体が脱退することに伴い規約の変更が必要になったものであります。それぞれの事務組合等にかかる規約変更について関係団体と協議するため地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、お願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせて頂きます。44ページからご覧頂きたいと思います。議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。1枚めくって頂きまして、これも新旧対照表になりますけれども資料を付けてございます。北海道市町村総合事務組合、これは市町村、あるいは事務組合等の非常勤職員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務の共同処理をしている地方公共団体の組合となってございます。この共同処理をする団体のうち3団体が脱退することに伴う規約の一部変更となってございます。変更内容につきましては、別表第1と第2の改正でございまして、別表第1は組合構成団体が振興局ごとに掲げられておりまして、別表第2につきましては、共同処理をする事務それごとに構成団体が掲げられているわけで、それぞれの表から今回脱退をいたします北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、それと池北三町行政事務組合、これをそれぞれ削除ということでございます。なお、別表第1の各振興局名の左にカッコ書きで数字が載せてございますが、これは各振興局管内の組合構成団体の数を示しているものでございまして、それぞれが1団体減少するという内容になってございます。附則はこの規約の施行期日でございまして、知事の許可の日からとするものでございます。以上、議案第26号の説明とさせて頂きます。

次、1枚めくって頂きまして、議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。これも1枚めくって頂きまして、資料を付けてございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合、これは町

村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理している地方公共団体の組合ということで、この共同処理をする団体が4団体脱退をするということに伴う規約の改正でございまして、変更の内容は別表第1の改正となってございます。脱退する団体をこの表から削除するものでございますが、脱退する団体については先程の議案第26号でご説明申し上げました3団体、これに加えまして十勝環境複合事務組合、これを合わせた4団体が今回脱退するという事でございます。附則につきまして、この規約の施行期日でございまして、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。以上、議案第26号、27号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、初めに議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、に関して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について採決します。議案第26号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第26号は、原案の通り可決されました。

次に、議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、に
関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について採決します。議案第27号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第27号は原案の通り可決されました。

◎日程第18 議案第28号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第18 議案第28号 貢産の取得について議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第28号 貢産の取得について提案説明を申し上げます。今回の財産の取得につきましては、平成16年度に購入し、15年間使用した斑渓吉野線スクールバスを更新し、児童生徒の安全な通学手段の確保を図るもので購入業者を決定するため5月28日指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、お願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせて頂きます。49ページご覧頂きたいと思います。議案第28号 貢産の取得について。次の財産を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。まず、取得する財産でございますけれども、スクールバスでございます。取得金額が2,120万円、取得先が中川郡美深町字西1条南1丁目2番地、株式会社坂井モータース 代表取締役坂井弘明です。5社による指名競争入札を5月28日に執行しております。予定価格、これは税抜き価格でございますけれども、1,970万円を予定しての入札を執行しております。これに対しまして落札価格が1,927万7,314円でございます。落札率が97.85%となります。なお、消費税の課税されるもの、課税されないものの関係がございまして、端数のついた落札価格でございますけれども、これが税額上乗せ致しまして2,120万円で契約をしようとするものでございます。次のページをめくって頂きまして、スクールバスのメーカーにつきましては、日野自動車の車両でございます。納入期限を令和2年の3月10日とするものでございます。主要諸元、まず座席等でございますけれども、乗客の座席が37席ございます。シートが9列によるものでございます。なお、寸法等につきましては、ここに記載の通りでございますのでご了承頂いたいと思います。以上、議案第28号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第28号の説明を終了します。

只今から暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時02分

◎日程第19 議案第29号乃至議案第32号の提案説明

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次、日程第19 議案第29号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第1号）乃至議案第32号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野総務課長。

○総務課長（草野孝治君） それでは別冊配布の議案第29号について、ご説明させて頂きます。議案第29号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第1号）。令和元年度美深町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺美由紀君） 別冊配布の議案第30号の説明をさせて頂きます。議案第30号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（後藤裕幸君） それでは、議案第31号の説明を申し上げます。別冊配布の議案をご覧ください。議案第31号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第32号の説明を申し上げます。別冊配布の議案第32号をご覧下さい。議案第32号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）。令和元年度美深町中央簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第29号乃至議案第32号の説明を終了します。

◎日程第20 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第20 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。議案調査のため明日14日から19日まで休会にしたいと思いますが、
そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって14日から19日までを休会と
することに決定しました。以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。
本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

散会 午後1時44分

令和元年第2回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和元年6月20日）

◎議事日程（第2号）

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

◎出席議員（11名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 五十嵐 庄 作 君
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長草野孝治君	住民生活課長渡辺美由紀君
保健福祉課長後藤裕幸君	農務課長川端秀司君
建設水道課長杉本力君	会計管理者政岡英司君
総務グループ主幹小林一仙君	企画グループ主幹中江勝規君
生活環境グループ主幹内山徹君	税務グループ主幹山崎義典君
保健福祉グループ主幹小野勇二君	農業グループ主幹桜木健一君
建設林務グループ主幹中林秀文君	水道住宅グループ主幹南坂陽子君

◎教育委員会

教 育 長 石 田 政 充 君	教 育 次 長 望 月 清 貴 君
教育グループ主幹大堀裕康君	教育グループ主幹和田政則君

◎農業委員会

事務局長川端秀司君

◎監査委員事務局

代表監査委員水本守君 事務局長玉置一広君

◎議会事務局

事務局長玉置一広君 事務局副主幹服部満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名、全員です。定足数に達しておりますので只今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告を致します。今期定期会の一般質問通告について申し上げます。一般質問通告者は、小口議員、他5名です。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第2 一般質問を行います。一般質問の通告者は6名です。発言の順序は議会運営委員会で決定した順序と致します。発言時間は、再質問を含めて30分と致します。それでは、質問の順序に従って発言を許します。

7番 小口議員。

○7番（小口英治君） それでは一般質問を始めたいと思います。項目教育、件名 子供模擬議会の開催・子供権利条例の制定についてです。質問の要旨を申し上げます。第5次総合計画の基本構想に掲げる町の将来像の実現には、「次代を創る人を育てるまち「美深」」の目標を着実に進めていく事が重要であり、児童・生徒へのふるさと教育や18歳以上の選挙権新設を活かす行政への理解など、教育が果たす役割は非常に大きいものがあると思われます。具体的な取り組みとして、地域に対する関心を高め、郷土愛を育成するとともに、次代を担う子供達の意見を今後の町づくりに反映させていくことを目的とした、子供模擬議会を開催してはどうでしょうか。また、次代を担う子供達が我が町の豊かな自然や人との関りの中で心豊かな人間として成長し、様々な権利が守られて幸せに暮らすことを目的とした子供権利条例（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を制定する考えはないか。以上、教育長の見解を伺うものです。よろしくお願い致します。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、小口議員の方から子供模擬議会の開催、更には子供権利条例の制定についてご質問を頂きました。非常に教育委員会としては難しい課題だなどい

うように考えているわけでありますけれども、まず子供模擬議会の質問でございますが、子供議会という形で本町では過去に平成5年から平成11年に開催した経過がございます。その後、小口議員の方からは子供模擬議会に関する基本的な考え方につきまして平成25年の第1回定例会、更には平成27年の第4回定例会におきましてご質問があったわけですけれども、町長の方からは開催の考えはない旨を答弁申し上げたと私は認識をしているところでございます。ご質問にあるように子供達の意見を広く町づくりに反映することを目的とした子供議会の開催につきましては、教育行政だけではなく、町全体の方向性が必要であるというように考えているところでございます。従って、現時点で教育委員会として子供議会等を開催するという考え方には至っていないという事をまず申し上げておきたいと思います。ご質問にありました子供達へのふるさと教育等につきましては地域の皆様のご協力を頂きながら総合的な学習を始め、各取り組みを取り進めているところでございます。また、選挙権が18歳まで引き下げられたことにつきましても、国民主権や選挙の仕組みなど子供達が将来、社会に参加する知識として大切なことでございますので、学校教育の中でも扱われており指導されているという状況でありますので、ご理解をいただければなと思います。次に、子供権利条例の制定の考え方でありますけれども、子供達の様々な権利が守られ高められるよう努める事が、私達大人全て、そして行政の責任であると考えております。国においては、国家間の合意であります児童の権利に関する条約が平成6年に批准され、これが施策などにも反映され、特に教育行政においては子供の基本的人権に十分配慮し、1人1人を大切にした教育を行われることが求められているところです。教育現場においてもそういった事を受け、指導がなされている状況にあります。本町におきましては、子供の権利に関する独自の条例等は持っておりませんが、児童福祉行政ですか、教育行政も当然の話でありますけれども、色々な分野を通じて法令に基づく事業はもとより各種事業の推進に努めているところでございます。ご質問の子供の権利条例の制定ということでありますけれども、教育行政の範囲を超えた幅広い議論が必要であると考えております。現時点において教育委員会として子供の権利条例等を制定するという考え方には至っておりませんので、ご理解を頂ければなと思っております。以上、答弁とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 7番 小口議員。

○7番（小口英治君） 私は、今の答弁を聞いて、全くがっかり致しましたけれども、この第5次総計に「次代を創る人を育てるまち「美深」」という項目がありますけれども、その中には2番目として学校教育の充実、ちょっと読ませて頂きますが、社会の変化に対応した教育の充実を図るとともに地域の資源を活かした教育活動を開かれた学校づくりを

推進いたしますと、その後の3番目としましては、家庭・地域教育の充実を挙げられております。この中で、中を折りますけれども、家庭教育の低下が懸念されていることから、家庭における教育の充実に向けた支援を行うとともに地域における様々な人との交流や身近な自然との触れ合いを通して地域特性を活かした教育を推進します、というように述べられているのです。これはまさしく教育サイドが管轄する所管だと私は思っています。それで、中々、教育委員会が難しいと、全町的な事になるのだというようなお話がありましたけれども、リーダーシップは何処がとるのですか。その考えをまずお聞かせください。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、総合計画に基づく教育の方針についてのお話がありましたけれども、そのことと今、質問を頂いています子供議会、その関連性といいますか、その部分について教育委員会として、今言われた部分を推進していく上で、この事がベースになるという考え方にはたっていないわけありますけれども、それが必要だと考えられるその考え方について逆に聞かせて頂ければなと思います。先程、答弁申し上げましたけれども、やはり町全体としてどう方針を出していくかという問題でありまして、そのことをベースにしながら教育として子育てをどう進めていくのかという事を教育委員会としては、考えていく立場でありますので、そのことを考えていきますと、今議員からご質問頂きました部分とどう結びつくのかという事は、ちょっと私とは中々理解できない部分もあるものですからお願いをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口議員。

○7番（小口英治君） 初めての反問権だという認識で。まず。子供は、よく言われていますけれども、どこに住んでいようが将来の大人ですよ。大人になるのですよ、子供は。そしてこの町を支える貴重な人材ですよ。それが為に先程の答弁で言わされましたけれども、権利条約は国連で1990年に採択され、日本は1994年に発行されました。これは、25年前ですよ。今の現在の状況をみると、直近では昨日、参議院本会議で体罰禁止法というような法律が昨日発行されまして、美深町として子供を守らなければならないのをやっぱり当然、私は権利条例の質問は初めてだと思いますけれども、模擬議会はその方法の1つとして考えていますけれども、2つセットの物だと私は考えておりますけれども、当然子供の約束事を町が定めるのは、私は当然のことではないかと思っております。近郊でもありますよ、士別市ですとか、名寄市ですとか。何故美深ではそういう考えに至らないのか聞かせて下さい。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 子供権利条例の部分と子供模擬議会の部分と1つ通ずる部分が

あるというのは、それは理解をするところです。昨日国の法律が通過したというお話をありましたけれども、正しく法律等を持って基本的には市町村、それから住民の方々もそれを守っていくという部分で大枠と言いますか、それから虐待防止に向けた色々な取り組みがされていると、基本的に法律等で定められている部分、それを超えてですか、それから取り扱いとして定めなければならないものについては、条例等で定めるという手続きは出てきますけれども、そういった国連の条約等を基にしながら国の各法律等で定められているものを移行していくというのは私達の責務でありますから、そういった部分で美深町独自のものがないから出来ないとか、そういった課題では第一に思っております。近隣の市町村でも子供の権利に関する条例等が制定されている部分も理解をするわけでありますけれども、先程申し上げた通りこれは教育委員会だけで出来る問題ではありませんし、うちの町として今の状況の中でそれが必要かどうかという事を考えた時に果たして、今うちの町がそこまでの状況があるのかどうなのかという事を考えた時には、やはり現段階で教育委員会として直ちにこういったものを制定するという考え方にはたっていないというお話を申し上げているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口議員。

○7番（小口英治君） それは前向きにやるというような捉え方でよろしいのでしょうか。まるっきり今はそういう状況ではないので、手は付けないというような、どちらかはっきりお聞きしないと私も判断に困りますのでもう一度聞かせて下さい。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 教育委員会だけで判断できるものではありませんけれども、町としてそういったものが必要だという認識に立てば、それは当然やって行かざるを得ない課題だろうと思っています。その時期が来るのか来ないのかという事かなと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口議員。

○7番（小口英治君） その時期が来るのか、来ないのかってもうその時期なのですよ、間違いなく。遅きに失した感がありますよ、美深は。それでちょっとこれから美深町も、話はちょっとずれるかもしれないですが、学校運営のコミュニティ制度を取り組むようになっていますけれども、まさにこれと、このような地域の皆様と学校運営とともに考える中で当然このようなことも今、2点程挙げていますけれども、当然、机上に上がるべき課題だと私は思っていますよ。今みたいなような後退しているような事ならコミュニティスクールのその役割ってどのような事になるのかなって大変不安に感じますよ、今の教育長の答弁であったら。もう少し明確に答えて下さい。次の質問にいきますからもう一度明確

に答えて下さい。それからいきます。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、議員が正しくおっしゃられた通り、色々な方法でそういった意見を聞くなり、そういう場を設けていくという考え方です。ですから、条例を制定してまで、それがしないと出来ないのかといううちの町、果たしてそうなのかなというところもあります。ですから、先程言った通り色々な取り進めの中で色々な手を尽くしながらそういうことを特に子供達の意見もしっかりと吸い上げてやっていかないとならないと思っていますけれども、それが物理的に色々な課題があって、条例を作らないと駄目だとすれば、やはり今、議員がおっしゃられた手続きを踏んでいかなければならぬと考えていますけれども、現状の中でそこまでの状況にあるかというと、私は今うちの町の状況でいけば現状の中で十分、応え得るのではないかという考え方でありますので、やるか、やらないかというお話ですけれども、そういうものが必要な状況になればそれは考えていかざるを得ないというように考えております。

○議長（南 和博君） 7番 小口議員。

○7番（小口英治君） 状況になればと同じ答弁の繰り返しで、さっぱり当てにならないような話だと私は思いますけれども、これは他の例ですけれども、ちょっといつもずれて申し訳ありませんが、学力日本一の秋田県の東成瀬村という取り組みを調べましたら、8項目ぐらいあるのですけれども、4項目にふるさと教育を挙げているのですよね。その後に一貫した子育て支援教育ですか、1人1人を磨く教育を目標に掲げてやっておられます。ここは全国の学力テストで日本一のところです。その中でもやはり子供の意見というのは、私は考え方やら意見やら私たちが考えている以上の能力があるというように私は認識しております。それをどのようにしてすくい出すことが町づくりに繋がるし、子供達の幸せに繋がるという事がやはり大事な事なのではないかと思って、今色々と模擬議会だとか1つの方法としてそういう事をお話ししているのですけれども、町長にも過去2回くらい私は同じ模擬議会だけですけれども質問した経緯がありますけれども、町のサイドと教育サイドが同じになる必要は全くありませんので、教育的な見地からどんどん積極的にやっていただきたいというのが私の考えですけれども、やはり大人のその権利条約で言えば大人の責務というか責任を簡単なことでしょうけれども、士別市の例ですけれども、大人の責務として、大人は子供が自分の権利に理解し、自分を大切にすることや自分以外の人を大切にする豊かな価値観を持つ人になることができるよう支援すると、大人の責任として。家庭では、保護者は子供達にとって最良の利益の何かを考え、子供の権利保障に努めますと、また学校においては育ち、学ぶ施設の関係者は子供の権利保障に努めます。また、地

域では子供の権利保障に努めます。最後に、行政としては子供に関する施策を実施して子供の権利保障に努めますと、これは市別市の例ですけれども、本当に私は子供に対する優しさといいますか、保障ですね。子供の安全の保障。それは全町的にこのような事で条例をつくっていると思いますけれども、何も私は難しい事柄は全くないと思います。かえって何が難しいのか、あえて私はそれを聞きたいですよ。簡単なことですよ、今言ったような事を守るようにただ決めごとをするか、しないかの問題だけです。子供にとっても子供の権利からいうと、やはり安心して生きる権利ですとか、豊かに育つ権利、自分を守り守られる権利、意見の表明や参加する権利、これは子供達にとって当然のことが権利としてあるべきことですよ。それを何故積極的にやらないのか。色々集まりがあってふるさと教育も先程ちらっと教育長の方でやっているようなお話がありましたけれども、ふるさと教育に関して言えば、これは事務報告書、29年度のですけれども、これは小学校ですと稲植えだとか餅つき体験だとか、仁宇布の小中学校はトロッコ王国についてのお話だとか色々あるようでしたけれども、中学校に至っては羊毛加工の体験それ1つ、高校に対しては農業学習実習かぼちゃ収穫、このような事で本当に子供達の意見の聴取と、これから巣立っていく子供達の意見を取り入れる行政ができますか。かぼちゃの収穫が悪いとか、そういうことは全く言っておりませんけれどもやっぱりもう少し前向きに子供達の意見を聞いて、教育・行政に活かすべきだと考えておりますけれども、考えれば考えるほどその1点に私は行きつくのですよ。子供は大事だ、教育が大事だ、その先頭に立っているのは石田教育長ですよ。どうですか。やってくださいよ。何も難しいことではないですよ。お願いします。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） お願いしますとお願いされるべきなのかどうなのかわからないのですけれども、ちょっと今、沢山色々とお話があったものですから少し抜けるところもあるのかもしれませんけれども、最初に言われた秋田の学力一番という町の視察等もされて、子供達から色々な意見を聞いて、それに参考として進められているようですけれども、どのような方法でどのような意見があったのか、もし参考で教えて頂ければなと思っております。それから、各種権利等について色々な活動の中で取り組まれているというように考えていますけれども、小口議員はあれですか、美深町ではやはり子供達の権利に関する部分ですとか、全くされている状況ではないという認識を持たれているのかなというようにお話を聞いていると、そのように聞こえるわけですけれども、きっとそうではないのだろうとは思うのですが、先程その町の取り組みの1つとして各学校等の取り組みに対しての一部支援をする内容のお話がありました。ふるさと教育を始め、そういった部分につい

ては教育委員会として支援をしているという分については、先程小口議員が言われた部分が主でありますけれども、例えば道徳教育ですとか、それから社会の教育ですとか、そういった中で当然生活科もそうですし、色々な中で美深ふるさとを題材として指導がなされている。それから教育委員会としては副読本を作つて美深町の産業から色々なことをまとめたそういうことを作つて教育現場の方に出させて頂いております。それらに基づいて、先生方のどのように可聴されるのか、色々な授業の中で可聴されていっているだろうというように思つてゐるわけですけれども、そういう事で着実に進めているという事もまずご理解頂ければなと思います。そして、先程から何回か申し上げておりますけれども、条例がないと進まないのかという事でございます。先程、議員からも簡単な条例だから作ればいいじゃないかというお話がありましたけれども、条例を踏まえなければできないのか、そういうものをしっかりと考へた中での制定をするのだとすれば、そういう事が必要になってくるだろうと思っています。基本的に、一般的に定められておりまます、権利に関する条例等、踏まえる4つの原則、そういうものを踏まえながら、当然意識をしながら進められると。特に意見の発表の場が子供議会を中心にされておりますけれども、それが全てなのかどうか。そういう事もしっかりとやはり考へていかなければならぬでし、例えば子供議会がどのように考へられているかわかりませんけれども、質問の中では子供模擬議会となつていますけれども、その模擬という意味も私は理解できていないのですけれども、子供議会そのものが、教育委員会そのものが多分想定されているのは、この議会を使ってというイメージが強いのではないかなどというように思つわけですが、教育委員会がそこにこの議会を使わせてもらつて、その模擬議会をするという立ち位置にあるのか、どうなのか。これはやはり教育委員会としての一定の考え方をもつて要請することもできるかもしれませんけれども、やはり議会も議員の立場からも議会を開催する権限を持っていますし、それから町は町の方として議会を開催する権限を持っていますから、そういう立場からもやはり考へていくべきものであらうというように思つています。教育委員会として出来る事、それはやはり色々な機会を捉えながら意見を聞いていくという努力は、これはおっしゃる通り最大限していかなければならないと思いますけれども、権利条例それから議会に対する考え方というのは以上でございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口議員。

○7番（小口英治君） 上手く逃げたというか、中々うまい事を言うなというのが実感ですけれども、29年度の2次評価の調書をちょっと見たのですけれども、これは大項目でいうと次代を創る人を育てるまち「美深」の中の3の3の2ですけれども、これは教育委員会サイドで現状と課題を書かれておりますけれども、その中でちょっと読みますけれど

も、高度化情報化社会の到来、ライフスタイル等の変化により快適で便利な生活環境の一方で人ととの触れ合う機会の減少など、地域における人間関係の希薄化が見られ、地域の教育力の低下に繋がっていると思われる。このため、地域全体で子供を健全に育成するため、学校、家庭と地域の繋がりを深める中で地域の教育力を高めていく事が必要であるというように分析しているわけですよね。これは私のこれから議会の方にまた戻って、今の議会の方は是非とも子供議会を開催すべく努力したいと思いますけれども、何はともあれ子供達の意見を聞いてこのような仕組みもあるのですよと、そういう啓蒙も私はすべきだと思うのですよね。美深に住んで、その年齢にもよりますけれども美深の行政といいますか政治がどのようなところで、どのように決まってという基礎知識ですね。それは恐らく学校の方では、教育の一環として先生方が教えられているとは思いますけれども、何もお金の掛かる事ではないのですよね。ただ、このようなところを見て、このような事をやっているのですよという、やはり子供はその場を見たら驚きと感動を感じられると思いますよ。そのようなソフト面の充実を今のこの項目に限らず、教育委員会サイドはもう少し頑張って頂きたいなと思います。やはり意見を聞いて、そうしたらよその市町村や何かのお話を聞く機会がありましたけれども、前回も言いましたけれども大した評価をしているわけですよ。良い事言ってくれる、大人の目線では感じられないようなことも指摘してくれる、いや、良いものだと。やはり私もそうでないのかと聞いていて思うわけですよ。ですから、是非とも前向きに捉えてほしいなという事で、一般質問で子供議会に関しては3回目になるのかもしれないですけれども、やはりこれは諦めきれないです。子供の事を思えば。そこで、今まで長々と述べましたけれども、やはりこれは議会も頑張りますけれども、教育委員会サイドが子供達の意見を聞いて、やはり方向性を出してから私たちは動く筋合いというか、役割分担だと思いますけれども、その1点で質問は終わらせて頂きたいと思いますけれども、大いなる前向きな答弁を期待して、これで終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 大いなる前向きな答弁という事でありましたけれども、教育委員会がお膳立てをするから議会がでは動きますという課題でもないのかなと思っています。それぞれ必要な立場で、必要なそれぞれの立場で子供達の意見を聞くという事は大切な事だろうと思っています。今、おっしゃられた本当に子供達の意見、これは、的を得ている部分も沢山ありますし、大人にはない発想で意見を頂くという事もこれは多分多いだろうと思っています。そういう部分で教育委員会は教育委員会として議会だとか、そういうことは別としても各機会を通じながら、子供達の意見を大切にしながら進めて行きたい

と考えておりますので、ご理解を頂ければなと思います。

○議長（南 和博君） 以上で、7番 小口議員の質問はおわります。

次、3番 和田議員。

○3番（和田 健君） それでは続いて、私、和田の一般質問を始めさせて頂きます。項目は教育、件名は美深町の特色ある英語教育の推進についてです。質問の要旨を述べさせて頂きます。2020年度に小学校3年生から英語が必修化、5年生からは教科化される事を見据え、美深町では2018年から幼、小、中、高まで一貫した英語教育を「美深町の特色ある英語教育」として実施してきました。強化対策としてALTを2名に増員し、町内在住の外国語指導助手を採用。今年4月からは教育委員会に英語教育推進担当者を配置し、体制の強化がなされ、その連携を図るべく町内の幼、小、中、高の教員を含めた英語推進研究会が設置され、役割が機能し始めていると認識しております。また、2018年10月には美深小学校において、文部科学省の教科調査官を招聘し、公開研究授業を実施するなど、町内の小・中学校教員の研修にも力を注いでいることが見られます。実際に子供達の意欲・関心や適応性、習得力には目を見張るものがあり、一昔前の私たちが受けた英語教育とは格段に違いが見られる一方で、これからの中の国際社会、IT化の社会を担う子供達に求められている資質の高さは、私達の想像を超えるものであり、それ故に、教育において地方格差が生じることがないよう切に願うところであります。我が町の英語教育が全国、全道的にも一步進んだものとなるよう、これから本格導入されるにあたり、以下5点について教育長の所見を伺います。1つ目に、美深の特色ある英語教育によって、どのような人材を育成しようとしているのか改めて確認させて頂きます。また、幼、小、中、高の各教育課程におけるそれぞれの到達目標をお聞きします。2つ目に、2020年度大学入試が現在のセンター試験から「大学入学共通テスト」に移行される事で英語の4技能であります「読む、聞く、話す、書く」を適切に評価するため、民間の資格・検定試験を活用するとされました。美深高校の生徒に限らず、検定試験会場の都市部偏りや資格取得のレベル設定など受験生には大きな壁になると思いますが、教育委員会としての見解と対策を伺います。3つ目に、外国語活動の一環としての国際理解の取り組みにおいて、我が町の友好都市であるカナダのアシュクラフト村との交流を検討するとされておりましたが、現在の取り組み状況をお聞きいたします。また、海外留学の経験は大学進学や就職活動において、国際社会に通用する人材の評価として、これからも重要視されると考えるところでございますが、交換留学などでは、アシュクラフト村との交換留学の取り組みの考えを伺います。4つ目に、他の自治体ではALTを独自採用しているところもあり、任期中に指導力を向上させ、町の英語教育に深く関わったALTを町内に留めておくことがこれか

らの美深の英語教育、または町民の外国人との交流という面でも有効であると考えます。現在、採用しているALTが町民との関係を深め、任期終了後も町に残る意思があった場合に、サポートする考えはあるのかをお聞きいたします。最後、5番目に町内各学校教員の英語授業の技術や英会話能力は、これから一層のレベルアップが必要であると思います。これからの英語授業のポイントを研修した昨年の教科調査官の来町は大変有意義なものであったとお聞きしております。また、各教員一人一人の英語能力のスキルアップも重要であり、教員が学べる場の提供として教育委員会のこれからの支援の考え方を伺います。以上、5点をお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、和田議員の方から美深町の特色ある英語教育についてのご質問を頂きました。順を追って答弁させて頂きたいなと思います。初めに英語教育による人材育成の目標と各段階における到達目標についてのご質問でございます。美深町では平成28年度から特色ある教育スタイルの構築を目指して英語教育の在り方について協議し、推進する場である美深町英語教育推進研究会を立ち上げ、町内各学校が連携をし、各段階における英語教育の推進方法について検討を進めてきたところでございます。この中で美深町英語教育の目標として英語が使える美深人の育成ということを見据えて、文法や語彙などの知識を持っているだけではなくて、実際に外国人と交流できるコミュニケーション能力を持った人材の育成をすることが大切であるというように考えています。各学校の段階における到達目標でありますけれども、幼児センターにおいては違う国の人と触れ合いながら英語に親しむ事が出来る事、そして小学校の段階においては、読む事や書くことも含めた初步的な英語を運用することが出来るようになること。そして中学校の段階においては、身近な事柄を中心にコミュニケーションを図ることが出来るようになるという事、そして美深高校卒業時には英語を通して情報や考えなどを的確に理解したり、適切に伝えたりする事が出来る、そのような事をそれぞれの到達目標として考えているところでございます。次に、大学入学共通テスト移行へ伴う民間試験の活用についてでございますが、現在の大学入試センター試験が、来年度限りという形で自主的には今の高校2年生が受験する時から大学入学共通テストという形で2021年の1月にスタートをする形になります。この中では新たに英語の民間試験の活用という形が今進められているところです。大学を受験する受験生には認定された英語の民間試験のいずれかを2020年の4月から12月まで、来年の4月から12月までですね。その間で受験をし、その受験結果が大学に提供されるという状況であります。現時点で各試験の実施日や会場が未定というところがありまして、また試験日等も決まっていないという事、それから試験会場は遠距離になる

のではないかという事で、地方の生徒が不利になるなど、試験に掛かる経費が家庭の経済状況により差が出るのではないかと色々な危惧がされているという状況でございます。こういった事から試験に関わる詳細が、まだ決まっている状況ではありません。今後、民間の試験団体の動向を注視しながらどのように対応が必要なのかどうなのか、そういった事は考えていく必要があるのかなというように考えています。それから、次にアシュクラフト村との交流についてであります。英語力を高めていくためには授業で学ぶだけではなくて、実際に英語に触れる機会を増やすという事が大切であると考えています。美深小学校において、アシュクラフト村の小学生との交流を計画し、これまで協議を続けているわけでありますけれども、日本とカナダでは年度の始まる時期が違うという事、それからどうしても時差があるという事、それからアシュクラフト村の学校の方の対応できる学年等の課題もあるという事で、中々厳しい状況にあるのかなと思っておりますけれども、更に協議を進めていきたいと考えています。また、アシュクラフト村との交換留学という事での質問がございましたが、平成6年から平成14年まで高校生の交換留学の実施を進めてきました。残念ながらSARSの感染拡大という事でそれ以降実施はされていません。英語教育を推進していく中で、交換留学という1つの考え方ですけれども、交換留学なのか、それに代わるものがあるのか分かりませんが、そういったものが進めていく中で必要だという事での1つの方向性が見えるとすれば将来の検討の課題であるのかなというように考えているところでございます。次に、ALTの任期終了後におけるサポートという事であります。現在、ALTの招聘をしているわけですけれども、外国青年招致事業という事で来て頂いています。任用期間は最長で5年でありますけれども、ただこの任用に掛かる経費は地方交付税の算定費用として見られているという事が、そういった裏付けがあるという事をまずご理解頂ければと思います。美深町の人や環境に馴染み、町の英語教育のスタイルを理解したALTがそのまま美深町に永住してもらえるとすれば、これは町の英語教育推進にとりまして非常に意義深いことであると考えていますが、実際にALTの方がどのように考えておられるかは、中々しっかりと掴み切れないところもありますけれども、仮にそのような状況が生じるとすれば、何らかの支援ができるのかどうなのか、そういった事は状況によって検討する必要もあるのかなというように考えているところです。最後に教員の研修についてのご質問であります。質問の中で、昨年の研修について評価を頂いたことについては、まずもってお礼を申し上げたいなと思います。町では、教員の指導力を向上させるという観点から学校として取り組む研究事業や研修参加を進めるための必要な経費を一定程度の支援をさせて頂いております。また、英語教育に関しては、美深町の英語教育推進研究会という形で先程お話申し上げましたが、その中で研修はじめ、授業

を進めるための先生方を支援する経費も一定程度見させて頂いておりますので、一定程度の体制は整っているというように考えているところです。しかしながら先生方がどうしても日常の業務に追われてしまうという実態があります。教材づくりですとか、そういった事がどうしても大幅な時間やエネルギーを割くということで苦労している状況があるのでないのかなと思っています。そういった中で子供達の英語教育の中において子供達が楽しいと思える授業、そして飽きさせない授業づくりのためにもやはり準備について時間を割いて頂く必要があるので、そういったものについて支援をしていくということも考えていかなければならぬというように考えているところでございます。以上、答弁とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 今、自席からこちらに出る時に、英語に関する一般質問なのだから全部英語でやるのだろうというように言われてしまいますが、私もまだまだ英語に関しては、片言英語くらいしか喋れないという状況で、これから子供達と一緒に勉強していきたいなという思いがあるところなのですが、今、教育長の方からちょっと質問が多くなったかなと思っているところなのですが、丁寧なご回答を頂きまして、本当にありがとうございます。

まず、1つずつお聞きしていきたいと思うところなのですけれども、まず1番目のこの英語を美深町で力を入れてやるという面でどういった人材を育てるのかというところと、具体的なところの各教育課程での目標、目的というところ、これまで先行してやってきた中で、産業教育常任委員会などでも所管の調査などされているところがありましたけれども、私的に具体的なところがちょっと見えないなという思いで今回改めてお聞きしたところでございます。幼、小、中、高と出てきたところでございますが、先行して取り組んだだけあってといいますか、私も興味があって小学校の授業ですとか研究授業には何度か顔を出させて頂いて、子供達の様子を見てきたところなのですけれども、この小学校、今教育長は、読む、書くと初步的な事を目標にするのだというお話だったのですけれども、私もこれまで学生時代は英語を勉強した中で、今美深小学校で行われている授業というのを見たところ本当に私の時では考えられないような、もう子供達は英語がペラペラまではいきませんけれども、ぽんぽんと出てくるような状況で、とても初步的なというところが小学校にはマッチしているのかどうかという、もう少し高い設定があってもいいのではないかと思ったところなのですが、その辺についてお聞きしたいです。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、小学校の段階での話がございました。読む、書くという部

分は実は教育指導要領の中でアルファベットを習うというのが、今まで中学校からでしたけれども、それが中学校での指導がなくなって小学校におりてくるという事があって、少し主体的に抱えている部分があるのですけれども、基本的な私の考え方としては、やはり幼児からそうなのですが、いかに楽しく英語に親しんでもらうかという事が、第一にあると。そのためには子供達の耳にネイティブな英語をいかに届けるかという事が大切であるというように考えてございまして、それでALTも増やしながら特に小学校の段階に、今、力を入れてやっているというところで、小学校現場で昨年来、一昨年から具体的に取り組みを進めて頂いているわけですけれども、非常に内容的に素晴らしい取り組みをして頂いているというように実感しているところです。言われる通り、今各段階の目標的な事を言葉で申し上げましたけれども、これを実際に教育現場でどのようにして進めていくかという事を今一生懸命組み立てている最中でございまして、目指せるところ行きつけるところについてはしっかりと目指していきたいというように考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） ちょっと確認なのですけれども、指導要領の中で小学校の方は読む、書くに力を入れるのか、授業を見ている感じだと話す方に力を入れているのかなという気が、僕の中ではしていて、指導要領を確認すればいい事なのですが、ちょっと教えて頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 言われる通りですね、小学校の段階、特に3年生から入ってきた部分は教科ではありませんので、それは言われる通り英語に親しむ、そういったことが第一の目標です。ただ、その指導要領の中で5年生、6年生の部分で、アルファベットを習う、それから読む、書くという部分が中学校からおりてきているものですから、こういった表現が入ってきているという事でご理解頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。目標もそうなのですけれども、やはり僕としては気になる所が、中学校との接続なのですよね。小学校では先行して教科化に向けてかなり進んだことがやられている。でも、中学校の方はまだ取り組みは小学校からの情報は研究会を通して入っているのだと思いますけれども、まだまだこれからなのではないかなというように思っているところなのですが、その中学校に対する接続のところでいうと何かこう計画というものは考えられているのかをお聞きしたいです。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 言われる通り、中学校は今度、専科教育になって進んでいます

ので、英語の先生の関わり方という事が大切になってきます。これまでの協議の中でも中学校の先生に当然入って頂いていますし、こういった形で進めて行くということは、基本的には理解を頂いています。中々見えないというのは、どうしても専科教育ですから小学校が全体で動くのとは違って、そういったところが見えにくい部分があると。ただ、言われる通り指導要領の中でもそうですけれども、これまで中学校段階でやっていたものが小学校におりるということになると、次のステップを今度は中学校でやっていくという形になりますので、その部分をこれからはしっかりと協議をしながら組み立てていくという作業はご指摘の通り、これから進めていかなければいけない課題であるというように認識しております。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 是非、ステップアップして、幼、小、中、高と最終卒業時までにステップアップをお願いしたいところだと私は願っております。次に、2番目の大学進学にあたる問題なのですけれども、こちらの方を私もたまたまこの質問を考えるにあたって色々調べていたら、ぽんと出て参りまして、このような事になっているのだというようになんと驚いたところなのですけれども、今、美深町では英検の取得に関して助成をしている。以前お聞きした時もその英検取得というのも美深の特色ある英語教育の1つだというようにお答えを頂いたのですけれども、この英検取得に関して、専攻した結果、どの程度取得された子がいるのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、数字的なものをどうこうという事はちょっとあれなのですけれども、美深高校では準2級までは取得が進んでいるという状況です。ただ、数としては現段階でここまで多くありません。そういう状況です。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 始まったばかりですので、そんなにすぐに取得率があがるというような事はないのだろうと思いますけれども、その英検の取得率に関する目標というものは持たれているのでしょうか。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 具体的に、例えば何級という事をこれまでには掲げておりませんでした。それぞれのスキルに合わせて努力をして頂くというのがこれまでの高校での支援の在り方でした。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） その民間の英語検定試験というのが、美深高校にあたっても普通

科高校として、これまでも大分進学率というのが向上している。これからもその進学率向上を目指すというような考え方のもと、やはり子供達にとってみればかなり大きな壁になるのではないかと私は思っておりまして、その文科省の実施大綱ですか。それを読ませて頂きましたけれども、各国公立大学の9割の大学が準2級までの資格を設定しているという事で、私、実は個人的には中学校2年生の時に取った5級しかもっていないです。基礎的なもので簡単だったのですけれども、準2級の問題を見させていただきました。かなり難しいですね。しかも、面接官との面接もあるという事ですから、これは後もう2年しかないわけですから、それまでに進学希望者にその壁をクリアさせるということになるとかなり頑張って頂かないといけないのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 文部科学省が定めている到達目標というのが今、おっしゃられた部分があるわけですけれども、入試にあたって各大学がどう設定するかというのが、また別問題であります。実は大学、国立大学でも4割程度の学校はこれを使わないのではないかというお話もあります。昨年、東京大学は文科でいっているこういったものは使わないという事を去年の9月ごろ発表しておりましたし、道内でいければ北海道大学は一切受験資格、それにも使わないというような方向も出しているようです。ただ、設定をしている大学も比較的到達レベルを抑えてやっているというような報道等もあるわけですけれども、だからしなくていいのだという事ではないのですけれども、それが即、大きな弊害になってくるかどうか、これはちょっと今度の動向をみていかないと、今どうだ、こうだという事にはならないなと思います。ただ、うちの町として英語教育を進めるという部分については、その先程英語教育を進めるスタートの基本的な考え方で美深高校を卒業したら日常的なコミュニケーションは出来るようにしようという端的なところからスタートしているわけですけれども、そういう目指すものが実現できるような指導体制はしっかり続けていかなければならぬと考えております。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 大体の考えはわかりましたけれども、もう少し食い下がりますが、この文科省から出されている高大接続改革というものを読ませて頂きますと、この検定試験に関しては高校3年の4月から12月の間に取得したものしか、その評価として対象にならない。その前に取ったものというのは関係ないような書き方なのですけれども、そうなると、この町で英検の資格試験取得のための助成を行っている、それは小学校であろうが、中学校であろうが先に取れるものなら取って下さいという形だと思うのですが、いざ

高校になってみると、前持っていた自分のものがそこまで詳しくは確認できませんけれども、また新しく取り直さなければいけなくなるのか、今まで取ったものがちょっと無駄になるのかなという、そのような感じがするのですがどこまで教育長が押さえているのかわからないのですけれどもお聞きします。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） その取扱の詳しいところについては、私も十分押さえているわけではございません。ただ、それぞれの検定の性格というのがあります。例えば英検の場合ですと、その設定されたものを受験して合格したかどうかということですので、英検のその合格したかどうかというのは、それは一生のものとしてついてきます。ところが他の試験によるところでは、その同じ試験をやって何点取れたか、それが反映をされると。その何点取れたかも3年間有効ですよだと、そのような形でその検定試験によっても性格取り扱いが変わってきます。それも共通テストでどう扱われるかというところかなと思いますが、今議員がおっしゃられた、その4月から12月までが受験期間ですから、それ以外は利用しないと100%そうなるのかどうなのか、ちょっと僕は押させていないのですけれども、それぞれの性格、それから今後、具体的などう扱うかというものが示されてそういういたものがわかるのかなと思っています。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。次に3番目の質問にいかせて頂きます。アシュクラフト村との交流のところなのですけれども、今、小学校の方での国際理解という面で、アシュクラフト村の子供達と美深の子供達が授業を通じて交流できないかという取り組みを検討している段階、その中の問題として向こうの時差だと、学期の始まりだとそういうものがあるというような報告を受けたのですが、これってとりあえずは例えばお手紙でやり取りしてみるだとか、そういう授業でもガッツリ、スクラム組んでやるとかという事ではなくて、とりあえず触りの部分で挨拶から始めようとか、そういう考え方というところでは進んでいかないですかね。お願いします。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） おっしゃられる通り、色々な方法論があるだろうと思います。例えば、向こうとインターネットの回線を利用して、直接見られたらいいねとか色々な発想があるわけですけれども、おっしゃられた通り時差的なものだと色々な事があって、それは出来ないだろうと。では本当にお手紙のやり取りから出来ないかという事で学校現場の方としてアシュクラフトの学校の方とこういった取り組みは出来ないかという事も問い合わせをさせて頂いたという状況のようです。ただ、そういった事も含めて、まずそもそ

も学期が始まるのが4月と9月の違いがあるものですから、それでどうなのだろうという事が、まず向こうで課題になって、そういう部分の協議をするにも相当時間がかかったようですし、それから対応できるとしても、ここだねという事の回答も来たようですけれども、では、それでやった時に実際に交流が本当にできるのかどうなのかというところもあります。そういう状況があって、今、ストレートに出来る、出来ないの状況にないのですけれども、やはり何らかの形で本当にお手紙1本あげた時にお手紙頂けるのかという事をやはり学年が低くなると日本語で送ったら、ではどうするのかと。向こうで、英語で来たものも同学年の子供達が本当に授業で使えるのかどうなのか、その辺の事がありますので色々な方法論をもう少し探っていくという状況かなと思います。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 教育長が言われるような方法論もあるかと思います。今、教育長が言った中で、同じ学年で交流が出来るのかというところで言いますと、僕の意見なのですけれども、違う学年、美深では高学年で向こうは低学年とか学年が違っていても逆に言えば英語の能力のレベル的には学年は違っていた方がマッチするところもあるのではないかと僕も思うのですけれども、向こうの子達の発達段階というのがどれくらいなのか僕も想像できないところなのですけれども、そういう面で何か工夫しながらやって頂きたいなと思うところであります。もう1つお聞きしたいのですが、今回、町長はブラジルの方に小笠原さんの関係で行かれると、教育長はアシュクラフトの方にちょっと状況を見に行かないのかと私は思うところなのですが、お聞きします。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 先程の交流の関係ですけれども、ひょっとしてイメージとして英語で出して、英語でもらうという感じかなと思うのですが、交流ですからこちらから送る場合は、やはり日本語で送るべきだと思うのですよね。ですから、言われた通り学年が違っても出来るのではないかと、それもその通りだと思います。そういうことも含めて、やはり交流となれば向こうの文化だけをこちらが教授するわけではなくて、やはり日本の文化もどうお伝えするかという事になりますから、そういったことをどういう形になれば出来るかという事を協議していくなければならないと思っています。それから、カナダの方に行ってはどうかという事ですけれども、そういった事が必要な状況が生じるとすれば、それは考える必要があるかもしれませんけれども、現段階で今すぐ行くとか、行かないとかそういう状況ではありませんので。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 是非、行って頂きたいと思います。あと、アシュクラフト村との

交換留学の件ですね。私は、ちょっとその歴史というものを勉強しようと思いまして調べましたところ社団法人の北方圏センターというところで、この「架け橋、そして未来へと」という、何かこの北海道の国際交流をまとめた事例集というが出されておりまして、これが2005年に出されたものなのですが、この中に美深町もちゃんと入っておりました。この壁画交流という所で、壁画交流が象徴する心の絆というところでアシュクラフト村との交換留学ですとか町内の国際交流その取り組みが紹介されておりまして、以前はそういった取り組みがなされたのだなと、私も見直したところなのですけれども、教育長の説明のように交換留学で言えば、その2004年に発生したSARSの影響でそれが中止になっている状況と。今この美深町が英語に力をいれているというところで先程の回答の中にもあったかと思いますけれども、やはりこの交換留学、子供達にとってみれば自分の人生の中で大きな宝になるだろうと私は認識しておりますが、教育長のお考えもお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） アシュクラフト村との高校生の交換留学ということで、今の資料は2005年ということですから、丁度2004年にSARSが出て、その後2013年ですか、訪問団と一緒に3名の高校生が行ったという状況になっておりますけれども、やはり高校生ぐらいの時に色々な体験をするという事は非常に大切、有効なことかなと考えております。ただ、前回の交換留学をやっていて、ちょっと私が感じたところというのが、実は美深から行く子供達は費用を町で出して、そして行っているという事が基本でした。向こうから来る子供達は、自分でアルバイトをして稼いで、そして来ると。これは言ってみれば社会的な違い、そういったこともあるのかなと思うわけですけれども、果たしてどうあるべきなのかなという事をちょっと若いころに担当した時にちょっと感じた事がありました。だから今どうのこうのという事ではないのですが、そういった違いもあるし、そういった事も知ることも必要なのかな。それから将来、もしそういった留学をする時にそういったことも少しは考えていく必要があるのかなというちょっと認識をもっているわけですけれども、ちょっとそれは一般的の認識として、今感じているという事だけでご理解を頂ければなと思います。交換留学という質問ですけれども、交換という事になればお互いに行ったり来たりという事が当然出てきます。そういった部分で本当に交換がいいのか、どうなのか。交換留学となれば基本的にホームステイですから、そういった部分での受け入れもまた出てきますし、そういった事も手法としては色々クリアすべきものが出てくるかなという認識を持っています。ただ英語教育を推進していく中で、やはりそういった経験をさせるという事は大切なものであるという感覚は持っています。ただ、今の段階で、

それが即、交換留学というか海外留学まで結び付けられるかどうか、そういった将来の課題として1つの到達目標として持っていく部分というのは手法としてはあるのだろうと思うのですけれども、まだ現段階で、そこまでの考え方を整理しているという状況ではございません。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。今、そのホームステイ、交換留学にあたって、美深側でのホストファミリーの問題が若干話されておりましたけれども先程の資料によりますと、今はなくなっていますが美深国際交流の会というのがその当時は活発に活動されていたと。そういう交換留学で来た外国の子供達を自分の家で一緒に生活をしていたという感じだと思うのですけれども、これは先月、ご逝去されました佐久間昌美さんに私も聞いたことがあったなと思いまして、昌美さんの話でも黒人の男性だったかな。の方が家に寝泊まりをしていていい経験だったけれども奥さんはとても大変だったと、そういう話をお聞きしていたところで、その会がここに書いてあるのを見ますと町の財政難ですか、住民の国際化の目的は達成されたという事で会も解散になったというような書き方がされているのですけれども、そういう歴史があるからこそ美深には町民の皆様にもまだまだそういう意識というものが根付いているのだと私は思っているところで、声をかければすぐにとはいかないかもしれませんけれども、そういったこの美深の町の町民の皆様の意識と言いますか、外国人との交流、国際交流というところでこれまでの取り組みが、凄く僕は勿体ないなと思っているところでございます。教育長もどのように考えているか。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 和田議員さんも外国からホームステイを受けられた経験がありますから、そういった部分で良い点もご苦労された点もあるのだろうなと思っています。先程申し上げた通り、今子供達の学習、経験としては大切なものと考えておりますけれども、これが、今やるのだとかそういう事の考え方は現段階ではもっておりません。そういう前提の中でどうなのだという事ですから、ちょっと答えにくい部分もあるのですが、そういう部分はちょっと置いておいて、国際交流だとかそういった部分で住民の活動として、そういうものがあって、そして広く活動していくという事は素晴らしい事ですし。やはりそういう部分が根付いて続く状況があれば、これはいいかなという率直な感想ですけれどもそういう認識は持っているところです。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。では、次、4番目のALTの町内に留任させてみてはどうかというところで質問を出したところでございます。今、町内では2名

の女性の方、リンとケイリンさんが着任しているところで、今リンさんの方が4年になりますか。最初5年ということで、もうそろそろ任期も終わりに近づいているのかなというところなのですけれども、あのALTの方々が今ジェットプログラムというJETのジェットですね。派遣されてきている。そのジェットプログラムの方をちょっと見ますと、その任期の終了にあたりまして、終了前研修というのをやっているところ。これは終了した後に自分のキャリアを活かして日本の国内で仕事に就いてもらうという取り組みをしているところなのですけれども、私はこれを美深で言えば美深町の教育委員会がこういった事が出来ないかという事をお聞きしたいところなのですけれども、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） まず、今いらっしゃる方がどういう気持ちでいらっしゃるのか、しっかりと確認をしたという事はございません。どういう意思表示をされるのかわかりませんし、和田議員さんは何かの形でひょっとしたら思いを聞かれている部分もあるのかもしれませんけれども、それで先程答弁させて頂いた通りALTを経験され、この地域が好きになって頂いて、美深町に残って頂けるという状況がでれば、これは非常に有難いことだなと思っていますし、色々な部分でお手伝いできる部分もあるのかなという考えはあるのですけれども、その為の支援だと何だとかというのが実際どうなのか。ちょっと余波であまり考えていなかったものですから、具体的な想いだとかそういったことは中々お話できないのですけれども、ただやはり一定の経費が掛かってくることになりますから、その経費の掛け方をどうするかという事になってくるのだろうと思います。先程、お話を申し上げた通りALTとしてジェットプログラムの中で来る場合には国の交付税の算定基準に入りますから一定程度の費用負担をされているとなります、それが終わると今度は独自の負担という形になってくるかと思います。ちょっとその事後研修の中でそういうものの取り扱いがどうなっているかというのは、私は承知していないものですから、ひょっとすると何かの手立てがあるのかもしれませんけれども、そういった事を十分見極めながらやっていく必要があるだろうと思いますし、それともう1つうちの英語教育推進の中で教育委員会として考えればどういった協力をして頂くことが必要なのかと、そういう事をしっかりと見極めていかないと、さぁいるからお金を出してくれという形にも中々ならないでしょうし、そういう事は十分状況、それぞれの思いも聞かせて頂く中で、それからうちの状況を見極める中で検討させていただく必要があるのかなというように考えています。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○ 3番（和田 健君） 教育長のおっしゃる通り、お2人ともたまにお話するような私、仲でございまして、個人のことですのであまり言ってはまずいのかなという気もしますが、とりあえず残ってみたいというのと、本国に帰って何か自分の目指すものをやりたいというのと両方をお聞きしております。また、このジェットのプログラムの方でもそういう多分着任された方へのアンケートだと思うのですけれどそういった中でも結構日本に残るか残らないかで迷っている方がALT、他の業務もありますが、そういった方がかなりいらっしゃるというような事が書かれていますので、これは教育委員会として残ってほしいということもアピールすることも必要なではないかなと。その人件費の問題とかもありますけれども、今残ってみたいと言っている方は、仕事があれば別に農業でもいいのだと。町内に残りたいのだから出来れば今までやってきたことに携わっていければいいのだけれども、他の仕事でもいいというような事は言っておりましたのでそういった面で教育委員会は強くプッシュすることも必要なではないかなと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 色々な思いを尊重しながら教育委員会の立場で、やはり支援する部分があればしっかりとさせて頂きたいなと思っています。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○ 3番（和田 健君） 最後に5番目の実際の教員の能力向上というところなのですが、その点についても町の方で予算を付けて各研修授業などを行っているところは認識しているところでございます。教育長もおっしゃるように、やはり教員の方々、日常的にかなりタイトな業務をこなしているという事でわざわざどこかに研修にいくというのも結構な負担になるのかなと私も思うところなのですけれども、町内でのその研修というのは開催するにあたっては教育委員会が主導で行う所もあります。そういった面で町内の研修というのをどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 町内で、教育委員会で主催した研修というのも色々なルールにのっとった研修は別として、過去にも何回かございます。この英語教育に関わって、去年はその英語研究会の中で協議をして頂いて、こういう研修をしようと。基本的にはやはり研究会の中で協議を頂く中で、今持っています費用の中でも美深町でやる分にもOKですし、出る部分でもOKですし、それから先生方が研究をしていくため色々な資料を購入頂くということも可能ですし、そういった事は研究会の方で十分協議をして頂く中で、必要な支援をしていきたいというように考えております。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 教員に関しての支援というのはお聞きしました。もう1つちょっとここには入れなかったのですけれども、ALTの初任で着任された時に、やはり教員の経験がある方と大学を卒業してすぐの方と、現場でいざ子供達の前に立つとなったら、かなり差があって、教員と一緒にALTも育てていかなければいけないという状況があるのですけれども、その部分でいうと、ALTの研修という面ではどのように町では考えているのでしょうか。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） ALTについては、まず来日当初にこっちに来て頂いて、それから研修に出すという形、それから北海道なりでやっている研修ですとか、そういったものについては出させて頂いているという状況です。ただ、具体的に授業の推進にあたっての研修がどれだけあるかというと、これは中々難しいのかな。来られる方々も指導なり教員なりの経験を持っているという方は本当に限られています。大体がその大学を卒業して、即今度は日本に来るという状況ですから、指導経験がない方の方が多いのかなと思います。残念ながらその部分を教員という立場での指導するシステムはもっていません。特にうちの町はそういった形は持っていないません。国際化協会、ジェットの方もそれに向けた特別なものはないかなと思っているのですね。そこは大変申し訳ないのですが学校の中での、あくまでもALTが主体となって教えるという事ではなくて、先生が授業をやっていく中のサポートとして入って頂く形になりますので、そこをしっかり密に打ち合わせをして頂いて、やって頂くという事がまず必要になるのではないかと思います。今おっしゃられたような事をちょっと私も視点としてもっていなかつたので、少し意識はしていくようにしてみたいなと思いますけれども、現状はそういった状況です。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 時間もそろそろないので、最後に今子供達って私から見てですけれども大変だなと思うのですよね。色々な事をやらなければいけない、学校現場の先生たちも同じく、そして教育委員会の皆様たちもその上に対処していかなければいけないという面では本当に激動としか言いようがないと思うのですが、これから学校の方では各教科の方にプログラミングの取り組みも入ってくる。そしてこの町ではコミュニティ・スクールも実施している、英語の方もこれからもずっとそこに力を入れていきますよね。という面でコミュニティ・スクールが実施されるにあたって地域の方達がより学校の方に入って来られるのですけれども、英語教育という面ではそういった事がコミュニティ・スクールに取り入れられていくべきなのか教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、地元にいらっしゃる元ALTの方ですね。朝の時間帯に入って頂くとか、去年あたりは色々なサポートをして頂く形で入って頂きました。そういった部分が、先程のALTを卒業された方が地元に残るという事も含めてなのでしょうけれども、協力頂けるようなコミュニティ・スクールを通した中で、そういった部分がもあるとすればそれは利用させて頂きたいなと考えています。ただ、具体的にこういう組み立てをするだとか、そういったところは今現段階では持っておりませんので、そういった状況が必要であれば考えていく必要があるのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 私も勉強しながら皆さんと一緒にこの教育の方でも頑張らせて頂きたいと思っているところでございますので、今回はこれで私の一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 以上で、3番 和田議員の質問は終わります。

次、2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） それでは田中真奈美、一般質問を始めます。項目 教育、件名 幼児センターの長期休業における保育について。質問の要旨を申し上げます。美深町の子育て世代の中では、幼児センターに子供を預けながらそれぞれの仕事に就かれる方も多く、今年のゴールデンウィークは今までにない10連休という長期休暇で子供を預けるところがなく、困ったという声を聞いています。自営業の方や子育て世帯の就農者、交代制の仕事を職業とされている方々にとって、今回の長期休暇は、仕事に集中ができない、仕事を休まなければならないなどといった困難があったのではないかと思います。新規就農の若いご夫婦や家族で経営する商店の方々、更に転勤族が多いこの美深町で幼児センターが休みで、頼れる家族もいない人達には、このような連休は生活面や仕事面に悪影響を及ぼす問題だと思われます。今後も国民の休日が連休化される可能性がある中で、このように困っている子育て世代に対し、町内唯一の子供の受け入れ施設である幼児センターとして休業日の数日を保育日にするような対応はできないものか教育長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、田中議員の方から幼児センターの長期休業における保育という事でご質問を頂きました。いわゆる先般の天皇陛下のご退位、それから皇位のご継承に伴う長期休業という形でいわゆる10連休の期間中における保育ということでございまして、幼児センターをご利用いただいている子育て世代の皆様のご意見を反映した質問ということで、今後の休日等の対応についてのご質問を頂いたところでございます。まず、

先般の連休における対応の経過についてでありますけれども、いわゆる 10 連休の内の連休の始まりの日でありました 4 月 27 日は土曜日でありまして、これについては開所をし、保育をしているという状況でありますと、その後の日曜日から国民の祝日でありました 9 日間が規則等の取り扱いにより 9 連休という形になったという事をまずご理解を頂ければなと思います。事前の対応としましては、4 月 9 日付のセンターだよりで、それから 4 月の広報で周知をさせて頂き、また送り迎えの時にもお話をさせて頂いている状況であります。近隣の市町村の状況でありますけれども、近隣では 11 程の公立の同一の施設があるわけですけれども、この中では 2 つ、1 市 1 町では 1 日だけ対応したという話を聞いておりますけれども、利用者はそう多くはなかったという状況がありました。連休についての事前周知をさせて頂きましたけれども、その後、特に保護者の方から幼児センターに対する問い合わせ等はなかったのですが、ただ直前になって送り迎えの時に仕事の休みを取らなければいけないといったお話も 1 件頂いたようです。それから終わった後には子供さんがいらっしゃって農作業がちょっとはかどらなかったというお話もあったようです。そういった部分で、連休を前提とした中でのお話であったかなと思います。ただ、今回このような特別な大型連休という事で、今後どういった形になっていくのかわかりませんけれども、その状況なりニーズなりをしっかりとやっぱり今一度踏まえる中で、皆さんの色々なものを考えながら、どういった対応ができるのか、必要に応じてしなければならない状況が出てくれば、やはりしていくことも協議していかなければならない課題なのかなというように認識をさせて頂いております。それから、国民の休日が連休化される事を 1 つ形としてなっていった時に、1 つの取り扱いとしてその内の何日間をオープンするというような事をできないかという事になるのかなと思うのですけれども、本当に今、社会的に核家族化ですか、そういったものを背景として、保育のサービスが必要だという認識は持っているところでありますと、ただ一方では保育をする人材、そういったものも全国的に見て非常に厳しい状況にあるという事で、実はうちの幼児センターの方もいつも人を探しているというのが実態でございます。これは一般論としての色々な課題があるというお話でありますけれども、幼児センターそのものが、うちの条例規則に則って保育日を設定している状況がでありますと、例えばそういったものを動かしていくとするとそういった代替えをどうしていくのかというような課題から始まって、人の確保を含めて色々な課題がでてきますので、現状の中で休日を保育日に変えていくという考え方は基本的には難しいのではないかと考えています。特に保育にかける部分については、土曜日も保育をしていますので、そういった中で子供達の子育ちといいますか、そういったものを支援について一層の充実を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） 先程の話の中で、やはり実際の大変だという声があったのも事実だと思いますし、美深がいわゆる農業の町であると私は認識しております、この秋口の収穫時期など連休でなくとも小さなお子様達をもっている就農者の方々にとっては、やはり仕事が差し支える部分にとって、そういうものの休会日を空けてもらうという事は、今後もしかしたら必要になってくるのではないかと私の方では考えております。但し、先程教育長の方からもおっしゃっていた人手不足の問題というのは、どこでもあるものだと思っておりまして、例えばその中で町独自として他の施設などとの連携をとりながらそういう働きかけを考えているのかという事をちょっとお聞きしたいです。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 基本的には、今回のような特別な連休があった時に、色々な状況を見極めた中で、検討が必要なのかどうなのかという事を課題として持っている訳ですけれども、通常の時期を問わず休日等を農繁期だから開けるだとか、そういった考え方は基本的に持っておりません。人手の関係で、他の施設というとちょっと町内で考えるところなのか、町外の同種の施設なのかわからないところがあるのですけれども、やはり保育をしていく部分では、うちの公立としてもっていきますので、うちの職員として位置づけをしていかないと難しい部分が出てくるのかなと思います。ちょっと今のご提案の部分については、どのような方法があるのかは、考える必要もあるのかなと思うのですけれども、今私のイメージとして、すぐにそういう方法がありますねというようなところが思い浮かばない部分があるものですから、色々な部分での検討の1つの課題として考えさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） 先程、施設の関係とかのお話がありましたが、例えば他の地域の話なのですけれども、高齢者施設と幼児センターが一体となった施設や何かもあるお話を一部伺ったりしております。その部分では、様々な問題をクリアしていかなければならぬ事が多数出てくると思うのですが、実際に美深には老人養護施設もあり、そこには常時職員の方々がいることもあるので、恐らくそういうものの問題点をクリアしていく、資格などの問題もあると思うのですけれども、そういうものとかも考えていきながら課題をクリアしていく事は可能ではないのではないかと私は思っています。大変はことだとは思うのですけれども、それと日曜日などに関して言うならば、児童館なども確かに開いていると思いますので、そういうものの施設の利用なり、あとは地域の方々で例えば子供を預かってもいいような人材を上手く見つけていけるような方法はないだろうかという事でちょっ

とお伺いしたいです。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 高齢者の施設と保育施設が1つの施設として存在をしてそういった運営がされているというところは確かにございます。これは高齢者にとっても、それから育つ子供達にとっても、非常に相乗効果としていいものがあるのだろうと思います。ただ、私の知っているのは、建物も1つのくっついているといった中での状況ですから容易なのかと思います。言われた通り保育として預かる場合には一定の枠をクリアしないとできません。そこにはその資格者も当然出てきますし、そういったものが確保されているのだろうと思うのですけれども、美深町の場合に考えて、高齢者施設にいくと、そうするうちの児童センターの職員が付いて行って、そこで保育をするという形になります。そういう形になりますので、それで行くのであれば交流をして、今もお年寄りとの交流という形でそういった事業をやられていますけれども、それをその1日なり日常的な1つの取り組みとしてやっていく部分のメリットがどのようにあるのかという事になってくるかと思います。それから、今の施設そのもの特徴ですかと高齢者の施設もそういった受け入れ場所があるかどうかという事も当然出てきますし、それから食事の問題も出てきます。児童館のお話もされましたけれども、児童館そのものは登録なり頂ければ学童保育等の受け入れも出来ますし、登録しなくても一般として子供達をお預かりすることはできます。ただ、食事ですか、そういう事は当然持ってきて食べて頂く形になるでしょうし、そこら辺の保育としての対応が出来るかというと難しさがあるという事です。それと、民間の方の保育という部分では、これは教育委員会の範疇ではないですけれども、福祉の方で確かに非常時の時の預かりという部分という制度もあったかなと思うのですけれども、そういった事の利用も1つの方法としてあるのかなと思います。言われる趣旨は十分わかりますし、何らかの対応ということも必要な部分が出てくるだろうと思いますけれども、逆に色々なことも知っていただくという事も必要なのかなと思います。それぞれの所でPRはしているかなと思うのですけれども、そういったことをお伝えいただくという事も必要なのかなと思います。

○議長（南 和博君） 2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） 今のお話ありがとうございました。これからはやはり子供達がどんどん少なくなっていく時代になっていくと思います。美深の町が素晴らしい、美深入育てをしていきたいというように若い世代のお母さん達、お父さん達がこれからもっと働きやすい環境を作っていくことが、これから美深の課題と私は考えています。地域一体となって子育てをしていくためにどうするべきかという事をこれから課題とさせて頂い

て、質問を終わらせて頂きます。

次の質問に入ります。項目 教育、件名 学校給食の状況について伺います。質問の要旨を申し上げます。学校給食が始まり4年が経過しましたが、保護者の方からは朝の家事が軽減されたなど、良い面のお話を伺っています。そうした中で、学校給食を始めた目的が子供達の成長面にどのように影響を及ぼしているか、保護者や町民にもわかる情報提供も必要があると思います。学校給食を食べている子供達が給食をどのように考えているのか、アンケートの結果や先生方の意見、さらには味、質、量、残食問題、ゆっくり食べられる時間はあるかなど、学校給食の状況を伺いたいと思います。この他、学校給食が実施されてから適切な栄養の摂取や食事についての正しい理解、地元食材の提供や食育教育など、この4年間でどのような変化が生まれているのか教育長の所見を伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 学校給食の開始後の子供達の状況をはじめ、学校給食の現状についてご質問を頂いたところでございます。本町の学校給食については、学校給食準備委員会での議論を経て、平成27年5月から提供開始をしてございます。衛生管理の徹底に意を配して運営させて頂いておりまして、平成28年の7月には衛生管理基準であります、ハサップの北海道A評価を受けておりまして、大きな事故もなく順調に現在運営させて頂いていると考えております。学校給食の運営にあたりましては、各学校の養護教諭と、それから学校給食センターの栄養教諭が参加をして学校給食に関わる献立検討委員会というものを組織させて頂き、学期ごとに学校給食や児童生徒の状況等の話し合いをさせて頂いております。その中でご質問にもありますが、PTAや子供達のアンケート結果などについて議論し、教育委員会議でもご報告するなど各学校との情報共有も図られていると考えております。これまでの献立検討委員会の議論を通して洋食系のメニューばかりではなくて、和食の取り入れについて配慮した献立を作成してはということで進めてきておりますが、これも概ね好評頂いているものと理解をしています。また、学校給食開始前によく学校関係者の方から美深の子供はお弁当が小さいですねとか、小食の児童が多いですねという話を伺ったことを私自身も記憶をしているわけですけれども、最近ではそういったお話を伺う事がなくなったというように考えております。給食ですからお弁当を持ってくることもありませんし、しっかり食べて頂いているのかなと思っています。当初、残渣が一定程度あるだろうというように予想して心配をしておりましたが、実際は予想の3分の2程度。予想の量というのは、他の市町村の状況からといふという事なのですけれども、予想よりも3割程度残渣が少ないという事でありまして、子供達は本当に喜んで食べて頂いていると判断をしているところです。また、給食の時間でありますけれども、これもお弁当

の時は準備時間というのが特になくて、そうして出して食べるということですから比較的に余裕をもって食べられたという状況があったわけですけれども、給食ではやはりその準備をするという時間が必要になってきます。そういう部分では特に就学したばかりの1年生あたりは、中々時間内に食べきるという事が難しいという状況もあって、工夫をしながらやっているという事でギリギリになるということもあるという話も聞いています。次に、地元食材の利用ということありますけれども、これについては準備段階から各農業関係者と協議をさせて頂き進めてきているところでありますけれども、本町では作付けされる作物がどうしても限られているという実態があります。地元食材の使用については、そういう部分で努力させて頂いておりますけれども、中々難しい問題もあるということをご理解頂ければなと思います。食育の関係の授業でありますけれども、栄養教諭が実施をする授業というのは、基本的に年間各クラス1時間進めております。ただ、来年から学習指導要領の改正によって授業時数が増えることがあって各学校では、その時数確保ということが非常に苦労されているということもあり、この時間を増やしていく事が難しい状況にあるということで、栄養教諭が給食と一緒に食べながら指導をしていくというような事の方法も考えながら工夫して進めていきたいというように考えているところです。食環境を学ぶということは、家庭が中心でありますけれども、教育委員会としても生きていく上では食育は重要なものであると考えておりますので、今後も食育授業や学校給食等を通して各家庭と連携をしながら何よりもまずは事故を起こさない、安全な給食ということを1番の目標として取り進めていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） 先程、教育長のお話の中で、4年前はお弁当が随分小さいねという子供達の食の細さの話が出たのですけれども、実際私が、今給食になって子供達を見た感じで考えるならば、お弁当の量はもしかしたら関係ないかもしれないけれども、給食になった後でも子供達が凄く大きくなつたという感じが実際にしないというのが見受けられる気がします。食べ物の家庭環境の話もあると思いますが、食べ物を食べる事の大切さなり、そういうものについてもう少し先程の各クラス1時間という話もあったのですけれども、今後、地域の方々との関りや何かを含めた上で、そういうものが出来ないか、あと残量は他の地域より美深は少ないという話もあったのですけれども、そこを含めた食べる物が大事だというものが出来ないかという事をどう思っているかお伺いします。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、食育の話で栄養教諭がするのが各クラス1時間という話をしました。栄養教育として今そういう状態です。ただ、食育そのものが他の授業の中でも

全般的に進められています。例えば先程の総合の中でもお話がありました田植えだとか、そういうことも含めて、そういうものを考えると相当な時間、食に関わる授業はやっているだろうと思います。生活科の中等では正しく食べ物に対する栄養だとか含めてやっておりまして、食育という部分では幅広くやられていることをまずご理解頂ければなと思います。その中で、今議員がおっしゃられた通り子供達の体力がどうかということです。正直言って、私も見ていてどうなのかなという感じがいたしますけれども、ちょっと数字的なものがお手元でお見せすることはできないのですけれども、開始前の平成25年の子供達の発育状況と今の状況を端的に比べると、ただ美深町の子供は数が少ないのでから、中々ばらつきがあるというのはあるのですけれども、端的に見てばらつきが随分小さくなつたと、今も学年によって食べる量が実は違うのです。学年によっては、もっと食べないと駄目なのではというところも当然ありますし、それから出された物では全然足りないという学年もあります。それは子供の食べ方の問題、それから育つ家庭でどう食べていたかという問題もあると思います。もう1つは、3食の内の1食ですから、それが100%ということは当然なりません。それよりは、今議員がおっしゃられた通り食育を通して家庭でしっかりとやってもらうことも最も大切なことだと思うのですが、ただ数字を見るとばらつきがなくなったのと、それから小学校の高学年から中学校にかけてのその前これは単純に25年を見てですから、一概に言えませんけれどもちょっと平均から見て落ち込みがあつたのですが、それが改善されているという部分では、やはり一定の効果はあったのかな。ただ、言われる通り食べ物だけではなくて運動することによっても当然出てきますから、議員がやられていますダンスですか、といったことも非常に大きく関わっていると思います。ただ、そういった部分で押しなべて、数値的にはばらつきがなくなってきたという事は見て取れるのかなという部分です。ただ、これはあくまでも一面ですから、全体がそうだとは言い切れません。そういったことをご理解頂いて、そういった感覚を持っているという事を答弁させて頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） 先程、本当に子供の成長は食だけではなく様々な環境などが1つになって育まれていくことだと思います。先程からちょっと私の方で話させて頂いている食育のことだったのですけれども、美深は農協が美深町に本所があって下川町から中川町まで安全な食材を提供してもらえることが出来ると思っています。今、恐らく美深町を中心に食の提供をさせて頂いていると思うのですけれども、例えば下川であれば、うどんだったり中川の方であればまた違うものだったりといった、特性のある食べ物を農協にお話を通して頂ければ提供できるかもしれないというところについては、どうお考えでしょ

うか。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 食材の部分については、開所当初にどうしていくかと地元食材をどうにか使えないかという事で農協さんの方とも色々協議をさせて頂いて、それから生産団体の方とも協議をさせて頂きました。残念ながら流通として給食センターに入れていただくという事は、実は農協さんの方では難しかったですね。今おっしゃられた部分が1つの方法としてはできるのでしょうかけれども、それが流通として成り立つかどうなのか、その為にわざわざ行ってという事が中々難しいものですから農協さんを通した時に、今のうどんだとかそういった部分は協議しておりませんから、下川さんのうどんだとかというのはね。ただ、それ以外の部分についても地元産材が使えないかという事は協議をさせて頂いています。今やっているのは、農家さんのご好意に甘えながら、それぞれ個別で出して頂ける、これについて直接頂いている。それから農協さんでいけばアスパラを毎年提供いただくだとか、これは流通ではなくて提供として頂いているのですよね。そういういた部分ですとか、あとは生産団体さんでいけば肉牛を頂いているだとか、そのような形で地元産材については色々な可能な限りについては使わせて頂いているという状況でございます。

○議長（南 和博君） 2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） 町内の食材を色々使われているということで、それは子供達の方は、例えばどこの美味しいものを食べているよというものは、子供達としてはわかっているのかという事をまずは1点お聞きしたいのと、あと例えばこのような食材を使って子供達が育まれていますというものを町民の方々に対してチラシなり何なり広報、回覧に入るものなりPRというものはしているものなのでしょうか。ちょっとその辺り勉強不足で大変申し訳ないのですけれども、美深には美味しい食材が沢山ありますし、例えば流通が農協のみとなってしまったとしても例えば子供達が今日、何処どこのお家の何々を食べたよという事で子供達からの発信に繋がるのかなと思うのですよね。ちょっと話が反れてしまうかもしれないのですけれども、そこを通して保護者だったり周りの地域の方々がこれだけ町の事を考えて、子供達の事を考えて食育に努めているという事をもっとPRしていけば恐らく町はもっと農家の方々から野菜を買うことが出来たりとかということに繋がっていくのではないのかなと思っています。どう思われますか。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 実は給食センターの便りとして給食だよりとして出させて頂いておりまして、その中で今日はどこの食材を使っていますとか、そういうPRはその都

度させて頂いておりますし、例えば姉妹町の添田町から梨を提供して頂いたとか、そのようなことも受けて、今日は添田の方から頂いた梨を給食に使っていますとか、そういうことも学校でもご指導頂いております。それから去年は100年という事で特別メニューという形でチョウザメラーメンだとかそういったものも使わせて頂いて、そういうことも食べるだけではなくて、例えばそれに代わっての指導も学校で頂きながらビデオを見て頂くとかそういうことを通して子供達に食べて頂いている。そしてそういうものはその都度、広報等も載せさせて頂いておりますので、一定程度多分チョウザメラーメンですか、添田の梨だとかというのは、きっと目にされたのではないかなと思うのですけれども、そういう部分での発信はさせて頂いているという形でございます。その部分については、引き続きしっかりとやっていきたいと思っています。

○議長（南 和博君） 2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） これから美深町を担う大事な子供達ですので、食の面で今回はお話をさせて頂きましたが、今後とも色々課題等あると思いますのでよろしくお願い致します。以上で質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、2番 田中議員の質問を終わります。

只今から暫時休憩をします。再開は、概ね1時15分と致します。

休憩 午後1時12分

再開 午後 1時13分

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

次、1番 名取議員。

○1番（名取明美君） 平成31年4月22日、当選証書を頂いて役場の玄関を出た時、太陽の光がぱーっと射し、頑張れよと言われているように思いました。ひとつ息を吸って、よしやるぞと思い、今でも鮮明に覚えています。この気持ちを胸に町民皆様の為に一生懸命尽力を尽くして参ります。それでは質問の内容に入らせて頂きます。通告者 名取明美、項目 社会福祉、件名 ボランティア活動に対する町の側面的な支援についてです。私は、保育士・介護福祉士・ケアマネジャーを通して、美深町の福祉、特に老人福祉施設と児童施設に携わってきました。今後におきましても福祉関係を中心に議員活動をしていきたいと思います。ボランティアの活動については、幼児から高齢者までを対象とした様々な事業を支える力であり、自主的に地域社会に繋りを持ち貢献していることは、私達がこの町で暮らすうえでとても大切なことであると思っています。昨年11月、社会福祉協議会の

主催で、全町シニア元気アップフェスタが2日間にわたり開催されました。参加された方々は大変盛り上がり素晴らしい企画であったと感じております。このイベントには行政の方々の協力もありましたが、ボランティアの人達も陰で支えており、この存在はとても重要です。下川町の社会福祉協議会では、このような取り組みを行うボランティアに対し、報償ポイントを出しています。これは介護予防に係るボランティア活動に対して、下川町商品券への交換や寄附が可能なポイントを付与するものであります。美深町も少子高齢化が進む中で、今後の町づくりを進めていくうえで、ボランティアの協力は欠かせないと考えております。ボランティアの中には、無償の気持ちで活動している方々も多くいると思いますが、今後もこうした活動が継続され、さらに広がっていくよう町として側面的に支援する方策がないか町長の所見を伺います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、名取議員から1点目として、ボランティア活動に対するご質問を頂いたところでございます。昨年の全町シニア元気アップフェスタは社会福祉協議会と自治会連合会が共催をした事業であったというように認識をしているわけでございます。その中で、多くの高齢者が参加されて大変有意義な事業であったとも認識しているわけであります。この元気アップフェスタ事業につきましては、社会福祉協議会の地域福祉推進事業に対する補助として町の支援も行って参っているところでございます。なお、この事業は実行委員会を組織した事業であり、自治会を始め民生委員協議会や老人福祉クラブ連合会など様々な団体等に支えられ成功を治められたと聞いております。今年度も今後も実施の計画がされており、成功を期待しているところでございます。ご質問にある通り、今後の町づくりはボランティアの協力は欠かせないものであります。自助、互助、共助という言い方もあるようありますけれども、公助に基づく町づくりを進めているうえで、この互助としてのボランティアは重要な役割を担っているわけであります。自治会活動を始め、様々な地域活動がボランティアに支えられていますが、全て行政が支援できるものではないこともご理解を頂きたいと思っているわけであります。また、下川町の例で触れられておりました介護予防にかかるボランティア活動に対するポイント事業に関しては、本町のボランティア活動も広がっているようありますので、効果的に継続していくことが出来るように必要な取り組みも考えていかなければならないと思っているわけであります。なお、このポイント制などについては、今後も研究するとともに関係団体やボランティアの方々とも意見を交換しながら自主的な活動が継続されますよう、育成・支援に努めて参りたいと考えているわけであります。

○議長（南 和博君） 1番 名取議員。

○1番（名取明美君） 必要性を理解して頂けたのであれば、その施策の予算づくりを是非とも検討して頂きたいと思います。ここで、子育て環境に注目したいと思います。子供は国の宝であります。美深町においても、子供は宝であり、子育てしやすい環境づくりを行い、若い世代が生活しやすい町づくりが望まれると思います。では、若い世代、または子育て世代が望む町とは具体的に一体どのような町なのか、2年前美深町民であった30代の夫婦、3歳の子供1人が旭川に職を求め、美深町を離れました。住むところを色々と探したところ、東川町人口約8,000人の町が子育てしやすいと引っ越していました。現在も東川町に住んでおり、どうですかと尋ねたところ、水道代がタダなのだよと返っていました。例を挙げますと、夫婦と子供3人の家庭では、水道代だけでも月に1万円を超える請求がきます。これがタダだということは、年間12万円以上の違いがあります。また、東川町では若い人が多く、子供の人数も3人から4人が多い。子供が多くても安心して暮らせる町ですともおっしゃっていました。美深町も自慢できるものがあればいいなと思っています。他の町にはない美深町独自の子育て支援を1つ作って頂きたいと思っています。

○議長（南 和博君） 名取議員、ちょっと今の質問はこの最初のボランティアのところに関連する質問ですか。

○1番（名取明美君） 違います。

○議長（南 和博君） まずは、ボランティアの最初の1件目からの再質問でお願いします。

○1番（名取明美君） 最初の1件目はですね、是非とも検討して頂きたいと思います。で終わります。

○議長（南 和博君） 次のこの高齢者に対する介護予防に入るということですね。

○1番（名取明美君） ちょっとそれにも入らないのですけれども、ちょっとここを読ませてもらう訳にはいけませんか。そういう訳にはいかないのですね。では、次の項目に参ります。

○議長（南 和博君） 件名ね。次の件名。

○1番（名取明美君） 次の項目に参りたいと思います。項目 社会福祉、件名 高齢者に対する介護予防の取り組みの充実についてです。5月1日、新しい年号令和となりましたが、美深町の高齢化率の伸びは変わることなく、今では40%を超えています。このような美深町の現状と将来を考えた時、高齢者の健康を維持するためには具体的な取り組みが大切だと思います。包括支援センターでは様々な介護予防の取り組みが行われ高齢者にも喜ばれていますが、これらの成果がより具体的にわかるよう取り組む前と取り組む後を

比較し数値化することが出来ないかと考えます。例えば、椅子の立ち座り回数を一定時間で何回出来たかなど自分の記録が伸びることにより、その効果が実感できます。介護予防への取り組みが取り組み効果の明確化により参加者の健康づくりに対する意識の向上やこれから活動に参加していない人達に興味を持たせるべききっかけ作りをするため、介護予防の取り組みをさらに充実すべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 2点目として地域包括センターにかかる高齢者に対する介護予防の取り組み等についてのご質問を頂いたところでございます。介護予防事業としましては、ホームヘルパーが居宅を訪問し、生活援助というのが訪問事業でございます。また、デイサービスであるとか、サロンなどの通所事業というものもあるわけであります。現在、地域包括支援センターで実施している介護予防事業としては、運動機能向上教室を行っている訳であります。この運動機能向上教室においては、過去に高齢者の体力測定の評価なども行っておりましたが、介護予防日常生活支援総合事業の開始により、教室の内容を見直しております。比較的元気な方については社協の元気あっぷサロンに移行しているような状況でございます。現在も参加者は送迎が必要でございます。身体能力が低下している方を対象に実施しておりますので、今、体力測定などは行っていないという状況であるわけであります。この教室への参加は保健師や医師からの指示書などによって障害や疾病、高齢による運動機能が低下している方を対象に実施しているものであります。効果が明確に表れるものばかりではなく、数値化することにより参加者に興味を持たせられる内容ではないかと判断しているわけであります。数値化という話もありましたけれども、必ずしもそういう数値化するものでもないかと判断しております。しかし、元気な方には健康づくりに対する意識向上や健康維持のため数値化は有効的なアプローチであるというようにも認識しているわけであります。客観的に自分の状況を確認できることは良い事でありますので、社会福祉協議会が実施しているサロンなどで、希望者に対してこれらの数値化等々を考えていかなければならぬと。いってみれば出来ることから検討して参りたいと思っているところであります。以上です。

○議長（南 和博君） 1番 名取議員。

○1番（名取明美君） 検討して頂けるという話でありますので、検討よろしくお願ひ致します。最後の項目となります。項目 行政です。件名 美深町の潜在的な魅力の発信方法についてです。仁宇布の山村留学の中に本州出身の方がいらっしゃいます。30代のお母さんは、自分が中学3年生の時に1年間だけ仁宇布の山村留学に来て、凄く良かったと。自分の子供を育てる時には、絶対に仁宇布にしたいという強い思いがあり、昨年の4

月から3人の子供と一緒に町の住宅に入っています。お父さんを本州に残し、仁宇布に来てくれました。仁宇布は素晴らしい、それだけの思いを持ち来てくれています。本当に感動しました。美深町の仁宇布の存在がこれだけ重要だと初めて知りました。全国の中には仁宇布を必要とする人が必ずいると感じました。小さい頃の経験が、自分の子供に繋げ、孫にも繋がると思います。また、恩内方面に新規就農の方が増えております。美深町の方々は、皆さん親切で暮らしやすい、スクールバスも家の近くまで来てくれる所以安心です。美深町に来て、子供3人増え、4人います。と喜んでおられました。皆さん美深町に感謝しておられました。美深町に来ている山村留学の親や新規就農者から山村留学が子供を成長させる素晴らしい面や美深町に就農して町民はとても優しく本当によかったとお話を聞きしています。美深町の良いところは、地元の人達にもそれぞれ思いがあると思いますが、町外から来られた人達の中には、また違った視線で美深の良さを感じている人もいます。このような移住者目線の情報を発信し、美深町の良いところを町外の多くの方々に伝えられるよう町のHPを活用した魅力発信の取り組みが出来ないか、町長の所見をお伺い致します。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 美深町の潜在的な魅力の発信方法等についてのご質問を頂いたところでございます。その中で仁宇布の存在、留学の関係、さらには恩内方面の新規就農の状況等々についてもお話を頂いたところでございます。非常に有難い話を頂いたなと思っているわけでありますけれども、特に移住された方とも地元の人とは、違った目線というか視点で魅力ある町のHPを利用して発信できないかなという趣旨のようでもありますので、お答えをしたいと思っております。町の広報誌では不定期ではありますけれども、美深町を移住先として新規就農の方や起業された方のご紹介記事を掲載しているような状況であります。どうして美深町を選んでいただいたのか、またどうして来て頂いたのか、美深の良いところなども併せてお話を伺っているところでございます。その中で美深町も宣伝をして頂いているものと考えております。広報誌は町のHPにも掲載し、町内外の方にご覧いただけるようになっておりますので、間接的ではありますけれども情報発信の手段として発信をしているところでございます。また、町のHPには地域おこし協力隊のブログのページ等もありますし、町の魅力や観光スポット、施設とか人物等、こういうものも積極的に情報発信をおこなっているわけであります。さらには、中川と音威子府村の3市町村で移住促進や観光振興を進めているきたいっしょ推進協議会なるものがございます。移住された方々の声を掲載しながら、そこには広報誌もありますのでPRや移住促進を図っているところでございます。今後これらの他にも施設ごとのページや観光協会など関係団体

のページも含め魅力発信のために工夫を凝らしながら積極的な情報発信に努めて参りたいと思っているわけであります。また、個人的にこれらの方々がインターネット等でHP等を立ち上げている部分もありますので、そういうものも非常に役立っているなと思っているところでございます。したがいまして、我々も一生懸命情報発信をしたいと思いますけれども、そういう方々にも期待をしているところでございます。ただ、これらの方々の部分、良いところばかりもあるわけではなくて、自由な発想もあるわけでありますから、事柄によっては情報が町の考え方とちょっと違うなというところもあるわけで、無秩序というのですか、こういう部分については少し懸念を持たなければならない課題も多いのかなというところもあるわけであります。中々非常に簡単のようで難しいところもあるわけでありますけれども、そういう事も含めて積極的に取り組んで参りたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいなと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取議員。

○1番（名取明美君） 町長の所見をお伺い致しましたので、美深町をさらに明るくより良い町づくりをするために活動していきたいと思います。これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、1番 名取議員の質問を終わります。

次、4番 五十嵐議員。

○4番（五十嵐庄作君） 4番 五十嵐庄作でございます。項目は教育問題について。件名は山村留学の推進についてです。質問の要旨は次のようになります。よろしくお願いします。美深町の山村留学は28年目を迎え、全国各地の様々な状況下に置かれている子供達の教育の場を提供しており、素晴らしい取り組みであると高く評価するものであります。この考えに至った経緯については、3年ほど前に子供を送り出した京都の先生のお話を伺った際、学校に通学できなくなった子供をこの地に送り出し、留学する中で通学することができ無事に卒業、さらに上の学校にも通う事ができたと本人も先生も大変感謝しているとのお話でした。また別の男の事は、以前は学校から帰ると外に出ず家の中でゲーム中心の生活が仁宇布に来るなり、スキーに行き暗くなるまで帰ってこないという生活に一変し、親として喜びとともに驚いているとのお話も伺っております。わずか2例の話ではありますが、学びの場所を提供できたという事がとても意味があると受け止めました。山村留学を積極的に推進すべき立場から今後の課題について教育長の所見を伺います。山村留学を継続的に発展させるために、今後どのような方法でPRし、児童生徒数確保に取り組まれるのか。2つ目として、卒業生との交流による様々な情報は山村留学の良さを理解してもらうために重要な事だと思いますが、今後卒業生との交流に取り組む考えはあるのかどうか。3つ目に子供達の受入態勢の充実も仁宇布の山村留学を学ぼうとする方々には重要な要素

だと思われますが、今後の考え方や整備時期を示すべきではないかと思います。その他、スクールカウンセラー等の指導者の充実も図っておられるようですが人数的にも増員する可能性はあるのかどうか、それは学校校内の問題とホスターホームの絡みがあるかと思います。そういうところで、この人数でいいのかどうか。ホスターホーム、親子住宅整備の具体的な計画等があればお伺い致します。よろしくお願ひします。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、五十嵐議員の方から山村留学の推進についてということで実際の色々とお聞きした事例も触れながら質問を頂いたところでございます。初めに、山村留学制度でありますけれども、ご承知かと思いますが地域と学校が主体となってスタートさせたと。そして基本的には今日まで繋がってきてているということでございます。その中で町、教育委員会が出来る支援をし、特に近年は教育委員会も深く関わりを持ちながら進めてきているということをまずご理解を頂ければなと思っています。初めに、山村留学を継続、発展させるための児童・生徒の確保にかかるPRの方法ということでございます。学校を経営していくという部分では、児童・生徒及び学級数というものが先生方の配置に大きく関わるということがあります。そういった部分で学校運営及び山村留学制度を取り組んでいく為にも体制を整え、そして児童・生徒を確保して受け入れをしていくことが大切であるというように考えています。近年の問い合わせの多くといいますか、ほとんどと言っていいのですけれども、HPを通しての情報を得てくるということでありますので、HPをしっかりとしていく。そして一部ですが知人ですか、パンフレット等をして問い合わせをしてくるという方もいらっしゃいます。こういった状況ですから、先日もHPではお叱りを受けたところもあるわけですけれども、しっかりと改善に向けて取り組みを進めているところでありますので、全面的に一新をして内容を充実し、小まめな更新に努めていければと考えております。それから町外への教育相談機関へのパンフレット等の配布といいますか、そういったものを利用して頂くという形で積極的な広報活動に取り組んでいきたいと考えております。次に、卒業生との交流についてでありますけれども、山村留学経験者に対してもアンケート調査を数年前に実施しておりますが、「ホーム生活で自立心や強い心を持つことができた」、「人を信頼できるようになった」、「不登校を改善できた」というような本当に経験された方々から率直な思いを出して頂いたなと思っています。山村留学を通して成長した事が本当に手に取るように見えたかなと思います。今後は仁宇布や美深町の近況を報告させて頂くだとか、それから色々な情報を流す中で繋がりを持っていくことができればなと考えているところです。次に受入体制についてのご質問です。初めに指導者の充実についてでありますけれども、子供達の中には様々な課題を抱え、

山村留学に来られる子供達もいらっしゃいます。児童・生徒の心の悩みの深刻化ですとか、不登校等の未然防止、それから早期発見、早期対応、そういうことを北海道教育委員会としてスクールカウンセラーの派遣という制度を持っています。現在は平成30年からこの制度を利用して配置をしております。この中で十分かという話でございまして、今1人の方に来て頂いておりまして、今の学校の状況でいけば十分に対応出来ていると思います。状況によって必要性が増してくれれば色々の方法を考えていかなければならぬと思います。それからホーム生との関係でありますけれども、これについては学校とホームとで情報を共有しながら取り進めているという事で、同じ意識を持って対応しているということをご理解いただければなと思います。それからホスターホームの指導体制につきましては、近年の生徒の状況等からやはり生徒指導等に対する知識やノウハウを持った人材が必要であると考えております。この4月からは学校現場で実際に指導に携わって頂いた人材を指導員として配置をさせて頂いております。それからホスターホーム、親子住宅の整備についてということでありますけれども、近年の山村留学希望者の動向というものをしっかりと見ていく必要があるかなと。やはり親子留学を希望される方が近年は増えている。多いと捉えておりまして、問い合わせの6割から7割ぐらいがそういった状況でございます。実際の受け入れ状況については、親子留学については概ね住宅が埋まるという状況です。それからホスターホームについては、近年1つ、2つの空きがあるという状況でありますし、そういう状況をもう少し見ながら住宅等の整備等については判断をしていく必要があるかなというように思っています。当面は校舎の改築に向けた部分をしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。以上、答弁とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 4番 五十嵐議員。

○4番（五十嵐庄作君） 今のご答弁頂いた中で、希望も見えてきた部分もあるというようを受け止めさせて頂きました。しかし、まだまだ課題として中途半端で終わってないかというように考えるところもございます。その1つは、HPでのPRというような形で来られているのが多いようですが、このHPの作成はどこでやっていらっしゃるのでしょうか。ご質問します。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） HPは教育委員会の方と、それから学校の方で管理しているという状況になっております。

○議長（南 和博君） 4番 五十嵐議員。

○4番（五十嵐庄作君） 2カ所で管理ということですね。これを主に見ている方というのは、そういった関係の知識が豊富な方ありますか。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） HPに関しての取り扱いとしての知識という部分では十分に色々な知識を持っているという事には中々なっておりません。一般的なHPを扱う分には努力をしてやって頂いているという状況かなと思っています。

○議長（南 和博君） 4番 五十嵐議員。

○4番（五十嵐庄作君） それでは、これからますます困っている子供達というのが全国で私も回って歩いて結構いるというような実感を持っています。それで更に素晴らしいこの美深に、そういう人達、子供達を呼んで来られるように私も努力したいと思いますし町としても協力をお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（南 和博君） 答弁はいいですか。

石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、募集にかかってのそれぞれの五十嵐議員は五十嵐議員の方で、立場で色々とご協力頂くという頼もしいお話を頂きました。募集にかかって一番よく言われる部分、苦慮する部分というのが対象の方にいかに届けるかということが非常に難しい話で、これは正直言って私どもの方から、はいという形でお届けすることができないのですね。やはり色々とそういったものを希望され、色々な課題を持っておられる方もそうですし、大自然の中で学びたいという子もいますから、そういった子供達、家族が見て、やはりああと思うような入り口を作っていく事が必要かなと思っていますので、今頂いたご意見も充分に参考にしながら教育委員会としても頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○4番（五十嵐庄作君） 以上で終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、4番 五十嵐議員の質問は終わります。

次、5番 岩崎議員。

議場が暑いようですので、暑い方は上着を脱ぐことを許したいと思います。

○5番（岩崎泰好君） それでは、只今から一般質問を行います。子供達の通学路の安全確保について最初にお聞きしたいと存じます。全国各地で通学する子供達を取り巻く悲惨な事故が相次いでおります。本日も報道の中では、刃物を持った方が街中を徘徊するというような情報も得ております。私達の町にあっても、そのような悲惨な事故、あるいは事件があつてはならないことであるという事で、改めて子供達の通学路の安全確保について現状と対応対策についてお伺いをしたいと存じます。1つ目には、交通安全の観点から通学路の交通標識や表示、あるいは設備等についてその対応が万全であるのかということが1つ目でございます。2つ目には、交通指導員やPTA、学校あるいは警察などの見守り

と子供達への交通安全のための指導体制の現状、そしてそれらの対策についてどのようになっているかという事でお聞きします。3つ目には、道路交通環境が変化を致しました。バイパスの利用増ということで、生活道路となりつつあります美深町の市街地の道路環境についてお聞きしたいと思います。制限速度の強化とゾーン30の導入検討の時期ではないかというように思われますが、それらについて考え方をお聞かせください。さらに、今自転車走行についても非常に国にあっても色々走行車線の確保ですとか、様々な対策が行われてきておりますが、これらの走行車線の確保について考え方を伺いたいと思います。以上、4点につきましては町長の所見を伺うものであります。さらに、これらの自転車の安全のためのヘルメット着用について義務化してはどうかという1つの提案でございます。さらには、今「こども110番の家」というのが町内各所に掲示をされている現状でございますが、これらの活動の現状と今後の対応はどのようにされていくのか、これらについて子供達の安全面、防犯の観点から、この2点につきましては教育長に考え方を伺いたいと存じます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員の方から行政、項目 交通でありますけれども子供達の通学路の安全対策の確保ということで、全体的に6点の質問を頂きましたけれども、私の方には4点という事でございますので、順を追って答弁を申し上げたいと思っております。まず、1つ目の交通安全の観点からの標識等の対応についてでありますけれども、これは学校であるとか教育委員会、さらには警察、所管の道路管理者等によるスクールゾーンの安全点検が実施されている中で対応して参りますので、改善すべき点等々があればこれらの関係機関との連携により対策を講じて参りたいと、このように思っているわけであります。次に、交通指導員やPTA、学校などの見守りと子供達の交通安全の指導体制の現状ということでございますけれども、交通指導員につきましては幼児センターと小学校の入園、入学式には商工会女性部から贈呈を受けたマスコット等を配布しながら交通安全啓発を実施するなどとともに各学校で交通安全教室、さらには季節ごとの交通安全運動啓発に出動して頂いている状況でございます。また、PTAだとか学校につきましても登校時の街頭指導であるとか、集団下校訓練を行いながら交通安全や防犯のための指導を徹底しているところでございます。これらの地域や学校による交通事故を防ぐための取り組みについて、より児童、幼児、生徒への交通安全に対する知識は根付いているなと認識しているところでありますけれども、今後も通園、通学のみならず日常における安全確保のための啓発活動に万全を期して参りたいと、このように考えているところでございますので、よろしくお願ひします。さらに3つ目のバイパスの利用による市街地への生活道路化とゾー

ン30の導入についてのお話があったわけですけれども、バイパスと言われる名寄美深道路の関係の利用の増加によりまして、国道40号が生活道路化したとのご質問を頂いたのかなと思っておりますけれども、実態としてそうはなっていないのではないかという認識を持っているところでございます。現段階でのゾーン30の導入は大変難しいと考えているところでございます。さらに自転車歩行車線の確保という4つ目の質問を頂いたところでありますけれども国土交通省道路構造令といいますか、歩道部には自転車走行車線を設けるには、両方向、自動車通行では4mの有効幅員がなければならないと謳われております、電柱や花壇等の付帯するものがあれば、その占用幅をさらに加算するという事になっているわけであります。したがいまして、美深町道の構造の技術的基準を定める条例では3m以上の有効幅員が必要となっているところもあるわけであります。現在、国道40号の歩道幅員が4mから4.5mであります、それぞれ標識だとか電柱等が設置されているわけであります。町道の歩道幅員は一部を除いて1.7mから2.5mとなっていることから、現状の歩道に自転車走行車線を確保することについては、歩道幅員等に鑑みて非常に難しい状況となっているのではないかと考えているわけであります。私の方に頂いた質問は4点だと思いますので以上で終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、岩崎議員の方から町長に頂いた質問に引き続きまして、2点程質疑を頂いておりますのでお答えをしたいと思います。初めにヘルメット着用の義務化についてでございます。道路交通法の改正により平成20年6月から13歳未満の児童、幼児に対する自転車乗車の際のヘルメット着用が努力義務とされたところでございます。美深小学校においては、自転車通学の際にヘルメットを着用することとしております。また家庭においても自転車に乗車する際にはヘルメットを着用するよう指導しているという状況でございます。子供は大人に比べて体重に占める頭の重さの割合が高く、転倒した際の頭に怪我をし易い傾向がありますので、13歳未満児童のヘルメット着用や町内児童生徒に対しての交通ルール、マナー、自転車の安全な利用について引き続き指導して参りたいと考えております。次に、「こども110番の家について」でございます。こども110番の家につきましては、青少年育成協議会が中心になって取り組んで頂いている事業であります。地域安全推進協議会や、警察署、町内幼・小・中学校PTA等のご協力を頂きながら子供達が不審者からの声掛けや追いかけられた時の場合の助けを求め、駆け込む避難場所として地域住民のご協力を頂き設置をしているところでございます。現在70件の登録となっているところでございます。事業実施にあたっては、青少年育成協議会において随時登録家庭の登録や転出等による変更の作業、登録家庭の位置を示したマップの

作製、配布等が取り組まれている状況でありますけれども現在のマップが作成されたのが4年ほど前です。その後、移動家庭等の状況を把握しているもののピシッとした整理が進んでいないという状況もありまして、今年度青少年育成協議会の方ではこういった事業について見直しをして各家庭等に対して再度お願いを申し上げていくという作業に取り掛かるという計画をしているところでございます。以上、答弁とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） まずは、通学路の交通標識あるいは表示あるいは安全のための設備、その辺についてからお伺いしたいと思いますが、事前のヒヤリングの中で教育委員会から頂いた通学路の図面を見て、私はびっくりしました。非常に、私の認識は多分自分の孫が学校に通っている関係もあって、国道から一本東側にある商工会前の道路を中心にして、限られた区域だろうなと考えたのですが、頂いた通学路の図面を見ますと全町的な相当広範囲の通学路の表示でございました。それらについても教育委員会が指定をして通学路として小学校、中学校としっかりと教育委員会の方で協議ののち決めた内容だと思っていますが、実際ここが通学路なのかどうなのかという判断は、今表示や表記類が一切ないと、自分で確認して歩いたのですが、多分ないのが現状だと思います。それらの表示、あるいは表記について今後、先程の町長の答弁ではそれらについてはスクールゾーンの関係から対策を講じたいというようなお話がございましたがそれらについては一定程度の表示、表記というのはこれから進めることができるとか、国道のラルズの前、南も北も両方に路面に走行に対する注意事項がつい最近表示されました。事故が起こってはいけないということですね。それらの表示、同じ様な形でここは入り口だとか、交差点付近に必要なところには、ここは通学路なのですよという表示が1つあれば運転する人はスピードも落として気を付けて運転するのではないかと思います。そのような表示、あるいは設備の部分はこれから問題でしょうけれども、最低限その通学路の表示というのは、私は取り組むべきだと思いますがその辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、具体的な交通安全の観点から標識といいますか、実際点検してみての話も伺ったところでございます。先程も申し上げました学校だとか教育委員会、警察、所管の道路管理者等々と協議をして改善すべき点があればこれらの関係者との連携の中で協議を進めるということに答弁しておりますので、そういう中で今具体的な話もございましたので、やれるものはやりたいと思っておりますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） もう1つ大事な点をお聞きしたいと思いますが、通学路安全確保に関して文科省あるいは国土交通省あるいは警察庁の連名で平成24年に最初の緊急の取り組みについての支持があった後、平成25年の12月に通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進についてのところで通知が来ていると思います。その中でやはりしっかりと進める中には、通学路の交通安全プログラムを各市町村で策定すべきだというような内容になっていると思います。我が美深町にあっては、その通学路の交通安全プログラムを現在立ち上げて推進をしているのかその辺がHPをいくら検索しても出てきませんので、ちょっと疑問だったものですからそれがどのような現状になっているのか、次の施策の中で推進すべきという形で言われてきたものについて我が町ではどのようにになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、私どもの方に中心で進めている部分もありますので、私の方から答弁をさせて頂きますけれども、緊急点検の指示等があってそれについては、その当時に実施しているわけでありますけれども、その後それぞれの立場で道路の状況等を確認しながら改善が必要な点についてはそれぞれ道路管理者等にも協議を申し上げ進めてきているという状況であります。それで今、通学路の交通安全プログラムという話でございますが、うちの町は実は昨年度末にようやく形にしているところでございます。交通安全プログラムという形ですね。これから実働として動かしていくという形になるのですけれども内容については、先程お話をありました関係機関等の連携により点検等を進めて行くという状況になっているものでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） そのプログラムの中にもやはりしっかりと対策を立てなければいけないという事で、PDCAサイクルをしっかりと確立しなさいということで書いてございます。これらの計画についてもしっかりとこれらの協議の中で進めようとしているのか、そのプログラムが実際に稼働するのはどの時点からなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） これから関係機関との協議に入っていく必要があると考えております。言われる通り調査し対応されたのかどうなのか。そういうことも確認をしながら進めて行く必要があると認識しています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 先程も通学路の範囲が非常に広い範囲に渡るという事を話しました。町長の方からはゾーン30の導入は非常に難しいというお話をありました。しかしながら、やはり交通事故の部分ではスピードをいかに減速させるかということが死亡事故等を起こらないような状況を作り出すという事が1つの大きな目標だと思います。これについては、つい先般自民党の方からも緊急にゾーン30の導入に向けてしっかりと行動を起こすべきだというようなそのような文章も国の方に挙げられているというような事でございまして、しっかりとこれは現状難しいというお話をございましたが、例えば国道に例をとつてみると今プログラムが作られるという事なのですからその中でしっかりと協議してほしいこととして今制限速度が50キロなのですね。旧来、国道は40キロであって、これだけ商店や民家が沢山あるところで50キロというのはどう考えても、どうして50キロ。いつの間に50キロになったのということを常々あそこを走るたびに考えてしまうのですね。なおかつ南から入ってきますと神社を過ぎてセブンイレブンの手前までの間には街路灯には減速をとか何かそのような標識がちらちらとついているのですね。それであるならば、しっかりと旧来のように40キロ制限に国道は落とすと。既に目的地、美深を通過する車両についてはバイパスを通過するということでも大きな動きになっていますから、それらも含めてしっかりと減速の対策をとっていく。あるいはゾーン30が難しいと言われましたが町の中にあって事故が起こってからでは遅いのですね。事故が起こる前にしっかりと町の中の通学路の範囲を本当に見ますと9線道路から南は6線道路まで、1、2の間、東は2号道路から、それから西1号道路の間にあって広い範囲で通学路というのを設定しているからには、ちょっとそういうゾーン30までいかなくともしっかりと減速対策が出来るようなそのような処置をこれから考えていくべきではないかと思いますが所見を伺います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ゾーン30の考え方について色々お話をあったわけでありますけれども、国道40号が40キロから50キロに制限が変わっていると、どうしてだという話もあったわけでありますけれども、実は色々な角度から申し入れ等があつて協議をした経過があるわけで、その内で40キロから50キロに協議して町の中を上げたと。それは町内の通り抜けの信号が随分近いわけであって、1回1回何回止まるのだと、そうして色々な意見があつてこういう改善を加えたところであります。子供の通学路の感じから言えば岩崎議員の言われる通り、色々な考え方あるものでその辺の調整をしながら関係機関といいますか、団体等とも協議をしながらこういう整備をさせて頂いているということで、中々40キロから50キロに上げた経過含めて、また戻していくという作業については中々難

しいのかなと思って、感想でありますけれども協議をしていないから何とも言えないのですけれども、感想で申し上げると何とも難しいのか。それも大昔にやったことではなくて近々やった話でありますからそういう感じがするわけであります。それとそのゾーン30ということについて少し申し上げておきたいと思いますが参考までに。ご承知だと思いませんけれども、これは生活道路における歩行者や自転車の安全通行を確保することを目的とした、言ってみれば交通安全対策の1つであるわけですね。そういうことでいくとゾーン30というのは、時速30キロにしろということのようでありますけれども、この安全対策、道内でもやっている力所、町村ないわけではありません。それは承知しているわけでありますけれども、そしてまたこの上川管内というか旭川署管内といいますか、方面本部といいますが、そういうところでやっている場所もあるわけでありますけれども、そういうことも踏まえて、我が町として40号の道路、生活道路という見方もあるかもしれませんけれども、国道でありますのでその辺は中々我々の意見だけでは通っていく、また皆様のご意見は参考として申し上げるわけでありますけれども、それが通っていくという事にも中々難しいのだという事も踏まえながらご理解頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 世の中は日々変わっていくのですね。その時に必要とされたことも、今必要なくなってきたこともこれからどんどん出てきますこれから。その時にやはり1回作ったものは中々難しいという発想では、物事が変わっていかないと思います。やはり首長としてしっかりと、これからの中深町の安心安全を執行方針の中でも二度も三度も繰り返しています。そうした時に子供達の通学の安全確保のためには、今何をしなければいけないかという事については、やはり取り入れられるものはしっかりと取り入れて、そして子育て世代に安心してもらえる、子供達が安心して通学できるそのような状況を作り出すのが首長の役目ではないですか。私は、そこをしっかりと捉えて頂いて本当に上川管内1カ所か2カ所かもしませんが、先鋭的に取り組む事が私は山口町政の役割だと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 関係機関等々と相談しないと言っているわけではございません。非常に感想としては難しいなということを申し上げたつもりでありますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） それらについては、是非その検討を加えて頂いてとりわけ交通安全プログラムの中では警察署も関わってきます。國の方針でもしっかりと交通標識の表示

をしなければいけないという事も謳っています。学校教育の中でもそのプログラムの中には標識、表示はしっかりと立てるべきだということを学校教育の関係書類の中からも伺うことができます。そのような形でしっかりとこれは進めていって頂きたいと思うところでございますが、もう1点折角教育委員会にも関わってきますから、教育委員会の活動条件に関する点検評価報告書の中にこの交通安全に関わる部分というのを探してみました。そうすると2の3、児童生徒の健康と安全確保という中で、ここでは施策の評価と総合評価がありますが、ここでは具体的には通学路の問題に触れていないですね。触れているのはスクールバス事業の問題だけです。しっかりとここで今後の問題としては、これらの子供達の安心安全の項目を1つ増やして、しっかりと目標立てをして、そして進むべき形を作るべきではないかというように考えますが所見を伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 現在の部分ではスクールバスを総合計画の中の位置づけとして置いているということをまずご理解頂きたいと思います。項目立てをするかしないか、今後の総合計画に向けての議論になってくるわけですけれども、十分検討させて頂きながら必要であればそういう形をとっていきたいというように考えます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 次の質問に移ります。「子供達が安心して遊べる空間づくり」の確保はということで質問したいと思います。地域の公園や公営住宅周辺などには子供達の遊び場が設置されております。しかし、そこで遊ぶ子供達の姿は滅多に見られないというのが現状です。子供が自由にのびのびと遊べる公園や屋外空間がどれほどあるのか。「子供たちが外で遊べる空間がほしい」母親の嘆きにどう答えを出すのか。子育て世代の切実な訴えにどのような答えをお持ちですか。少子化の時代だからこそ、子供の目線で遊び場づくりを実践する時代と考えておりますが、地域の公園環境と外遊びについての見解と対応をお伺いするものであります。1つ目、場所があっても利用されない現状と現況の遊具の実態をどのように分析をされておられますか。2つ目に、遊び場空間の設え方はどうあるべきと考えておられるのか。さらに遊具更新の基本的な観点、考え方について伺います。3つ目は、子育て世代の生の声を聞き、施策に活かす取り組みはどのようにになっているのか、その3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 子供が安心して遊べる空間づくり、これの確保ということでご質問を頂いたところでございます。その中で本町の公園の現状について申し上げておきたいと思います。本町における市街地における、遊具を備えた公園としては美深駅横のふれあ

い公園、体育館横の町民広場があるわけであります。その他、児童館や小学校の遊具が利用されているわけであります。また日曜だとか祝日には幼児センターの遊具のある広場が解放されているような状況があるわけであります。そういう中で、遊具はありませんけれども、COM 1 0 0 周辺のリフレッシュ広場 2 1 でありますけれども、これは広い緑地を有して町民の憩いの場になっているという状況があるわけであります。さらに、公営住宅周辺にも一部を除いて遊具を備えた公園が存在しているわけであります。そこで質問の1つ目でありますけれども、遊具の実態でありますけれども、就学時間帯にはあまり見られませんけれども放課後や夏休みには、ふれあい公園や町民広場の遊具は多くの子供達や親子連れに利用されていると認識をしているわけであります。しかし、東児童公園や一般的な公営住宅にある遊具については、利用が少ないという実態があるということも認識をしているわけであります。2つ目の質問でありますけれども、遊び場空間の設え方といいますか設置の仕方でありますけれども、充実した遊具環境の中で遊び場という一面と広い芝生の上で子供同士や親子で自由な発想で遊ぶ広場としての一面があるというように考えているわけであります。そういう環境、遊具がない場合のことも想定して環境を保てるように努めている状況もあります。遊具更新の基本的な観点、考え方というご質問もありました。すべての公園に遊具を満足に配備することは子供の減少社会からしても集約することが必要でありますけれども1基の価格、こういうものが非常に高く、高額であると。したがって全てを更新するという部分については中々困難な状況にあるということをご理解頂いておきたいというように思います。3つ目の子育て世代の声について理解するところでありますけれども、利用度の高い市街地中心にある町民広場を今全面改修し子供達が安心して遊べる空間を提供できるよう遊具の更新だとかそういう面も整える補正予算を今出しているような状況であります。今定例会にも提案しておりますのでそういう事も含めてご理解を頂きたいと思います。以上であります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） まず1点目、ふれあい広場、町民広場等が町の管理下にあるということですが、昨日も2回目に、先般も1回、回ったのですが昨日も1回回ってきました。管理の酷さというのが目に余るという事が1つありますね。それぞれの公営住宅等にある遊具にあっては、冬場の管理はどのようにされているのかわからないけれども木部の遊具にあっては既に塗装は剥げ落、そして冬場の雪の影響なのか本当にもう腐る寸前のところもありました。あるいはベンチがもう既に朽ちて折れかかっている寸前のベンチもありました。芝生にあっては芝生どころか藻が生えるようなそのような空間も沢山随所に見られました。砂場にあっては、もうガチガチの状態で砂場として認められないようなところも

沢山ありました。そのような管理の状況です。これらについて、どのように管理者としてお考えか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 管理者として非常に今、悪い場所を列挙されたのかなと思っておりまして、私も一部感じるところがあるわけでありまして、担当課といいますか担当の方にこれらの点検含めてお願いをして整備させている中で、その中で先程申し上げた多額の金が掛かる部分もあるわけでありまして、改善するところはしなければならないわけでありますけれども、体育館横のふれあい広場等の施設、遊具等々を改善するということについて予算措置もしたところでありますけれども全部が全部直ちに直るという事には中々ならないとは思いますけれども、選択をしながら、しかし不要なものは不要としていかなければならぬと思っています。したがいまして、皆様の目から見て、また子供達の目から見て、これはと思うような場所はやはり改善していかないといけないと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。そういう事で、私も一部感じるところもありますので担当課に督励をしていきたいと思っています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 駅前のふれあい広場に来ている子供達にも話を聞きました。どこから遊びに来ているのと聞いたら、遠くから来ていますと。近くに遊び場がないのと聞くと、遊べる場所がありませんと。多分あるのでしょうかけれども、そこが綺麗に管理されていないから、だから遊ぶ場所としてあそこに行くしかないのですね。町長は先程、少子化の問題で子供の数が少なくなったこと、あるいは遊具が高額になったことを挙げました。整理しなければいけない事は、整理しないといけないと言われました。やはりしっかりとそこは、整理すべき方向にするのであれば、今ある駅前のふれあい広場ですか、それからCOM100の前のリフレッシュ広場、あるいは幼児センター周辺の充実と利用頻度を上げるような、何かそのような方法をやはりしっかりと人口減少社会の中では、やっていかないといけないと思うのですね。やはりそれを行行政としては、しっかりと直すなら直す、これは廃止するなら廃止する。子供達が遊べる場所をしっかりと、まあ町内広いといっても車で行ったり、自転車で行ったり、歩いて行ったりすることができるところには、今そういう遊び場所があるのですから、そこにしっかりと集約して、もっとお金を掛けて行って芝生を綺麗にするとかそういう手法をとっていくべきだと思っているところですが、考え方はいかがですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これはかなり過去の話になるわけですけれども、時の町長として

道路町長と言われてみたり、公園町長と言われてみたり色々な経過があるわけあります。私は、そういうことも一切踏まえながら整備するものは、整備していかなければならない。そして無くしていくという言葉は使いませんでしたけれども、それらに匹敵するような場所も出てくるのではないかなと思っているわけであります。今言われたような方向で考え方を新たにしながら対処して参りたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 時間の関係もありますから、あと2つぐらいでこの問題はやめておきますが1つは、指定管理になっている東児童公園です。昨日も見てきたのですが荒れ地そのままで。指定管理をしていて、あの状態なのが果たしていいのかなというように思うところです。遊具は朽ちたまま、放置されたまま、そして草はぼうぼう、ましてや下は緑地というよりも本当に苔が生えそろうようなそのような場所になっています。これらについて、指定管理の部分では、どのように対応されるのですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 十分ではないという感じは、今聞いてわかっています。そして担当からの報告と遊具の点検状況等も届いているわけでありまして、東公園については本当に都市公園の中の1つでありますけれども、実に小さいですね。あそこの面積が。どうしてあそこが都市公園になったのかなと、そのぐらい思っているのですけれども今更ああだこうだいっても仕方がないのかなと思っている。そして遊具の点検の中では、錆等があって更新等もしなければならないという報告も届いている状況もあるものですから、そういうことも含めて色々と先程来申し上げているところであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 町長、1つお聞きします。現場は全部見て歩いていますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 全部というわけにはならないと思いますけれども、かなり見ていくつもりです。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 先程の答弁では報告を受けたという話ですが、現場を見ていないということですよね。報告を受けたということは。遊具の状態にしても錆だけではないのです。全部分解されたような状態で、放置された状態なのです。それがそのまま置いてあるのです。放置された状態で。例えば、その子供が行って何か怪我をしたら誰の責任になりますか。遊具の整備をしていないのですよ。いらないなら撤去する。そういうことを町長は現場を見ていないからそういう発言になるのですよ。全部は見ていないかもしれません

いけど、そういう詭弁を使っては駄目ですよ。是非見て下さい。回って見て下さい。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 全部を見ることが正しいのかもしれませんけれども、中々全部町長1人でやるということには中々ならない。その為に担当がいるわけでありますから、担当の報告を聞くのは大事にしていきたいと思っています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 町長、見て回るのに2時間かかりません。是非全部見て回って下さい。その上で、やはりこれからどう対策を立てるのか、現場を見ないとわからないですよ。そこを言っているのです。是非、改めて聞きます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） わかりましたと言えばいいのかもしれませんけれども、中々そうはなりきらないのだという事もご承知おきを頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） それと、子育て世代の生の声を聞く機会というのは、是非作ってほしいというように、これはお願ひです。是非作って下さい。子育て世代がどのような形で子供たちを外遊びさせたいかという事についても大いに皆様のご意見を聞きながらこれから遊具の選定やそれに活かしてほしいと思います。今までの既存の遊具、形が変わって鉄製から木製に変わるかもしれません。でも、それらが果たしていいのかどうか、その検討も是非進めて頂きたい。そのためには、ちょっと時間があまりないので千代田区の例を1つ出します。千代田区では、子供の遊び場に関する基本条例というのを作っています。そこでは条例の概要を申し上げますが、平成24年6月に地域、学校、PTA関係者、青少年委員、スポーツ推進委員などの協力のもと、子供の遊び場確保に関する検討会を設置し、本区の特性を踏まえた遊びの効用、遊び場の在り方などについて議論を重ねてきました。併せて平成24年10月から区立公園などを活用した遊び場の試行を行い、議論の方向性を検証いたしました。平成24年12月には、検討会の報告書が区長に提出され、平成25年3月に子供にとっての外遊びの必要性、重要性、区や区民、事業者などの役割など基本的な理念を盛り込んだ子供の遊び場に関する基本条例が制定され、平成25年4月1日に施行されましたという事で基本条例を作っています。そこで、しっかり遊び場1つにあっても子育て世代を含めた検討会をしっかりとつくって、そこでどのような遊び場とどのような遊具がここに必要なのかというような検討会を是非進めて頂きたいと思うところですが、考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

- 町長（山口信夫君） ちょっと私も耳が悪いのかどうかわかりませんけれども、今千代田区と言わされました。
- 5番（岩崎泰好君） 千代田区です。東京千代田区です。
- 町長（山口信夫君） 東京千代田区ね。そうですか。わかりました。大分規模が違うなと思って。色々お説わりました。
- 議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。
- 5番（岩崎泰好君） 理解をしたということでいいですね。わかりましたということは。
- 議長（南 和博君） 山口町長。
- 町長（山口信夫君） 規模が大分違うし、困ったなと思って色々な角度から見ていかなければならぬと思って、今考えている最中であります。
- 5番（岩崎泰好君） わかりました。あと6分しかありませんので、次にいきます。
- 議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。
- 5番（岩崎泰好君） それでは3つ目の質問に移ります。新しい総合計画策定に何人の市民が参画できるのか。今年は第6次の総合計画策定の初年度です。策定にあたって基本的な取り組みの手法について考え方を伺います。市民の誰と誰がどのような形で参画できるのか、その策定手法についてお伺いをします。またそれらのスケジュールについても基本的な考えをお聞きしたいと思います。さらには、3つ目として自治会の地域計画の取り組みとの連関性はどうするのか。これについてもお聞きしたいと思います。4つ目には議会の議決事件とする新条例を制定したことは私も評価をしますが、基本構想にとどめ基本計画を加えなかったことの考え方はどこにあるのかお聞きしたいと存じます。
- 議長（南 和博君） 山口町長。
- 町長（山口信夫君） 次期の総合計画に向けて具体的な取り組みの手法として4つほど質問を頂いたところでございます。初めの1つとしては、市民の誰と誰がどのような形で参加できるのかと、策定方法についてのご質問がありました。そこで次期の総合計画に向けての策定の段取りでありますけれども、役場内の推進対策としては私を委員長として副町長、教育長、各課長で組織する策定委員会の設置と、それを補助する組織として主幹および副主幹、係長によるプロジェクト会議の設置をして参りたいと考えております。具体的には行政分野ごとの部会を編成しながら課題の洗い出しや対策案の検討、各種データの収集分析などを行い、内容を協議し計画の原案をまとめて参りたいと考えているわけであります。さらに住民の参画体制としましては、美深町総合計画策定審議会条例に基づき、町内の各関係団体からの推薦や分野別の精通者、一般公募により選任された30人以内の委員からなる策定審議会を設置し、町長から諮問された内容について審議し、答申を行う

など策定にあたって直接的に参加を頂く予定であります。また、町づくり推進町民会議、これは委員30人の会議でありますけれども、これらの開催や各自治会、各団体等において開催される町づくり懇談会の開催などにより多くの町民の方々のご意見をお聞きするとともに、児童生徒や住民全世帯を対象としたアンケート調査の実施も計画しており、そういう意味では全ての町民の皆様方に計画策定に参画できる機会を設けることと致している訳であります。次に、タイムスケジュールの話もございました。現段階では、今年度は今月もあと10日程でありますけれども、庁内体制の設置、さらには7月に策定審議会の設置、9月にはアンケート調査、10月～11月にかけて町づくり懇談会および児童生徒のアンケート調査等々を実施して参りたい。これらを基に基本構想の素案づくりの進めをまとめていきたいと考えているわけであります。そして次の年度になるわけでありますけれども、4月には基本構想素案を審議会で審議することに致したいと思っております。6月には基本構想素案の議会説明、10月には基本計画を審議会で審議する予定。さらには11月には総合計画の答申、12月に基本構想を議会提案とする予定等々でありますけれども、流れとしてはこういうことを考えているわけであります。次に、3番目に自治会との地域計画の取り組みと関連性はどうするのかというご質問もあるわけでありますけれども、各自治会において策定されている地域計画について第5次総合計画において地域・自治会が自らの地域の将来像をまとめる地域ビジョンと位置づけており、地域の現状や課題を地域で共有し、その課題解決に向けて地域としてどう取り組んでいくのかを計画としてまとめたものであり、基本的には自治会において活動の基本としてもらうものでありますので、ご理解を頂きたいと思います。その中で地域だけでは解決できない課題や町全体として取り組むべき課題などについては、しっかり地域からご提案を頂き、次期の総合計画に反映していくとともに地域の課題解決に向けた取り組みに対してもどのような支援体制をつくっていくか、引き続きこれらは検討して参りたいと考えているわけであります。最後に議会の議決事件とする新条例を制定しようとすることは評価頂いていますけれども、基本構想に留めて基本計画を加えなかったのはなぜかという事のご質問を頂いたところであります。元々、改正前の地方自治法においては、基本構想を議決すると、議会で審議して頂くということは義務付けされていたわけでありますけれども、法の改正がありまして総合計画の策定の有無そのものが各自治体の判断によるものとされてきました。したがいまして、本町としては町民に町づくりの長期的な展望を示し、町の将来を描くものとして策定すべきとしたところであります。議会の議決事件として、事案としてこれまでと同様基本構想のみとしたところでございます。再質問もあると思いますので。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） まず、策定の手法について1点だけお伺いします。10年前、同じ時期に第5次の策定があったと思います。その時の策定手法と今回第6次に関わった策定の手法についてその大きな違いはどこにありますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 基本的に大きな違いそのものはないというように考えております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 時代の変化とともに総合計画そのものも、いわゆるコンサルだけが非常に喜ぶ中身で、出来てしまえば冊子になれば中々それを使われないという、やはりそういう課題もあると思います。その観点からするとより多くの町民がこれから10年の美深町をどう作るのか、ある意味自分の生活だとその辺も加えて、そのような中身にやはり手法をもっと進化させていくというようにそれがやり方ではなかろうかと思いますが、10年前と同じ手法であれば何か今の総合計画についてもそれを知らない町民の方が沢山おられます。そういう意味では、アンケートという話もございましたが、しかし、より多くの方が無作為抽選で委員になって頂くとか、何か別な形で、このような形で私も町政に参加できるのだなという、そういう仕組みづくりがどこかで、基本的に庁舎内でのその策定委員会で原案作り、その辺は当然大事なところですが、そういった手法もこれから知恵を絞ってより多くの町民の参画を頂くという形、それを取るべき、もうその時代なのではないかと思いますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色々な会議を重ねているわけでありますけれども、経過的には若干心配な風潮もないわけではないなと感じる部分もあるわけでありますけれども、そういうことも踏まえてどうやって町民の方々が1人でも多く参画できるようなことについて意を配っていかなければならぬと、それはいわれる通りかなと思っております。そして時代に合わせると、基本的には従前的方式をとっていかなければならぬと思っておりますけれども、1人でも多くのご意見を伺えるように、また1人でも多くの懇談会なり意見を述べる機会等々に参画してもらえるように共々に努力して参らなければならないと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 是非、それらが反映できるように頑張って頂きたいと思うところですが、基本構想そのものが今回議会の議決事件とするという考え方は非常に私も賛意を示します。その根拠がなければ計画そのものが何なのという話になりますから、それは当

然そうすべきだと思いますが、ここでやはりその条例案の中で各地の市町村の議決事件の中身をずっと一通り見て、数はチェックしていないのですが、多くで基本構想プラス基本計画も議決事件とするというような市町村の数が相当な割合であります。これらの考え方には、やはり我が町が自分たちの計画をしっかり打ち立てて、旧来は自治法の義務としてやっていた中身ですから、それらがなくなった時点で自分の町の計画をしっかり打ち立てて、それに向かってみんなで進んで行こうねと言いのが、やはりこの基本構想と基本計画だと思います。そういう意味から考えると新条例制定にあたっては、是非この今、明日条例案が審議され可決されるという状況ですが、基本計画そのものも議決事件となるような形にやはり今後の問題として、しっかり取り組む必要があるのかなと思うところがありますが、その辺の考え方についてはどのようにお考えですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 申し上げておきたいなと思うのは、従前もそうでありましたけれども、従前は議決事項であったわけでありますけれども、その中で基本計画、さらに自主計画等々も具体的に提示をしながら意見を求めている状況もありますので、今回も基本計画なり自主計画も併せて提示をしながら、議決を頂くのは基本構想でありますけれども、そういうものも提示しながら色々ご議論がされていく方向ではないのかなと思っております。ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 多分、最後の質問になると思いますが、我が美深町議会は予算審査にあたっても、決算審査にあたっても総合計画をその根拠として行政評価調書を基に審査を行っているのが現状でございます。これは私もあちらこちらに研修に行きながら全国各地の議員さんと交流の場所を作ることが結構あるのですが、この話をすると全国の方がそのようなことをやっているのと、羨ましがれます。本当に私達は全国に先駆けて先駆的なその取り組みを行っているのが我が町の議会だというように私は自負しています。その中にあって、行政もしっかりと総合計画の基本構想を根拠にしながら基本計画を打ち立てて、さらに実施計画のローリングを重ねて行政運営を行っていると思います。旧来の総合計画というのは、旧来は行政計画という表現の仕方もあるのですが、やはりしっかりと町民を含めた全部の部分で町づくりの計画だという観点から、明日その条例の議決があるのですが、今後の問題として、実施計画についてはローリングもあるし、色々その時代の流れもありますが、少なからず基本構想にプラス5年毎の前期後期の2つの部分でやはり基本構想そのものも議決事件として、その議会が進める色々な議案審議にあっても、予算審議にあっても、その裏付けの根拠となるそういう条例に昇華をさせて頂きたいというよ

うに考えるところですが、お考えだけ伺って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程来そうでありますけれども、はいわかりましたという事には中々ならないわけでありますけれども、議会でありますし、議員さん個々の考え方もあるわけでありますから、全体的なことを踏まえながら町としても努力する方向で検討して参りたいと、このように思っております。よろしくお願いします。

○5番（岩崎泰好君） 5番、以上で終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、5番 岩崎議員の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。どうもご苦労様でした。

散会 午後2時55分

令和元年第2回定例会
美深町議会会議録
第3号（令和元年6月21日）

◎議事日程（第3号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第16号 美深町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 第 3 議案第17号 美深町デマンド型乗合タクシー運行に関する条例の制定について
- 第 4 議案第18号 美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例の制定について
- 第 5 議案第19号 美深町税条例等の一部改正について
- 第 6 議案第20号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 7 議案第21号 美深町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正について
- 第 9 議案第23号 美深町公共下水道条例の一部改正について
- 第10 議案第24号 美深町個別排水処理施設条例の一部改正について
- 第11 議案第25号 美深町給水条例の一部改正について
- 第12 議案第28号 財産の取得について
- 第13 議案第29号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第30号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第31号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第32号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第19 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第20 意見書案第2号 令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
- 第21 意見書案第3号 令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第22 意見書案第4号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出について
- 第23 議員派遣の件
- 第24 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（11名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 五十嵐 庄 作 君
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長 草 野 孝 治 君	住民生活課長 渡 辺 美由紀 君
保健福祉課長 後 藤 裕 幸 君	農務課長 川 端 秀 司 君
建設水道課長 杉 本 力 君	会計管理者 政 岡 英 司 君
総務グループ主幹 小 林 一 仙 君	企画グループ主幹 中 江 勝 規 君
生活環境グループ主幹 内 山 徹 君	税務グループ主幹 山 崎 義 典 君
保健福祉グループ主幹 小 野 勇 二 君	農業グループ主幹 桜 木 健 一 君
建設林務グループ主幹 中 林 秀 文 君	水道住宅グループ主幹 南 坂 陽 子 君

◎教育委員会

教 育 長 石 田 政 充 君	教 育 次 長 望 月 清 貴 君
教育グループ主幹 大 堀 裕 康 君	教育グループ主幹 和 田 政 則 君

◎農業委員会

農業委員会会长 外 崎 敬 雄 君	事 務 局 長 川 端 秀 司 君
-------------------	-------------------

◎監査委員事務局

事 務 局 長 玉 置 一 広 君

◎議会事務局

事務局長玉置一広君

事務局副主幹服部満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名、全員出席です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告を致します。去る6月17日、総務住民常任委員会が開かれ、付託事件の議案第16号及び第17号の審査を行い、去る6月18日には産業教育常任委員会が開かれ、付託事件の議案第18号の審査を行い、それぞれの審査結果報告書が議長宛に提出されておりますので、本日の会議に付議しております。

次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から6月実施の例月出納検査報告書の1件は、お手元に写しを配布しておりますのでご覧頂きます。

次に、追加議案について申し上げます。長側提出のものは、工事請負契約の締結1件、規約の変更1件、合計2件です。議会側提出のものは意見書案4件、議員派遣の件1件、承認1件の合計6件で本日の会議に付議しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 本日の補正予算の審議にあたりまして、資料の請求をしたいと存じます。1つ目は、地域情報通信システムの内容、今まで旧来のものとの違い等についての詳細な内容について資料を請求します。2つ目は、町民体育館前の町民広場改修工事につきまして、その遊具の導入等、その図面ですとか、あるいはその内容につきまして、どの程度の工事をするのか、あるいは噴水周りのタイルをアスファルトにということでございましたが、その工事の概要、それからフェンス等の概要についての詳細を資料請求させて頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 只今、5番 岩崎議員から資料要求がありました。賛同される議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。それでは理事者側に申し上げます。只今、資料要求がございましたので、対応をよろしくお願ひ致します。審議までに間に合うようによろ

しく提出の方をお願い致します。

草野総務課長。

○総務課長（草野孝治君） 岩崎議員の方から今、防災端末のシステムの内容と旧来からの違いの詳細の内容ということで、資料の要求があったわけでございますけれども、基本的には、この防災端末は前のIP電話とはほとんど機能は変わってございません。変わるのは前にお話した通り、停電時で対応が可能なようにアプリ、スマホ等に専用のアプリケーションをインストールすることによって、その情報端末と同じ情報が見られるという機能が変わっただけで、基本的な端末のシステムといいますか、旧来との違いはほとんどございません。何かその違いがわかる資料を用意するとなるとちょっと時間を要することになりますので、その辺ちょっとどうしたらよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 特に大きな変更点がないということでございましたので、その資料については請求を却下します。それは質疑の中でちょっと色々聞きたいことがございますのでよろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 望月教育次長。

○教育次長（望月清貴君） 体育館周辺の町民広場の資料につきましては、今、調製しております。

○議長（南 和博君） よろしくお願いします。

◎日程第2 議案第16号 美深町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第16号 美深町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について議題とします。本件については、総務住民常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査を終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） 総務住民常任委員会審査報告を申し上げます。本委員会は、令和元年第2回定例会において付託された条例の制定について、審査を終了致しましたので、会議規則第77条の規定によって報告をさせて頂きます。議案第16号 美深町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について、審査経過並びに結果について報告を致します。本件は、総務住民常任委員会に付託を受けた事件であり、去る6月17日担当部局の出席を求め

○議長（南 和博君） 傍聴者に申し上げます。幼児の入場はお控え願いたいのですが。よろしくお願ひします。帽子をかぶられている方も帽子を外して頂きたいと思います。

○6番（藤原芳幸君） 続けます。本条例の制定に関わる内容について、説明を頂き、慎重に審査を行いました。本条例の制定は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会が議決すべき事件を定めるものであり、平成23年5月の地方自治法改正により基本構想の法的な義務がなくなった町の総合計画に関する基本構想の策定、変更、廃止を従来通り議会の議決をすべきものとするものであります。総合計画は、町の将来の方向性を示し、町づくりを実行していく上で重要な計画であり、長側と議会がともに町づくりを推進する上で大変重要なものです。この条例の制定により、これまで同様の経過を経て作成されるということとなるわけであります。また、これまで条例制定されていた定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止については、この条例を廃止とし、先の項目とともに本条例に定めるというものであり、委員会では異議なしと判断いたしたものであります。結果、総務住民常任委員会は、全員一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。以上、報告といたします。

○議長（南 和博君） 委員長から報告が終わりましたので、これから委員長報告に対し、質疑を行います。質疑がある方はご発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第16号に関し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第16号について採決をします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 美深町議会の議決すべき事件に関する条例の制定については、委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第16号については委員長報告の通り可決されました。

◎日程第3 議案第17号 美深町デマンド型乗合タクシー運行に関する条例の制定について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第17号 美深町デマンド型乗合タクシー運行に関する条例の制定についてを議題とします。本件については総務住民常任委員会に付

託しておりましたが、委員長から審査を終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） 総務住民常任委員会審査報告を申し上げます。本委員会は、令和元年第2回定例会において付託された条例の制定について、審査を終了したので、会議規則第77条の規定により報告を申し上げます。議案第17号 美深町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の制定について、審査経過並びに結果について報告を申し上げます。本件は、総務住民常任委員会に付託を受けた事件であり、6月17日に担当部局の出席を求め本条例の制定に関わる内容について説明を頂き、慎重に審査を進めて参りました。本条例は、美深町デマンド型乗合タクシー運行に関する条例の制定で、農村部交通空白地域の解消を目的に、吉野、斑渓、富岡、西紋地区を対象とした3年間の実証実験を踏まえ、条例の制定となったことの説明を受けたものであります。このことにより、農村部における住民の日常生活の利便性の向上と円滑な交通体系の整備が図られるものであり、全員一致で原案可決すべきものと決しました。ただし、今後も進む高齢化の状況や高齢者の運転免許返納など、新たな社会的要因により、住民からの要望や課題が出てきた場合は、課題の解消に向けた検討が必要になるという結果になりました。この意見を附して総務住民常任委員会の審査報告と致します。以上であります。

○議長（南 和博君） これから委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第17号に関し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） これから議案第17号について採決をします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号 美深町デマンド型乗合タクシー運行に関する条例の制定については、委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長報告の通り可決されました。

◎日程第4 議案第18号 美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例の制定について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第18号 美深町快適な住まいづくりと商工

業振興条例の制定についてを議題とします。本件については、産業教育常任委員会に付託しておりましたが委員長から審査を終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 産業教育常任委員会審査結果の報告をさせて頂きます。本委員会は令和元年第2回定例会におきまして付託されました、条例の制定について審査を終了したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。事件の番号、議案第18号美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例の制定について。これにつきましては、審査の結果、原案可決すべきものと決したことを報告させて頂きます。審査の経過につきましては、令和元年6月18日、第3回の産業教育常任委員会の席上、付託事件の審査をいたしました。当日は草野総務課長を始め、他2名の説明員のもと審査を進めました。当委員会には傍聴者1名の希望がございまして、傍聴を許可したところでございます。最初に草野課長を始め、3名の方からこの付託事件についての説明を頂きました。当委員会としても、過去3回の時限立法についての概要について、あるいは対象事業の実績件数と工事費用の補助金額、さらには町内業者と町外業者の受注件数、金額等の推移、そして町産材使用の受注件数、金額等の推移につきまして資料請求し、審査にあたったところです。質疑の中には、持ち主との関係ですとか、あるいは子育て支援の増築の面積要件について。子育て改修の増築限定理由等、改修工事に適応すべきではないかというような意見など、あるいは既に3回の時限立法の中進めてきたこの事業につきまして、今、時限立法で建てるこの意義があるのかどうかというような質疑もございました。あるいは宣伝方法についてもう少し工夫があってもいいのではないかという質疑もございました。あと、もう1点は文言の表現に1つの工夫がほしい、いわゆる子育て支援の中に増築ということのわかりやすい表現を入れてはどうかという質疑もございました。質疑の結果、それらについてこれから施行する実施をいたしますこの条例の宣伝方法、あるいは皆様への呼び込みの中で対処をしたいというお話しございましたので、討論は特にございませんでした。採決の結果、新条例につきましては、全員賛成で可とするということに決まりまして、本日の報告となった次第でございます。以上でございます。よろしくご審議申し上げます。

○議長（南 和博君） これから委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから議案第18号に関し討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第18号について採決をします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号 美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例の制定については委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第18号は委員長報告の通り可決されました。

◎日程第5 議案第19 美深町税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第19号 美深町税条例等の一部改正についてを議題とします。これから議案第19号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第19号 美深町税条例等の一部改正についてを採決します。議案第19号について原案の通り賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第19号は原案の通り可決されました。

◎日程第6 議案第20号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第20号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第20号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第20号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。議案第20号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第20号は原案の通り可決されました。

◎日程第7 議案第21号 美深町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第21号 美深町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第21号に関し、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第21号 美深町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決します。議案第21号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第21号は原案の通り可決されました。

◎日程第8 議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第22号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正についてを採決します。議案第22号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第22号は原案の通り可決され

ました。

◎日程第9 議案第23号 美深町公共下水道条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第23号 美深町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第23号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） これから議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第23号 美深町公共下水道条例の一部改正についてを採決します。議案第23号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第23号は原案の通り可決されました。

◎日程第10 議案第24号 美深町個別排水処理施設条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第24号 美深町個別排水処理施設条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第24号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第24号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第24号 美深町個別排水処理施設条例の一部改正についてを採決します。議案第24号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第24号は原案の通り可決されました。

◎日程第11 議案第25号 美深町給水条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第25号 美深町給水条例の一部改正につ

いてを議題とします。これから議案第25号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第25号 美深町給水条例の一部改正についてを採決します。議案第25号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第25号は原案の通り可決されました。

◎日程第12 議案第28号 財産の取得について

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第28号 財産の取得についてを議題とします。これから議案第28号に関し質疑を行います。

2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） 財産の取得についてなのですけれども、スクールバスの購入と伺っています。斑渓吉野線での通常スクールバスとしての利用なのですが、座席が37席の9列でかなりスクールバスとしては大きい気がするのですけれども、この大きいバスにした理由をお聞きしたいです。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 斑渓吉野線のスクールバスにつきましては、斑渓吉野線の他に南・東のスクールバスとしての運行もしております。それで対象者数につきましては、合わせて35名ということになりますので、今回この中型バスの購入としたところです。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第28号 財産の取得についてを採決します。議案第28号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は原案の通り可決されました。暫時休憩します。資料がまだ揃っていないようです。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時38分

◎日程第13 議案第29号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。次、日程第13 議案第29号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第29号に 関し質疑を行います。

5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） まず補正予算の概要書から質問したいと思いますが、1つ目は総合計画コード157番 2ページの地域情報通信システム運営事業についてでございますが、先程来の資料請求の中では旧来と変わらないということでございましたが、防災端末そのものの電源の問題はどうその課題を解決したのか、それを1つ伺いたいと思います。それからもう1点は、今、使っている防災端末機の双方向性の問題です。防災端末である以上は、やはり更新にあっては双方向の情報を伝達するシステムというのが、1つは大事なところだというのも旧来からの議会の中でも言ってきましたが、それらについては、どのような解決策を見出しているか、特に救急車の要請、119番の問題ですとか、110番の問題、今の端末では使えない状況ですが、それらをどのように改善をしようとしたのか、その2点についてお伺いします。次に、7ページの総合計画コード312番 学校施設整備事業についてであります。これについては、仁宇布小中学校の建替え実施計画等、業務委託が始まるということでございますが、基本設計の中からこの実施設計に移ったと思いますが、地域の学校あるいは地域の住民、あるいは関係する方々とどの程度、どのような形でこの設計業務までの移行があったのか、その1点をお聞きします。その下の338番 体育施設運営事業であります。資料請求をいたしまして、今、資料を頂いたところですが、1つはこれら新しい遊具を導入するということでございますが、この図面からは砂場が消えています。これらの取り扱いをどうしたのか、廃止してしまうのか、砂場は砂場としてどこかに旧来のあった場所に新たに設置するのかということをまずはお聞きしたいと思います。それから、この遊具の新しい更新にあたってどのようなものを入れるかについては、子供達やあるいは子育て世代の意見などをどのような形でこれに取り入れてき

たのかという事もお聞きしたいと思います。次に、9ページになります。総合計画コードの401番 各種検診・予防保健対策事業についてお伺いしますが、1点目はピロリ菌等検査事業これについて事業内容、いわゆるその集団検診における検診の中身だとオプション検診ということでございますが、これらの旧来のバリウム検査によるものとの関りはどうのようにするのか、これを廃止してこれをピロリ菌にするのか、あるいは併用という形を進めるのか、その詳細について説明を願いたいと思います。そして、さらには厚生連委託分のABC検診と対がん協会委託のピロリ菌検査のこのシステム、どのような形で一住民として検診へ行った場合どのようになるのか、ルートといいますか流れといいますか、そのことについてお聞きしたいと思います。それと同じく、下の特定疾患等患者通院交通費補助金ということで、これについては特定の疾患を持たれた方の交通費の補助金の関係だと思いますが、この中に、特に地域の拡大はあれなのですが、その1番最後に対象者要件の内、町民税非課税世帯の制限を廃止ということにございますが、これらに至った経緯と、これによって、どの程度の金額の増額が見込めるのか、その辺のところを聞きたいと思います。以上をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） まず、私から2ページの地域情報通信システムの更新の関係でございますけれども、新しい機種の課題でありました電源の関係でありますけれども、実は新しい機種におきましても、これについては内臓のバッテリーがないタイプということになっておりまして、旧来のものとほぼ同様の機能となっております。見た目的には色が黒くなる部分と、ディスプレイがサイズ的には同じなのですけれども、少しワイドになって画質がよくなるということで、この機種を選定した理由としましては、今、町民の方が通話でよく使われているのですけれども、見た目と使い勝手を同じにして、通話を今まで通り、特に高齢の方が使っておりますので、その辺が違和感なく使えるようにという事で同様の機種を選定してきております。ただ、その電源の関係については、これまでの課題でありましたので、新たにスマートフォンへの配信機能というものを追加いたしまして、スマートフォンをあらかじめ登録してもらうことが必要なのですけれども、それによって停電の時でも配信ができるという機能を追加いたします。スマホの登録については、台数の制限がなくて、家族全員でも登録できるということになっておりますので、スマホを持っていることが条件でありますけれども、停電の際にも配信ができるということになっております。それから双方向の通信の関係でありますけれども、これについては、回線自体が閉鎖的な回線をつくって美深町内で電話の通話ができるという事になっておりますので、ここについては従来と同じ様に端末機から119番等にかけるのは、やはりちょっ

と実現はできないということでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 7ページの仁宇布小中学校の実施設計業務の関係ですが、基本設計を策定するにあたりまして夏ごろに保護者、児童生徒、先生方に対するアンケートを実施しました。そして先生方にはヒアリングも実施する中で、基本設計の方を完成させてきております。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） まず、ピロリ菌検査等のご質問でございますけれども、内容といたしましては、従来おこなっております胃がん検診、バリウムの検査とのオプションの併用という形で実施を考えております。ですから、ピロリ菌検査のみということでは対応をしないという考えであります。それと、厚生連と対がん協会とのルールといいますか流れのご質問ですけれども、こちら、それぞれ対応可能かという打ち合わせの中で、厚生連につきましては、ABC検診で対応するという打ち合わせの結果によりまして、ABC検診を検査の内容と致しまして、対がん協会につきましては、ピロリ菌検査のみ対応が可能だということで、両方とも保健センターで行われております集団検診での胃がん検診のオプションとして対応をしていきたいという考えであります。もう1つ、特定疾患の患者に対する交通費補助の件ですけれども、非課税要件を廃止した経過につきましては、今まで非課税者を対象として実施してきた経過があるのですけれども、課税要件から若干所得が上回った場合、他の制度に対しても負担が増えるという一部状況もございましたので、制度自体全体的に見直す時期にもきておりましたので、そういった部分で、同じ疾患、非常に治療方法が難しい疾患の中で、同じ患者に対して課税非課税の要件を外して精神的不安を軽減してはどうかという考え方の中から、この課税要件を廃止したところでございます。この要件を廃止することによって金額への影響ということですけれども、従来対象者の情報というのは、私達市町村にはわからないのが実際のところでございまして、その部分、PRする中で申請によっての受付でございましたので、従来3名から4名の申請があったところですけれども、それに対して従来補助をしてきた中で、年間10万円前後の推移があったところであります。今回、対象者の人数だけは把握できましたので、そこから試算して、全体で年間30万程度必要ではないかという事で、当初予算からの差額であります10万円を補正予算として計上させて頂いたところです。以上です。

○議長（南 和博君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 私の方から、町民広場の遊具に関するご質問に対しての答弁を申し上げたいと思います。まず、遊具の選定等に関わって、子育て世代ですと

か、そういった方の意見をどのように聞いたかということでございますけれども、これまでも児童館等の管理をしておりまして、子供達の遊具の使い方ですとか、そういったものを見ながら、多くはないですけれども、乳幼児を育てておられる保護者のみなさんというか、数名ですけれども、どのような遊具がいいでしょうかという話は聞かせて頂いております。ただ全部が全部いっぺんに更新をするわけにはいかないので、少し集約させて頂くような形で今回、整備をさせて頂きます。次に、砂場の関係だったのですけれども、今年の春に砂場の部分の枠ですね、鉄製のものが飛び出たとか、そういったことがあったものですから、今年の春にその部分の撤去をしております。今回の整備にあたって、滑り台の着地部分に一部砂の部分を用意しなければならないので、その部分を少し設置できるかどうかも含めて、今、計画しているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） まずは、地域情報通信システムの関係で再質問しますが、旧来、課題として大きく浮かび上がってきたこの電源の問題、ブラックアウトの時に、やはりこの情報システムが機能しないということが大きな課題だったと思います。それについて改善を求めた発言も、私も含めて議員の中からも色々ありました。その関係からすると、やはり機器の更新にあたっては、この件についてしっかりと検討して、タイプが今、電源を持たない内臓バッテリーがない機種を選んだということでございますが、今後の問題としてこの電源の問題、どう考えどう捉えているのかということを質問したいと思います。特に高齢者の方々の中で、旧来の電話回線をやめている方が結構おられます。というのは、この情報端末機の有効利用ということで、みなさん無料でかけられますので、お互いの町内の情報交換はこの機種を使って、お電話をお互いにする方が結構、数が多分増えていると思います。感覚的に。私は思うのですが、多分、行政の方もそのような捉え方をしていると思います。それによって一般加入電話をやめられる方、お年寄りが結構、数が増えてきていると私の実感の中では、お話の中ではそのように感じています。その時に緊急電話について、110番、119番をかけられることが、あとは携帯がなければかけられない状態になりますよね。その辺をしっかりと解消しなければいけないということが大きな課題なのではないでしょうか。この設置については機種の判断等もありますから、中々難しい面もあると思いますが、しかし、そこは1人の人を見逃さないという事がやはり大きな役割だと思います。この端末機が設置されて間もなくなるころ、情報端末を使って119番をかけた方が受話器のもとで亡くなられたという、そのような悲惨なことも実際に起こってのはじまりでした。ですから、やはりその辺の対策、対応をこの機種が対応しないのであれば、この機種を使っても情報がしっかりと我が町の消防署に、あるいは警察署に届くよ

うなシステムを作れないことはないはずです。前回の端末の中でも関係するNTTの方々のお話を色々聞いた中では、不可能ではない、可能であるという話も私は受けております。ですから、それらについてしっかりと担保していく方法というのをとらないといけないと思うのですが、その辺の今回の機種導入にあたっての考え方と今後について、まずお聞きしたいと思います。それから仁宇布小中学校の建替えの実施計画の業務委託に関して、地域の方々あるいは教職員の方々としっかり打ち合わせを進めてきたというお話でございますが、特に設計にあたっては、1つ、平屋建てであるということと、その冬場の雪の対策と言うのはどのように考えてこられているのか、除排雪の問題、特に屋根に積もる雪の問題ですとか、校舎周りの雪の問題というのをこの建物を設計するにあたって考えておられるのか、その問題をお聞きしたいと思います。それから、体育施設の運営事業の町民広場の改修の関係ですが、他の議員も多分聞かれる方がいると思うので、私は触れませんが、この遊具の取り扱いですね。これからどんどんあちこちの遊具も更新の時期を迎えているというか、もう既に大変な事態になっている遊具が沢山あります。それも手付かずのまま放置されているような状態でございますから、昨日の一般質問でもこの問題に触れて、どうするのかという考え方をお聞きしたところですが、私、実は小さな孫が1人います。まだ2歳ちょっとなのですが、彼は遊び場に連れていくと、まず砂場に行くのですね。砂場に行って、とにかく砂場で3時間でも4時間でも遊ぶのですね。今、我が町の砂場でいけるところは、多分、駅の横の大きなところの砂場、あそこは、ある程度遊ばせてもいいかなと思う砂場なのですが、一番我が家に近いところの今回改修するところの砂場は、草は生えているし、多分、犬だとか、きつねも徘徊していますので、それらのことについては糞ですか尿ですか、その辺の問題を何も対応しないような状態になっています。それは要するに子供達の目線で、本当にやって喜んで遊べる場所というのは、しっかりと考えていくべきだと思います。一部の方々の意見を聞いたではなくて、やはりこれら組み立てをしっかりともっと考えていくべきではないかと、単に遊具を新しくしていくだけではなくて、そこでいかに遊んでもらうかという事が大切だと思いますが、その辺の今回の予算計上にあたって、その辺の考え方があったのかどうか、再度お聞きしたいと思います。それからもう1点は、その噴水周辺のアスファルトの関係でございますが、この図面を見ますと、今、タイルを貼っているところを全面的にアスファルトに舗装をし直すということでございます。掛かる予算についてもお聞きしたいのですが、今、壊れているところをこの噴水周りの補修改修については、もう多分2回か3回、何年かごとに実施をしていると思います。多分壊れている場所は同じ場所、大体同じ場所に集中していると思います。他の所は綺麗な状態になっておりますから、全面改修ということも、やり方、手段の方法ですから

それはそれとして受けますが、しかし、壊れている一部の部分だけタイルを剥がしてそこを舗装するというような施工ではだめなのかですね。予算が大変な時期に全面改修ということではなくて、壊れていったところから逐一変えていく。舗装もやり方ではカラー舗装という方法もありますし、体裁のいい舗装もできると思います。そのようなことで壊れた部分だけを補修していって、何年か後には全面改修ということを考えられますが、今の状態を見てみるとほとんどが綺麗な状態です。これは何年前ですかね、何年か前に1回改修していますよね。それを考えるともっとお金の使い道を考えるべきだと思いますが、その辺の今回の予算立ての中で、どう考えてきたのかお聞きしたいと思います。それと各種健診の関係ですが、これについては併用していくということでございますが、ちょっと中々わからぬので改めてお聞きしますが、「私、胃がん検診をしたいのです」という申し込みをした時にその時点で、このABC検診に進むのか、あるいはピロリ菌検査にいきなり進むのか、この辺のルートといいますか、今まで選択肢はバリウム検査しかなかったですね。その時点で、まずあなたはバリウム検査にしますか、あるいはピロリ菌検査にしますかというそういう選択肢があるのか、なおかつピロリ菌検査になった場合に、その検査の方法がどのようなルートで、どうなるのかというそのところについて町民がわかりやすくなっているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） まず、2ページの地域情報通信システムの関係でございますけれども、機種の選定に関しましては、昨年から検討を進めてきたところであります。全道で今の同じ機種を使われている町村がいくつかあります、その中で集まって検討会を進めながら、昨年夏にプロポーザルを行って3社から提案を受けて選定をしてしているところであります。その中で実際には3社ありましたけれども、機種としては2種類ですね。端末機そのものの機種としては2種類、いずれも内蔵バッテリーがないというタイプであります。今回うちが選定したものは従来の機種とほぼ見た目も使い勝手も同じなのですけれども、もう1社の方はちょっとキーパッドが別に付いているような状況で、ちょっと使い勝手が悪いこともあります。こちらの機種を選定してきたところであります。こういった状況で、国内にこの端末を扱っているメーカーといいますか、そこまでないこともあります。内蔵バッテリーについてはちょっと選択できなかったというような状況であります。その代わりに、そのアプリということで導入を進めたい方向にしたわけでありますけれども、全道的にはアプリ1本ですとか、端末を設置しないという流れが、結構そちらの方に進んでいる状況であります。ただ、うちでは実際、電話として使っているという実態がありますので、何とかその辺は、今回については端末

機を全て設置して、高齢者の方が通話で使えるようにしたいと、そういうことでこの端末機とアプリとの併用という方式を選定してきたわけであります。今回、最も大きな変更点は、今までこの役場にサーバーが置いてあるのですけれども、それはクラウド型ということでネットワーク上の方に設置を致しますので、庁舎がもし仮に被害を受けたとしても、そのサーバーがクラウド側の方からデータをアプリに送ることができるということで、庁舎が仮に何かしらの被害を受けたとしても配信ができるということが最も大きな変更点ということになっております。ただ、電話の機能に関しては、今までと同じ光回線を使ってやるということで、先程も申しましたけれども、直接119番、110番、NTTの電話の回線といいますか、そちらの方に端末からかけるというのは、やはりシステム上ちょっと難しいということで、ここはご理解を頂くしかないかなというように考えているところです。以上です。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 仁宇布小中学校の建替えの関係ですが、まず校舎の配置にあたりましては、現校舎を利用しながら新校舎を建設するということ、そして耐震性のある体育館を継続利用すること、そして落雪スペースを十分に確保すること、そして交通量の少ない町道からアプローチをすること、グランドの配置等々について検討しながら新しい校舎の配置を検討してきたところです。新しい校舎の配置につきましては、現校舎の南側ということで基本設計では考えているところです。校舎の形状につきましては、現在、基本設計の中では木造平屋建てということで考えております。雪につきましては、当初無落雪ということも考えたのですが、やはり雪の多い地域ということもございますので、雪の落ちる流れ屋根というのでしょうか、の形状で考えているところです。ちょっと屋根の面積が大きくなつて落ちる雪も多少多いというはあるのですけれども、落ちた雪につきましては、通常通り除雪しながら、支障のないようにしていきたいというように考えております。

○議長（南 和博君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 砂場の件を含めて遊具の関係だったのですけれども、今回、遊具に関して、町民広場の部分については老朽化ですとか、危険が伴うような状況になっているということで、今回の補正予算に計上させて頂きました。更新をまず考えました。今あるものの遊具の更新を考えました。滑り台、ジャングルジム、ブランコ等あります。滑り台に関しては、滑る面がアルミの部分ですとか色々なことがありますので、どういったものが、子供達が安全に楽しく使って頂けるかということも考えて、一応、ローラー式の滑り台ということを検討して、今回、予算を計上しているところであります。ジャ

ングルジムから新しい遊具、似たような形状のものなのですけれども、その辺も今現在の子供達の様子ですとか、その辺を緩和しながら遊具を選定してきたところです。ブランコについても、今現在、安全帯というかフェンス等が設置されておりませんので、その辺も今の安全基準に適応したブランコとなるように、幼児から使えるような遊具に設定したところでございます。砂場に関しては、先程申しました通り、滑り台の降り口ですとか、その辺に砂場の部分が出てきます。あとは別に砂場等がもし必要なことが出てくるのであれば、今回の中でも少し検討していきたいなと思っております。全体的に芝の部分ですとか、その辺も結構傷んでおりますので、その辺も今回の中で対応していきたいなと思ってございます。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 町民広場の舗装の件なのですけれども、この部分について舗装にする段階の前段で我々技術の方が入りまして、検査、色々アドバイスした中でこちらの方に選定をしておりますので、その辺についてご説明させて頂きたいと思います。毎年というか、結構タイルの修繕については、この間やってきております。それで議員がご指摘して頂いた集中した場所という同じ場所もあります。ただ、やはり違う箇所、違う箇所と出て来ている時もありまして、まずこの原因についてなのですけれども、凍上による原因、それと夏場暑いですからタイルが膨張すると。そして、その膨張を緩和するためタイルの補修と同時に目地の収縮を緩和する目地の増設もこの間やってきました。ただ、中々それでは対応できないと。そして、明確にどれが100%原因だというところが技術的にも掴めていないのが現状です。その後、今年に入ってかなり増えてきましたので、打音検査を全面積行いましたら、やはり剥がれてはいないのですけれども浮いていると、将来的にはもう駄目だろと。それらを含めると前面改修、下地を含めて改修しなければならないのではないかという結論になりました。そうした時に、収縮性のある舗装することによって、それらが緩和できるのではないかということでございます。それとカラー舗装の件なのですけれども、これも検討しました。カラー舗装というのは、この程度のこの少ない面積でいくと相当な高上りになります。ラインを1回、舗装のラインを止めるということになれば、色粉を入れて、入れたやつのバッチというのですけれども、その辺も全部洗浄して新たな舗装に張り替えなければならない。その他、カラー舗装には塗るタイプもあるのですけれども、塗るタイプについては、どうしても雨で流れて他のところも汚れてしまうという欠点があるのと、それとカラー舗装については補修ができないと、今、言ったようにラインを止めて、1つのバッチのトン数というのが決まっていますので、そうした場合には補修ができないというような要素で、今の舗装にやるのが1番、要は適宜だろ

うという中の状況でございます。工事費については、施設の取り壊し、タイルも含めて350万程度となるものでございます。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） ピロリ菌検査等の実施にかかる流れにつきましては、集団健診の申し込みの際に、オプションとして胃がん検診を受けられる方を対象にするオプションとしまして、申し込んで頂くと。それで血液検査ABC検診に関しては血液検査ですので、通常の採血の中から検査結果が出されるということになります。結果については、後日郵送という形になるかと思いますが、対がん協会に関しましては、便中検査ということでキットが必要になるということをお聞きしておりますので、当日の申し込みということになるかは、これからちょっと詳細検討の部分がございますけれども、受付の段階、あるいは事前申し込みの段階でオプションの受付をしていくという形になります。あと、この予算可決後に来週から始まる集団健診に関しましては早急にPRも含めて対応していきたいと思っていますし、準備もしている状況でございます。とりあえず今回、この検査に関しましては、胃がん検診はバリウムを基本として実施していくのは変わりございませんけれども、ABC検診、ピロリ菌検査の実施が可能になったというこの体制整備ということができたということでご理解頂ければと思います。

○5番（岩崎泰好君） 1点だけ質疑の答弁になっていないのがあるのですね。地域情報通信システムについて、現状でご理解を頂きたいということで、私は課題についてどう対応するのかということを今後も含めて聞いたのですけれども、その返答が一切ないです。それについて答弁、手を挙げてしまうと3回目になるので、しっかりとした答弁をほしいところです。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） ご質問の119番、110番の部分かなと思いますけれども、どうしてもその今やっている消防と警察の緊急通報というか受ける方につきましては、そもそも回線が別になっておりますので、それはその消防の119番に直接かけるというのは、どのようなシステムを使ってもそこはちょっとできないということあります。それは、やはりこのシステムを使っている以上、そのところはできないということになります。ただ、消防・警察にも同じ端末を設置はしますので、そこに掛けるということは可能ではあるのですけれども、そこに通話をするということを可能なのですけれども、それが119番と押してできるかということについては、出来なくはないのですけれども、受ける側として、緊急の通報として受けられるかどうかという問題もありますので、その辺は消防や警察のシステムという部分もありますので、現状ではやはりちょっと新し

いシステムにしても難しいということになっております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 先程の答弁の中で、このシステムについては道内結構な数の自治体が導入を進めて、今ある機種も同じだと思いますが、そのような中で、これらの住民側からの緊急の連絡のものについて、しっかりシステムに使っているところが、私の記憶ではずっと見ただけですから何処かという記憶はありませんが、そういうシステムを使っているところも実はあるのですね。新しいシステムに切り替えた段階で。その辺のところは先程もいったように、要するに119番あるいは110番がかけられない人が町民の中に出て来ているということですね。携帯を持っていれば、唯一携帯だけが119番、110番をかけている状態。一般電話は本当にお金がかかるからやめてしまおうという方が高齢者の中では、結構私の近辺にも沢山聞くことがあります。自分の住んでいる中で情報を伝達するには、この防災端末は非常に有効で本当に使い勝手がいいのだと言って、それを使うことだけですから、そういう方が増えている中で、やはりそこの対策は考えなければいけないと思うのですが、今回の予算に直接関係ないかもしれません、しっかりその辺のところも検討していただければと思うところでございます。今、アプリの話もありましたが、アプリの導入にあたっても、どの程度の方々が携帯を使ったアプリでそれらについて情報を捉えることができるかということについて、概数でいいですが、町民のうちどの程度の方々がそのアプリを使用可能だという、その数字は掴んでおられるのですか。その点の2点だけお伺いして最後にします。それから砂場の問題ですが砂場も含めて、これらの遊具の今後の管理の在り方、私はここが1番大事だと思います。今、本当に公営住宅周辺あるいはあちこち見て回りましたが、ほとんどが遊具は鉄の錆で木部の遊具については管理が悪い事で本当に朽ち果てる寸前の遊具も沢山あります。これから新しいものを入れたとしても、この管理がしっかりとしなければ、子供達が行って遊ぼうという気持ちも半減するなど、行かなくなってしまいます。その辺の対応をどう考えておられるのか、しっかりと対応ができるのかどうか、その辺にかかってくると思いますが、その辺について考え方をお聞かせ下さい。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 緊急の通報、他の町でそういった事例があるのではないかということでございますけれども、確かにこの回線を使用してうちの町にもありますけれども、緊急通報システムのようなボタンを押すと通報されるというシステムと同じこの光ファイバーをもって機能を持たせるという事も可能でありまして、下川あたりはそういうことも検討しているかなというように思うのですけれども、うちの方では既に緊

急通報電話というのがあります、福祉の方で設置をしておりますけれども、その中で緊急時の通報というのが、それはもう正しく消防の方に通報されるシステムが入っておりますので、その点はそちらの方で対応していきたいと思っているところであります。アプリにつきましては、スマートフォンさえ持っていれば全員使うことができるということで、正確の数の調査まで、まだ聞き取り等はしておりませんけれども、町民の方であれば、希望すれば全員それは登録という作業が必要にはなるのですが、それはできるということですので、家族4人いましたら4人の携帯を登録して配信を受けると、町からのお知らせ事項、朝入ってくるものも家族4人にはいるというような機能が追加されるというようなことになっておりますので、直接自分に入りますので、今までよりちょっとうるさいなと思うかもしれませんけれども、そういうことを選択できるようなことにしておりますので、今までよりしっかりととした配信機能が強化されたかなというように思っております。

○議長（南 和博君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 遊具の管理等のご質問ですけれども、正しくその通り、適切に長く子供達が楽しく使ってもらえるように、今回新しく設置する遊具、特にその辺に意を配して指定管理者とも協議しながら進めていきたいと思います。

○議長（南 和博君） 9番 荒川議員。

○9番（荒川賢一君） 予算書の概要書2ページになります。災害時の貸与品の関係ですが、どのくらいの大きさのものかちょっと判断つきませんけれども、保管場所等はどうお考えになっているのかお聞きいたします。併せて、今までの防災グッズ等の保管場所等の検討はなされたか、それも合わせて聞きしたいと思います。それと4ページになります。コード番号226番 従業員雇用支援ですね。随分少額な金額だと感じましたけれども、この金額の根拠と何件ぐらいを想定しているのかお聞きしたいと思います。それから継続事業の方の支援対策事業補助金、昨年は半分の金額でしたが今年は倍になっておりますけれども、これも当然、実績に基づく予算だと思いますけれども、これも何件ぐらいを想定しているのかをお聞きします。それと5ページになります。コード番号262番です。チョウザメ関係のソフト事業ですが、補助金から負担金へ組み替えた経緯をお聞きします。それとチョウザメ祭りですね。開催予定日はいつごろ計画しているのか、お聞きしたいと思います。さらに振興公社への負担金の形、加工品、試作品等ということに研究開発ということになっておりますが、平成29年度も補助金体制で振興公社に補助をしておりますけれども、平成30年度はありません。また、今年復活した経緯というものをお聞きいたします。それとチョウザメ振興のハード事業の方ですが、平成30年度の5月に頂きました

振興計画事業進行計画の予定表を見ますと、今年行う予定の水温をあげる水槽の整備等の請負費ですね。その計画書には載っておりませんけれども、これは新たに加わったことなのかどうか、それもお聞きしたいと思います。それと併せて整備状況をちょっとお聞きします。以上です。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） まず、私から 2 ページ目の災害用貸与品の整備の関係でございますけれども、こちらの要支援者世帯にラジオ付きランタンを貸与するということでものとしましては、そこまで大きなものではなくてキャンプ用の照明というか、あのようなものにラジオがついたものとイメージして頂ければいいと思います。これを町に保管しておくのではなくて、要支援者の世帯に配布して、それぞれの家庭で保管して頂いて、いざという時にすぐに使ってもらうということで、高齢の世帯で仮に停電とかになりますと、ちょっとロウソクをつけたりすると、それが倒れたり火災の原因になったりすることも想定できますので、そういう意味でランタンを配布するということを考えているところです。備蓄品の保管庫につきましては、現状、やはり役場と体育館というところに保管をしているのですけれども、新たな保管庫などを整備しない限りは、中々他に備蓄する場所もなくて、いざという時に持ち運びするのも現状の場所がいいということもありますして、当面この 2 カ所で変更は考えておりません。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） ご質問のありました労働力の確保の関係のご質問であります。労働力確保のはじめにお話をされた従業員の雇用確保、これでこの金額で大丈夫なのかというご質問ですけれども、実はこの事業、昨年度までは肉牛振興事業ということで、肉牛ヘルパーの事業ということでやってきました。ただ、平成 27 年度からスタートして、平成 30 年度まで組織化というのが整わなかったのですね。そういうこともありますて、方向性を変えて、実際に農業者の中でもヘルパーの確保というのは、すごく難しい状況がありまして、それぞれの肉牛農家同士の補助といいますか、そういうこともやってきて、現在に至っているということがあります。これを各農業者というか、その肉牛農家の方に従業員を確保することで、そのヘルパーがもう少しスマーズに動けるような形をつくろうというのが、今回の増額をした目的です。この肉牛ヘルパー 50 万円というような予算を組ませて頂きましたけれども、基本的には 1 件 25 万の 2 件分という予算になっています。この数で少ないのではないかということもございますけれども、この金額というのが、あくまでも募集経費ということでございます。実際に雇用して何かをする、その賃金にあてる、そういうものではなくて、募集をして、その雇用するまでの期間の経費の

2分の1ということで予算を見ているところです。色々なお話を聞いたところ、人材派遣会社ですか、紹介会社、そういうところに登録をして募集をかけると、ある程度お金がかかるてくるということなので、この一部を補填できればと思っているところです。それともう1点、労働力の確保対策の昨年100万円から今年200万円と倍額になっているのはどうしてかというご質問です。この事業も平成27年度から3年間、27、28、29と3年間試行的に行い、昨年、平成30年につきましては、全町的な対象として実施をしました。当初予算につきましては100万円ほど組ませて頂きましたが、決算においては、途中に補正を組ませて頂いて150万ということになっております。昨年、天候不順等によりまして、秋のかぼちゃの収穫等が中々上手く進まなかつたというのがあって、若干人数が少ないのでないかという想定をこちらではしております。そのため今年については倍額の200万ということで予算を計上させて頂きました。以上です。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 私の方からチョウザメの部分について何点か頂きましたので、ご答弁させて頂きたいと思います。まず、補助金から負担金に組み替えた経過という部分については、実はこの補助金については、北大の方との連携協定の中で基づいて実施している部分であります、1つには学生さんを美深町で受け入れて授業して頂くという部分のサマーコースの分、それから孵化、飼育の指導を受ける大学の方から教授あるいは学生と来て頂いて指導を受ける分の経費、それともう1つには、中心的に指導頂いている足立教授の研究所が七飯の方に淡水実験場ということでありますけれども、そちらの方で美深のチョウザメを持って行って研究して頂く部分もあります。大学の受ける科目の関係でこの足立教授で持っている研究施設の七飯の淡水実験場に関する100万円については、補助金ではなくて負担金で頂きたいと。大学の受ける科目の違いによりまして、今回振替をさせて頂いたということになってございます。それから、同じく負担金のチョウザメ祭りの関係でございます。こちらについては、今年度、新たな取り組みということで、美深町のチョウザメの取り組みを多くの町民にも知ってもらうということで開催をしたいということで、当初は単独ということも考えたのですが、中々単独での開催というのは難しいかなということで、今、道の駅の方でもイベントを考えてございまして、そちらの方と併せて独自で開催するような形で考えております。それから振興公社への負担金、いわゆるその加工品の部分でございまして、まず29年度の部分については、振興公社にも補助金ということで出しておりますけれども、当時については人件費等の部分で補助金を出しているということで、今回はあくまで加工品の研究開発ということで、これらについては町も一緒にやっていくのですけれども、主体的に公社に担って頂くという部分で予

算付けをしたもので、色々な民間業者等と試作品を提供しながら、今、美深町の特産となるべくそういったものを研究開発していこうということで予算付けをさせて頂いたところでございます。それからあと、ハードの工事の部分で稚魚の水槽の温水を高める水槽は当初計画にないということで、実はこの水槽の工事については、令和2年、来年の予定の中に入ってございました。チョウザメを飼育する上で稚魚の成育を早めるというのが、第一だろうということで色々協議をして、その分を先に今年度進めていきたいということで、計画とは入れ替えましたけれども、来年やる分を今年に、今年やる予定だった親魚の水槽の分については来年の工事に回すということで進めたいということで、今回、予算の補填をさせて頂いたところです。それと生育状況ですね。孵化の状況をちょっとご説明したいと思うのですけれども、昨年30年度については、丁度、北大の方から受精卵の提供がありましたので、そちらを受けて孵化を行いました。当初3万匹程度の孵化はあったのですけれども、どうしても水が合わないという部分も実はあって、循環水の問題だとか、そういう色々な課題が今回見えてきたのですが、今現在残っているのは大体2,000匹程度ということで、そちらについて今後、大きくしていくような形になるのですけれども、その中で色々な課題等も見えてきまして、循環水の改善等もしながら今進めているという状況で、今現在の飼育数はちょっと忘れてしまったのですけれども、一定程度大きくするのに向けて進めているところでございます。それと先程のチョウザメ祭りの件、一応道の駅のイベントと併せて開催するということで今のところの予定では3日、4日というところで予定をしていまして、それに合わせて進めたいと考えてございます。以上です。

○議長（南 和博君） 9番 荒川議員。

○9番（荒川賢一君） 労働力確保のことでお伺いしますが、近隣の市の派遣会社、今までの流れで聞いていますと、名寄の派遣会社に頼んでいるような状況を聞いておりますけれども、美深町でいえばシルバーセンター的な存在というような構成員というような話を聞いていますけれども、外国人の労働者、その辺まで想定しているのかどうかをまずお聞きしたいと思います。それとチョウザメの関係で計画書のことですが、施設の検討委員会を含めてメンバー構成が変わっていると思うのですよね。それで、その事業計画の方も年度がそのような形でズレているというのであれば、今年度また新たに計画書を作り直すというような考えがあるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） ご質問のありました派遣会社の関係です。現在というか、平成30年度までは名寄の人材派遣会社の方にお願いをしておりました。今年シルバー人材センターの方にもお話を伺うと、派遣はできるという話も聞いておりますので、

若干、制度的な単価の関係は変わってくるかとは思いますけれども、代用はしていきたいと思っています。そしてもう1点、外国人の派遣の関係ですけれども、現在のところは想定しておりません。今、農協の方で中国人の研修生ですけれども、受け入れを行って、実際に働いてもらっているという、研修を行っているという状況がありますが、それ以外の部分では今のところは考えておりません。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 工事の変更によって振興計画そのものの変更という部分なのですけれども、全体的な工事の部分については、特段やることは同じだという部分で年度が若干変わるという部分で、当初はその振興計画の変更までは特段考えてはおりませんでした。その部分については、チョウザメの事業推進委員会等でも色々協議をしながら進めたいというように思います。以上です。

○議長（南 和博君） 6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） 私からは3点お聞きしたいと思います。続きになりますが、町民広場の関係、チョウザメの関係、そして強い農業・担い手支援対策、この3点についてお伺いしたいと思います。まず、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業、新規でございますけれども、これは3件、トラクター、田植え機となっておりますけれどもこれは3件というのは調整をしてクリアしたものが3件ということなのか、今後このようなものを利用したいという人が出てきた場合には、上積みとして事業を進めることができなのかどうなのか。これは道補助金ですから、恐らく申請をしてうまくいった部分かなと思うのですけれども、その辺の枠の考え方。それと、この交付金を受けるためのクリアするための条件は、どのようなことがあるのか。それと新規ですけれども、今後、恒久的にこういったものが続けていくのかどうなのか。その部分について、まずお伺いしたいと思います。それとチョウザメについていきますと、色々ハード面、ソフト面ある中で、これまでの年次計画に基づいて進めてきている部分はあるわけですけれども、その中で先程、主幹の方から昨年度は2,000匹になったと。これは孵化場が完成しまして1年間経ちましたけれども、今後、今年もまた色々確保していくと思うのだけれども、ここでいきますとチョウザメの個体に対する予算というものはついていないわけなのですけれども、実際、本来であれば5,000ずつくらい毎年確保していきたいという中で、前回2,000に留まっているということであれば、稚魚の確保ということで早急に今年8,000確保できればいいのかもしれないけれども、ある程度、年次計画ごとにやっていかないと回転が上手くいかないのではないのかなということで、その差の部分に関しては、どのように考えているのか。それと先程の町民広場の中で色々同僚議員からもありましたが、フェンスに関し

て、これまでの鉄フェンスから木造のフェンスにすると。木造のフェンスにした場合は、当然、色々弊害がある中で、取り外しをして管理をしていくということありますけれども、これは2m幅のフェンスが33枚、これは先程もあったけれども、遊具の管理が中々大変な中で、実際にこれをどのようにして管理をしてくのか、木の場合、当然付けたり外したり、そして当然軽いものにしていかないとその作業は大変ですから軽量化も図らないといけない中で、どのぐらいもつものとして考えておられるのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） お尋ねの強い農業・担い手づくり総合支援交付金ですね。これにつきましては、これまでも新規とはなっていますが、これまでも事業はありますて、平成30年度までにつきましては、経営体育成支援事業という内容のものであります。事業内容につきましては、ほとんど変わっておりませんので農業の機械、そして施設の整備、これについて補助をされるものになっています。今年については3件が国からの配分決定がされたということでこのようになっていまして、その条件と言うのが認定農業者であること、美深町の農業者はほとんど認定農業者になっておりますので、そこは問題ないのですけれども、人・農地プランというものがありまして、それを各地域で作成しているのですね。その作成している地域の中の中心経営体がこの事業に乗ることができますというところになっています。その、どのように選定されるかということですけれども、この選定項目と言うのは沢山あるのですけれども、基準となっているのは付加価値、これを現状から将来的にどのように伸ばしていくかという事がベースになっています。それに加えて経営面積の拡大ですか、農産物の価値の向上、対面積あたりの収量の増加、こういうものを相対的に勘案してこの事業の認定が決まっています。これにつきましては、現状と将来目標のポイントですね。そのポイントを比較して高い物から順番に認定されるという制度になっているところです。以上です。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） チョウザメの成育の関係で去年の分が2,000しかいない、購入の方をどうするのだという部分で今段階では、当初の目標では年間5,000匹、1年後には5,000匹残すという計画の中で進めておりました。この目標は変わってございません。ただ、去年の分が2,000になったので、では足りない分を買うかということでは、今、そこまでは考えてはおりません。今年もまたある程度孵化の作業を行って、一定程度、孵化を見込んでおります。そういう部分で補えればいいかなと思ってはいるのですけれども、中々難しい面も正直あります。基本的には自分達で孵化を確立

させて飼育させていく、そこを重点に取り組んでいるところでご理解を頂きたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 町民広場のフェンスの関係で、今回、鉄製のものから木製に変える予算を提案してございます。現状も見られていると思うのですけれども、雪害で、ほぼフェンスの要をなさないような状況の部分もあります。その他の部分も結構傷んだりしております。鉄の部分ですね。今回、全面的に木に変えていくということで、取り外し可能なものを今考えております。今、融雪期、降雪期、それぞれに設置、それから取り外してやっていこうと思っております。その中で長く使う分には塗装を加えるとか、そういうことをしなければならないですが、まずはその雪降る前に外して、融雪して取り外してという感じで出来るかということも、やってみなければわからない部分もありますので、その辺含めて教育委員会もそうですけれども指定管理側とも相談して適切な管理に努めていきたいと思ってございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） 農業のところの回答を頂きましたが、現状、当然のように認定農家というその1つの基準があるというのは、当然そうなるというのはわかる訳なのですが、新規の中で、これからその認定農家を目指している方々というのは、農家になってから機械を揃えるのか、あるいはそれに向けて色々揃えていくのかという部分で、ちょっと微妙なところにあるわけなのですけれども、そういった場合に関しては、あくまでも認定農家が基準であると、なってからでないと営農計画だとか将来計画が出てこないわけで、その辺に対して今後、そういう方が出てきた時に、どのようにこのような制度を利用して頂けるような形になるのかという部分と、先程言った、前からも似たような事業があるということで恐らくこれからも継続していけるのだろうとは思いますが、そういった中で、もう1点、先程聞いた中で、途中でそういうものが出てきた時には上積みが可能かどうかという部分も、もう一度併せてお聞きしたい。それとチョウザメに関しては、今、主幹の答弁の通り、今年でその挽回が出来ればまだいいのだろうけれども、やはり年数が経つことによって凸凹ができるというのは、将来的にはそれこそ1番スタートの年の少ないとすることは取り返しができる期間の中であればいいのだけれども、その辺に関して再度、今年の孵化の状況の中だけで対応していければ1番いいのだけれども、その辺に関してどのような計画というか予測を持たれているのか、確保に関してもう一度お伺いをしたいです。それとフェンスに関して、木にするということは主幹も言った通りなのだけれども、そもそもフェンスが本当に必要なのかどうか、どうしてもフェンスとして付けなければならない

というのであれば、何かしらのフェンスをつけなければならない中で、冬にどんどん壊れていく中で、本当にフェンスが必要なのかどうかという点が1点と、もし必要であるから設置をすることであれば東側、道路側に関しては同じ木製の2mスパンの木製フェンスとなっておりますけれども、昨今は全国で発生している、ここ駐車場にもなっているわけで、踏み間違えによるその公園の中への侵入等ということもあり得ないとは限らない中で、その車止めの機能というものを考えた場合には、これは逆に東側に関しては、1m置きぐらいにして鋼鉄の支柱を立てて車が入って来られないようにするということも考えなければならないのではないのかなと感じるところなのですけれども、そういう部分も含めてちょっと検討した経緯があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） 先程、答弁漏れがあったみたいで申し訳ございません。まず、新規の認定された方が対象になるかという話なのですけれども、経営改善計画というか経営計画が出されて、それを担い手育成協議会の中にある経営改善指導委員会で1回確認をして、最終的には美深町の審議会の方で経営を認定して認定農業者になります。ですから、この会議が終わるまでは、新規就農者、認定新規就農者にはならないですね。ですから、この制度自体には該当はしてこないということになります。ただ、その認定の会議があって、実際にその計画が認められて、その後に例えばこの制度の申請等が出来るような状況でありましたら、その申請をするという可能性もございます。そして、先程漏れてしましましたが、年度内の追加はOKかという話なのですけれども、今回は当初の申請をお願いしますということで申し込みを出しました。これが例年ですと3月に繰越事業ということで來ることもあるのですが、それはうちの方では何とも図り切れないものがありまして、申請というか事業をやりますよと、こちらに來た時点で、また対象者の方にご連絡を差し上げるような形になると思います。以上です。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） チョウザメの稚魚の確保の部分ということで答弁させて頂きますけれども、今年やった孵化作業の中で十分確保できると言えればいいのですけれども、現状ではまだ完全に孵化していない状況、とりあえず受精卵だけ確保したという部分では一定程度の数が確保されました。その孵化の状況、今後、成育状況によって今の段階では何とも言えない状況であるとご理解頂きたいという部分と、今後のその推進するにあたって、魚が少なくなってきた時の対応等々については、そういう状況を見ながら必要によっては購入することもあるかもしれませんけれども、そういう場合については、色々議会さんとも相談させて頂きながら進めていきたい。また、チョウザメ事業推進

委員会の中でも今後の事業の状況ですね、それから計画等協議頂く中で方法を見つけていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（南 和博君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 町民広場のフェンスの関係でございますけれども、そもそもフェンスがいるのかというところでございます。南側の方に住宅が建っておりまます。公園とその部分に結構な落差があります。ということで民地に入っていきますので、元々フェンスがあったのかなと思いますし、落差がありますので、子供達が遊んで、そこに落ちていく事もあるうかなと思いますので、そういうことも考えながらフェンスを取るということは考えないで、どういったフェンスが1番効率的に経費をかけないで設置できるかということを考えました。質問の中にありました、車のことも言われましたが、そこはちょっと想定していませんでしたけれども、その辺も含めて、何かできるのであればしなければならないですけれども、ただ、今の予算の中では、そういった車止めですか、そういったことは想定しないで、あくまでもフェンスの更新ということで予算を計上しているところです。

○議長（南 和博君） 6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） それでは、3回目なのであれなのですけれども、このフェンスの考え方なのですが、そもそも子供達が、例えば出られないようながっちりしたものという考え方よりも、警戒として、ここから先は、というような位置づけであるのであれば、例えば支柱を立てて、支柱は抜き差しが出来る仕様立てで、そこにずっと鎖をはるというような形でも対応可能なのかどうか、あくまでも格子状にしたもののはめていかなければということも考え方色々あると思うのですけれども、その車止めに関しては、想定していなかったということありますけれども、そういうことも考えられる状況の中では、今回は木だから木でいくというのではなくて、そこはやはり何か、その駐車場側に関しては2mだったら車は入ってしまいますから、その辺を考えた場合にはそういう可能性にちゃんと手を打っていくということも、昨今の社会状況を見る限りはやっておくべきことだとは思うのですけれども、その辺に関しては1度、木として決めてしまったので、これでいかないと駄目だということなのか、変更してこのような対策をとることも可能かどうかのか。可能かどうかと言うと、何か首を傾げているから難しいのかなと思うのだけれども、ちょっとそういうことをわかった範囲で取り入れて、作る前だと色々できるのではないのかなと思うのですけれども、再度その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） ちょっと教育委員会の質問なのですけれど、この設計に

については深く技術の方で関わっておりますので、建設水道課の方で、その辺についてお答えしたいと思います。まずフェンスの南側の部分なのですけれども、当然、こここの公園については、小さなお子さんが遊ぶということが想定されます。現実的にもベンチ2つ、子供さんが見渡せるところにベンチを設置しまして、親御さんが座るとした時に100%、子供さんに付随して付いて座るわけではありませんので、先程言った民地等の差が2mあるところ、そこで転落するという可能性もありますので、やはりその辺を想定されるのが公園建設の時に技術的に作れば付けなければならぬのではないかと。それと遊具を掘ったり、全面的な芝を改修しますので、そうした時に若干残土が余りますので2m程度の築山程度を東側の駐車場の方に設けるということも工事的には可能なのかなと。今の提案している金額の方で可能なのかなと思いまして、その辺については教育委員会等とも十分打ち合わせしながら技術の方では対応できるのかなと思います。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤議員。

○10番（齊藤和信君） 私からは、予算書12ページのいわゆる農業振興費の中で、がんばる美深農業！の予算概要書を見ますと、その中にチャレンジ支援事業という項目が今年度の説明書の中にあるのですけれども、この事業を見ますと、新しい生産技術や作物の導入等、意欲ある取り組み支援というような形を書いている中で、この辺は農協との打ち合わせの中でどのような形になって本年度あるのか、まずお聞きしたいのと、それと上限が2分の1で300万までということになっているのですけれども何件くらい申請の事業者があるのか、それと同じく12ページのチョウザメ事業推進費という中で、7,703万円ですか。その説明の中で、国庫支出金4,890万という内容で補助をするというような形で説明があったのですけれども、そして概要書を見ますとチョウザメの概要書を見ると、やはりこの中でどの事業がいわゆるこの国庫支出金の対象になっておられるのか、まずそれをお聞きいたします。それと予算書15ページ、いわゆる教育費の学校運営協議会委員会報酬という中と費用弁償という中で概要説明書を見ますと、それのいわゆるコミュニティ・スクールの関係で、美深町学校運営協議会を設置し、3つの部会でと説明の中ではあるのですけれども、この委員会構成の中で見ますとPTA、地域住民、学識経験者、校長、教員と5つになっているのですけれども、もう1人どこからくるのか、その点だけ教えて下さい。この3つについて。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） 今の、がんばる美深農業！畑作支援事業補助金の中のチャレンジ支援事業についてご質問がありました。このがんばる美深農業！については、平成28年度から3年間、平成30年度までこの3年間の事業ということで、まずスター

トをさせました。この間の成果と課題等を検証したところ、成果としては、施肥管理による土づくりやかぼちゃの関係ですけれども生分解性マルチの推進、こういうところで病気対策ですか、プラスチックの原料だとか、そういうところの成果は表れてきた、実際に効果のあった誘導策としてきたわけですけれども、それと一方で、具体的な単収の増加ですとか、そういうものは中々見えにくいというのが現状でございます。特に昨年、平成30年は天候が悪かったということもあって単収が落ちたというような状況であります。これを見て平成31年、今年からはチャレンジ支援事業ということで農業者が自分達で新しいことを考えて自分たちの経営を安定させていこう、伸ばしていこうというような取り組みに対して支援を行いたいというように考えてこの制度をつくりました。この300万円というのは1件分でございます。ですから事業費としては最大600万、600万を下限ですね。600万円として600万円の2分の1、300万円下限ではなくて上限ですね。これを1件分ということで予算を計上させて頂きました。以上です。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） チョウザメ事業の国庫補助金の内訳という部分でございます。この国庫補助金については、今回の地方創生推進交付金という交付金が採択を受けまして、これについては3年間の計画を立てまして、その計画の認定と併せて今年度分の補助金が確定したという部分でこれについては、ソフトとハード両方について対象となっているという部分で、当初予算で組んでいるチョウザメの飼育管理業務委託料だとか、それから部品購入費、そういったものも対象となっております。それと併せて今回補正を行った工事費、それから負担金等の部分について対象となるという部分でその分について2分の1を国の方から補助金として受けられるということになってございます。以上です。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 学校運営協議会の委員の人数につきましては、各部会にここに記載のPTA、地域住民、学識経験者、校長、教職員ということで書いてあるのですが、学識経験者のみ2名を想定しております。他につきましては1名ということで各部会合計6名を想定しているところです。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤議員。

○10番（齊藤和信君） はい、わかりました。それで最後、いわゆる農業振興のチャレンジ事業の関係なのですけれども、これは行政側が1件に2分の1の300万というような形の説明があったのですけれども、JAとの関係はどのようにになっているのかな。JA側の方も農業者に対していくらかの補助金というか、そういうがんばる事業をやる人にはJAの方からも出ているのか、その点だけ最後お聞かせください。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） このがんばる美深農業！の事業は、平成28年から町長の政策としてしっかり出してきたものですので、農協との予算の関係、補助の関係はまったくございません。ただ、事業自体の推進にあたってはこれまで変更を重ねてきました生分解性マルチだとか、土づくりだとか、そういうところの協議はしていますが、予算自体につきましては、町単独のものでございます。

○議長（南 和博君） 他、質問ある方はおられますか。それでは、暫時休憩します。再開を概ね13時と致します。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時00分

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。質問のある方は挙手願います。

8番 中野議員。

○8番（中野勇治君） それでは補正予算概要書を折角頂いているので、それを見ながら質問したいと思いますが、まず1つ目は、コードが262番の一部政策予算のチョウザメ振興事業のソフト事業なのですが、株式会社美深振興公社負担金として138万、チョウザメ加工品の試作等を研究開発にかかる負担金という負担金と言うか委託料みたいな形なのかなと思いますが、どれくらいの期待をされているか知りませんが、美深振興公社の社長さんが町長だからあまり言いたくないのですが、あまりあそこの言うならば食事については、何と言いますか、好評ではないというか、それほど持ち上げるべきところではないのかなと思いますけれども、138万の依頼する負担金としての積算根拠は、どのようなものなのか教えて頂きたいと思います。それから次、6ページにあります最後のチョウザメ推進事業補助金の100万の減額をしているのですが、ここでの説明書きは間違えではないかと思うのですね。負担金から補助金へ組み替えしているならマイナスになるはずがないのに、マイナスをしている。記載は誤りではないかと僕は思います。どうですか。もし誤りなら議長に言って皆さんに訂正させて下さい。間違えでなければ、そのまで結構だと思います。どう考へても不思議なのですよ。次、これは8ページのCOM100と町民体育館の喫煙所の撤去の費用が載っております。恐らくこの中には煙を吸う機械が入っているのではないかと思うのですが、役場の庁舎にも議員控室の前にもありますし、2階の奥には職員用の機械もあるのですけれども、撤去するにあたって、あの機械を処分する

費用が書いてないのですが、あれは処分費用がタダなのかどうかお聞きします。恐らくCOM100にも町民体育館にもタバコを吸う機械が置いてあると思うのですが、どのように考えていますか。次、1番最後のページになります。公有財産の購入費で土地2筆461.27m²ですか。いうならば140坪ということですが、職員住宅用の建替えということでありますので、今の職員住宅は満杯なのかどうか、まずお聞きします。それと、この140坪の土地はどこの土地なのか、どこに職員住宅を建てようとしているのかお尋ねします。最後、相続財産管理人選任申立事件における法律事務処理の委託ということで、相続放棄等による云々という記載がありますが、金額はわずか5万円です。これはどのようなことで、どのようなことをするのか具体的に教えて下さい。以上です。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 私の方からチョウザメの関係の部分について、まずご答弁をさせて頂きます。最初に、大変申し訳ございません。先に配布した補正予算の概要書の6ページ、1番下のチョウザメ推進事業補助金の説明書き、負担金から補助金へ組み替えと誤って書いてしまいました。ここについては、補助金から負担金へ組み替えということで、この場をもって訂正をさせて頂きたいと思います。大変申し訳ございませんでした。それから、チョウザメ推進事業の負担金で振興公社に予定しています、チョウザメ確保の研究費ということで、負担金ですけれども、これの積算の内訳という部分です。これについては、基本的には公社だけでは開発するのは難しいだろうという部分で、民間の会社への原材料を提供して、開発してもらう費用、そういうものも含めてございます。基本的にはそういう業者等の交渉にかかる部分の旅費で約18万、それから民間業者の方に原材料を提供してそれぞれ試作品を作ってもらうと、検討してもらうという部分で40万円を一応3社にということで、今考えてございます。それからそういうことで伴う人件費ですね。それから機械費、送料そういったもので、トータル138万ということを予定をしております。私は以上です。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 私からはまず、COM100の喫煙所の撤去の部分で分煙の機械ですね。空気清浄機といいますか、その部分の処分の関係のご質問があったのですけれども、役場についても今、喫煙所を来月から廃止するということになっておりまして、その分煙のための機械につきましては、購買で処分をしようかなと考えています。どの程度利用があるかはわかりませんけれども、処分の方法としてはそのようなことを考えているところがありました。それから最後の12ページの固有財産の部分ですけれども、まず職員住宅、今、西1条北5丁目、幼児センターの周りに24戸程ございますが、現状

2戸空きがございます。本来でいけば、もう少し空いていたのですけれども今年の新規採用の職員等、町外から来る方が多くなって、現在としては2戸空いているということで、解体の予定をしていたところにも入ってもらうような状況になっております。それで職員住宅については、今後も職員が町外から来るということが多くなるというように想定されますし、そもそも今ある住宅も古いということで、順次建替えて参りたいと考えております。今回の固有財産の購入にあたっては東3条南7丁目、わかりやすく言うと草野課長の前の土地なのですけれども、南側の土地であります、そこに用地を求めて参りたいと考えているところです。それで、その次の質問の相続財産管理人の部分ともちょっと関連があるのですけれども、こちらについては、今回補正で5万円上げた部分については、裁判所の手続きのための書類を作成するのに、弁護士を代理人にして、今手続きをするということで、その為の書類作成の委託をするということで、その5万円を計上しているところですけれども、当初の予算で相続財産管理人の申し立てに関する裁判所の予納金ですか、そういう経費については当初の予算で全て計上しております、その一連の経費を使って、今申し上げた草野課長の目の前にある住宅、お住いの方が平成26年に亡くなつて、お子さんが3人いらっしゃったのですけれども、全て相続放棄をされたということで、その住宅の管理をする方が全ていなくなってしまった住宅がございまして、そこを手続きして裁判所に申し立てて、管理人を制定して処分の手続きを進めるということになっております。その土地も併せて取得をして、そこに住宅を建てていきたいというような考えでいるところであります。以上です。

○議長（南 和博君） 8番 中野議員。

○8番（中野勇治君） まず、チョウザメの負担金のことからお聞きします。さっき説明では振興公社の他に民間企業が3社入っているというお話をお聞きしましたけれども、その3社というのは全て美深町の3社なのか、美深町外もこの中に入っているのかお聞きしたいと思います。今のところその3社のいうならば社の指名が決まっていないのか、何かこれから入札等々かそういう方法で振興公社は3社と契約するのか、そこら辺もちょっとお伺いしたいなと思います。訂正もわかりました。それから、その煙を吸う機械の購買の関係なのですが、あれを買うかどうかは知らないですが、美深町としてタバコをやめる方向で禁煙を守るという形の中で、この事業のそれぞれ予算を組んで、町は率先して喫煙をやめるということをする中で、わざわざその機械を他の人に売る必要があるのか、かえって処分してしまって、新しく買う人でも新品の高い金を買ってまでタバコを吸いたいというのであれば、そういう方向に向けた方がいいのではないかという僕の考え方です。わざわざ町が中古品を出すからと言って、たばこを推進するように安く売る必要はないの

かなという考え方をしております。それで、最後の職員住宅の関係でお尋ねしますけれども、どうもそのはっきりしないのは、相続放棄をされているのでしたら、購入費はいらないのではないのかなと思うのですけれども、相続を放棄されているのでしたら、うちの方で相続権を放棄して、取得するという旨のゆうならば申立書を作るということで、この委託費を組むのですから、わざわざ相続人を作つて 160 万の土地代金を払う必要はないのかなと思うのですけれども、いかがなものでしょう。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） まず、チョウザメの加工品の委託の関係という部分で、現在 3 社程度予定をしているという部分で、これについては基本的には町外を予定してございます。町内の業者でそういった例えは魚肉等を扱うような加工業者がいるという部分で、今のところ町外を予定しているのですけれども、具体的な業者等については、今、色々、北大の方からも情報等を頂きながら探しているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 分煙の機械の部分でありますけれども、今、健康増進法の関係でいきますと、役場庁舎なり学校、病院、こういったところは完全に敷地内禁煙になるということもありまして、そういったところで使用される事はないかとは思うのですけれども、それ以外の集会施設等に、その他民間の施設においては完全に分煙が否定されているというか、禁煙しなさいというところがまだ現状少ないということもありますて、場合によっては民間などで完全に分煙して吸うために必要とされる場合もあるのかなということもありますて、そういったこともあって、一応、購買をしたいなと思っているところであります。それから固有財産の部分は、私の説明が足りなくて申し訳ございません。相続財産の管理人を申し立てて、手続きをするのは、ここに計上した 160 万と別でありますて、その部分は裁判所の手続きを踏んで土地を取得していくということで、それ以外に隣接する土地が 2 筆ございまして、それが 461.27 m² で、その土地をこれは完全に個人の方から 2 筆を購入して、併せて 3 筆で建物を建てるという計画であります。

○議長（南 和博君） 3 番 和田議員。

○3 番（和田 健君） 予算概要書の 3 ページになります。まず、畑作振興事業におきまして、今回この継続事業になりますけれども、生分解性マルチの推進事業ということで補助を挙げられておられます BUT この生分解性マルチは農業者の方に聞きますと、やはり価格が高くて中々使いたくても使えないということをお聞きしているところなのですが、私も勉強不足なのですが、その生分解性マルチの一般市場での価格というものと、あと町内の農家の方でどのくらいこの生分解性のものを使っている方がいらっしゃるのかをお聞き

したいのが1点と、あと新規の就農者支援事業におきまして、電牧の設置経費の補助がありますが、私も農業者の方のお話を聞きますと、新規就農の方でこの電牧に補助を出すのはいいとして、今、町内の農家の皆様の中で農地が集積される中、各個別の農家の方たちも自分の農地を拡大していっているところが多いかと思うのですけれども、その拡大分に何故電牧の補助があたらないのかという農業者の方からそういった声を聞くところなのですけれども、この新規就農の方達と既存といいますか、農地を広げられている方達のその電牧設置に関して兼ね合いの方をご説明頂ければなと思うところと、もう1点は9ページになります。9ページの先程も岩崎議員の方からご質問がありましたけれども、特定疾患の通院交通費補助の方で先程の説明では、町内にいる難病指定患者の皆様の人数が今回把握できたということなのですけれども、私、こちらの方は調査不足で私自身が把握できなかったもので、もしそこが公表できるのであれば、どれくらいの方が美深の中に難病指定の患者さんがいらっしゃるのか、また今回把握できたことで、今まででは3、4名の申請だったということなのですけれども、その患者さん皆様に拡充を確実にお知らせして頂けるのかどうかというところを聞きたいと思います。最後に、仁宇布の小中学校の実施設計の部分なのですけれども、こちらの方は先程来、仁宇布の地域の保護者の皆さんですとか、子供達、学校関係者の皆さんにアンケート等をとって、この設計に至ったということなのですけれども、そのアンケートの中身までどれくらい教えてくれるかわかりませんけれども、それがこの実施設計にどのくらい反映されているのかをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） ご質問頂きました、がんばる美深農業！の対策支援事業、これの生分解性マルチの使用状況ですね。この事業につきましては平成29年度からスタートしまして、平成29年度では使用面積割合ですね。面積割合で大体42.2%ほどの使用がありました。それが平成30年度につきましては76.4%ここまで使用率が上がっております。やはり農作業の手間ですとか、そういうものが大分軽減されているというのがその実績に繋がっていると思いますが、その単価につきましても、やはり高いものです。反当たり普通のものと2,500円程度、それが生分解性マルチになると倍の5,000円程度と、このような状況になっているということです。それともう1点、新規就農者の電牧の経費があるけれども、今、営農している人のそういう支援はないのではないかというお話です。電牧の支援につきましては、以前に町単独でやっていましたのありますし、國の方の補助もございました。その後大体一定程度の補助ができたということで、その補助は中止をしております。その時点でもまだ新規就農者はその補助の恩

恵受けておりませんので、このような制度をつくって支援をしていこうというのが、その目的としたところです。現状、農業者の方から農地集積等、自分の農地がどんどん増えていって、それもまとまった土地ではなく、飛び散っているというお話もありまして、電牧がもっと必要だというお話で、こちらの方にも何かいい制度はないのかという相談はございます。そこで、私たちの方は各営農集団の方で多面的の事業があります。その多面的の事業の中で、電牧柵を購入できるということをございまして、その制度を使って電牧を整備して下さいよというお話をこれまでもしてきております。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 特定疾患の交通費助成に関しましては、対象者の人数が把握できたという部分ですけれども、保健所において、その医療費に関する受給者証の交付が保健所の対応で行われておりますので、そちらで人数の把握をしたところであります。その把握した人数が、現在31名ということでお聞きしております。その31名をもとに今回の補正予算の積算というか試算をしているところでございます。今後の周知に関しましては、氏名等はわかりませんので、防災端末はじめ、町の広報等で町民にお知らせして受付をしていきたいというように考えております。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 仁宇布小中学校の建替えにかかるアンケート調査の内容ですが、概要を申し上げますと、具体的には図書室を多目的に利用しやすい場所に設置して欲しいですか、給食はランチルームで児童生徒、教職員と一緒にできるようにしてほしいですか、水場、トイレが少なく教室から遠いという部分ですか、風雪を考えた校舎配置をしてほしいということは、この基本設計の中で盛り込んで来ております。その中で、盛り込めなかったものとしましては、小学校と中学校を棟で分けて校舎を建ててほしいという部分は基本設計の中には盛り込んでおりません。また、鉄骨造で大容量のとれる校舎にしてほしいという部分についても、今回の基本設計の中では取り込まれていない状況となっております。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 畑作の方と今の特定疾患の方は、やはり今回の拡充によって私も美深の中に難病の方で色々な精神的、経済的に困っている方がいるということに関して認知不足だったところがあって、すごく反省しなければいけないなという思いを持ったところなのですけれども、町の方からこういった温かい支援を拡充して頂けるということに関しては、本当に有難いなと思っているところでございます。是非とも氏名の方までは多分個人情報の関係もあって、中々そこまで調べきれないのだろうとは思いますけれども、こ

ういった周知の方に力を入れてもらいたいなと思うところでございます。あと、仁宇布の小中学校の件なのですけれども、こちらの方は一応、実施設計の計画書を頂いたところなのですが、これを見ますと教室の方は、共有スペースのところと共用ゾーンですか、この図によりますと開いている感じなのですが、こういったいわゆるオープンスペースといいますか、オープンな教室になるというように考えてよろしいですか。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 配置計画図の中では、かなり普通教室、オープンスペースとなっているところなのですけれども、実際には子供達のロッカーというかハンガーというか上着とかをかけるところを設置する関係上、廊下と教室との間に設置しようと思っていますので、完全にこの配置図のようにオープンスペースになるような計画にはなっておりませんし、先生方の方からもやはりどうしても隣の教室の声が気になる時もあるというお話でしたので、今の段階ではドアをつけるように予定をしているところでございます。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員。

○3番（和田 健君） 3回しか質問ができませんので、その一応お考えはわかるところであります。ドアの方は全て可動式ということになるのかどうかと、もう1点ちょっとこの間6月頭に仁宇布の運動会があったのですけれども、グラウンドに関してちょっと校舎が前面に出てグラウンドが今ある状況から縦が横になったような感じになっているのですが、その部分に関するあそこのグラウンドというのをちょっと見ていて、今の中学生は体格もよくなっていますし、直線部分が短かったりして思い切り走ることが出来ていないのではないかというような印象を受けたのですが、今回のこの校舎が前に出て横になることで広さというか、トラック部分の大きさというのはどういったことになるのか最後お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） グラウンド部分というかトラック部分なのですが、現状のトラックとそれほど大きな変更はございません。若干少し大きくなる程度と捉えて頂いていいかと思います。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） 補正予算概要書の方から質問させて頂きます。2ページ目の1番上、災害時用貸与品の整備で、こちら先程の説明の中でランタンを配布するというように伺っていますが、一応こちらのランタンについては貸与の予定になっているのですけれども、その後の対応があるので貸与という形にしているものなのでしょうか。それとその

下の157番で、今回のその情報通信システムの中で、スマートフォンを使ったアプリを今度から対応できますよというように伺いましたが、そのスマートフォンに対する使い方取り扱いなどの使用指導などは考えているかということをお聞きしたいです。それと7ページ、338番の町民体育館前、町民広場の改修工事の中で図面等を頂いたものと、先程の説明の中で噴水のところを耐久性のある舗装ということで、恐らく弾性舗装なのかなというように思うのですけれども、それは普通のアスファルト舗装と耐久がどれだけ違うのかという検討はされているのかという確認です。それと、遊具、周辺フェンスの設置を木柵にしているのですが、先程来から安全面は大丈夫なのかという話があったと思います。実際に図面の方を頂いているのですけれども、こちらの方の図面では高さが65cm、建込部分が10cmになっているのですよね。冬の間はこの柵を取るような形で考えていると思うのですけれども、この建込の10cmで例えば子供が、その柵で遊んでよしかかるなどした時に、この建込が10cmで耐久出来るのかと思って、ちょっとこちらの柵については疑問に思います。また、東側の方が恐らく駐車場になっているのですけれども、そちらについても木枠ということで、恐らく車がバックで止めた時に誤って柵にぶつかってしまった際、その近くで遊んでいる子への安全面などは考えてこちらの柵を考えられたのかということをちょっとお聞きしたいです。それと10ページの406番の新規でやっている産後ケア事業、産婦の関係のものなのですけれども、健康のものについてのものはわかるのですけれども、この産後ケアの事業としてはPRしてのものなのか、全員に対するものの対応なのかということをちょっとお伺いしたいです。以上です。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） まず、私から2ページ目の災害用貸与品の関係でありますけれども、こちらについてはラジオ付きのランタンということで、65歳以上の世帯、それから要支援者の世帯ということで配布をする予算でありますけれども、この部分については住民の移動といいますか、増えたり減ったりという移動もありますということもありまして、一応貸与という形で各家庭に与えまして、追加になったところは追加で貸す、いらなくなつたところは回収するということで一定程度、町の方にもストックを持ちながらそういった対応をして参りたいと考えているところです。それから防災端末の方のスマートフォンの指導をするかどうかということなのですけれども、イメージとしてはラインとかあのようなアプリを立ち上げて見るというようなイメージで頂ければいいと思うのですけれども、基本的には防災端末機の画面と同じ様な画面が立ち上がってくることになりますので、その辺は特に指導しなくとも最近スマホを使える方であれば違和感なく使えるかなというように担当としては考えております。以上です。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 先程、私が答弁した町民広場の舗装の件だと思うのですけれども、ちょっと私の言ったことが間違えだったら申し訳なく訂正したいと思います。確かに、収縮性と言ったと思うのですけれども、というのは、タイルはやはり硬性なので中々膨張収縮等には耐えられない。ただ、舗装については特に細粒度アスコンというちょっと構造的な名前で申し訳ないですけれども、収縮については通常のもので締め固めたところの状態でございます。冬期間もそういう状態です。ただ、夏の暑い場合については膨張に一定程度柔軟性がありますので、耐えられるのでそちらの方を使用したいということで、弾性舗装については今のところ考えておりません。それと柵の建込についてなのですけれども、地下に入っている部分が10cmということで、地上に受けがあるのですけれども、それが後160mm、16cmほどありますので、全部で260くらいの建込深さになりますので、大体それが柵の下より若干余裕があるぐらいということで、ほぼそれでいくと受けとしては十分耐えられるかなということでございます。それと東側の駐車場側の柵については、先程の藤原議員さんの答弁をしたように、やはりそういう昨今の色々な危険な状態がありますので、1.5mから2m程度の築山をいわゆる緩衝帯というか、そのようなものを設けるようなことで設計の方は進めたいと考えております。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 産後ケア事業に関するご質問ですけれども、こちらの事業の実施の内容としましては、産後4カ月未満のお子さん、お母さんという事で母子に対するケアの事業になります。ほぼ1つ上にあります産婦健診とセットで取り組んでいきたいなという事業で考えております。ということは、産婦健診でこちらは産後2週間と産後1カ月の健診を受けて頂いて、そこで医師の判断も出てくるでしょうし、その後、町の保健師によります、赤ちゃん訪問の際にその母子の状態を確認した上で育児に対する不安等を心配な母子に対して産後ケア事業の対象として実施して行きたいという取り組みになるということになります。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） 先程の災害時の貸与の備品のことだったのですけれども、恐らく高齢者になってきて、あまり美深は災害があるところではないので、恐らく渡してしまった後に電池や何かの入れ忘れをしていましたとか、実際にその使う時になった時に使えないという場合のことが多くなってくるような気がするのですよね。なので、恐らくその後の対応についても何かしらのPRなり、電池を渡している、そういう高齢者の人に貸与として渡しているところに対しては、何かPRではないのですけれども、情報として電池を入れ

替えていきますかなどのことをしていくつもりがあるのかということが、まずお伺いしたいのが1点、それと噴水の事についてはわかりました。ちょっと私の方もしっかりお話を聞いていなくてすみません。ただ、先程の柵の部分については受けがあるということで、恐らく鉄製の何かで抜き差しができるような物なのかなとは思ってはいるのですけれども、新しいものを設置すると、そして綺麗なものになると、どうしても子供達というのはそこに行きがちになってしまふような気がします。また、遊具が少なくなってくるとそこに柵があって、そこに拘まって何かしらのものをしないとも限らなかったことを考えた時に、この柵の高さの65cmというのは本当に妥当なものなのか、ちょっと疑問に思うところはあります。ちょっとそちらのところのご意見を伺いたいです。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 災害用の貸与品の部分ですけれども、貸与する機種の選定はこの後進めることになりますけれど、可能であれば充電式のタイプ、そういったもので出来ないかということと、もしそういうものがなければ電池式ということになりますけれども、一定程度その電池の更新何かについても定期的に必要かなと考えているところであります。あと、それを貸与されていることを忘れても困りますので、一定程度、広報なりで年に数回になるかわかりませんけれども、時々電源を入れて下さいとか、ちょっと電気が付くかチェックしてみて下さいとか、そういった広報も忘れずに進めたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 柵の高さの部分なのですけれども、どの高さが妥当かということなのですけれども、現実的にどの程度のお子さんを対象にするかということになろうかなと思います。今、例えばこの上と言えば80cmということで標準的なものがあるのですけれども、果たしてこれを乗り越えようとした時に80cmというものが一定のお子さんで防げるかという難しい部分も実はあります。そうした場合に2mもして網も張って完全にやるという、これが果たして、その網の中で遊んでもらうよというのが、教育、子供の教育的な遊び場としてどうなのかなと。例えば東京のど真ん中にあるところとか、そういう部分ではやはり必要かなと思うのですが、一定程度自然的な木や何かも周りにございますので、それらを含めて修景的なものもありますから、それで現実はやはりここで相当な運動量を持って遊べるような広場のスペースでもないですから、それをがんと飛び越えて乗り越えていくのが現実的にこの公園で可能かなというところまで検討した結果、地上部で65cmですね。小さなお子さん自体は、親が先程言ったようにベンチで見ても公園の外周には行かないだろうと判断に至った高さとなっております。

○議長（南 和博君） 2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） 3回目なので最後にさせて頂きます。本当、柵の話をさせて頂きます。今までの鉄筋から、木柵にすることで撤去可能なのはわかるのですが、それに対する耐久年数なども考えての木柵なのかという事を最後に伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 先程、耐久性の話もあったのですけれども、大体公営住宅等の外壁部も木が使われております。これは大体、何もしなければ、やはり5年程度という議論はしております。ただ、あとは維持管理の問題でして、1回、1回取り外し式にしているということは、一番腐る心配がある丁度土に埋まる辺り、なのですけれども、その辺も含めて塗装ができるということで指定管理の方でその辺は維持管理をして頂く中で、耐久性を伸ばして頂ければいいかなと。ただ、1つ鉄と違う部分については補修が容易だというところも木も逆に言えば良い点かなということも考慮しながら木柵にしたということです。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。7番 小口議員。

○7番（小口英治君） 概要書の9ページのプレミアム付き商品券事業についてお聞きしたいと思います。まず、こちらに低所得者、子育て世帯の方が対象になるような説明ですけれども、この低所得者の内容、子育て世帯の年齢等の詳しい話と、それとこの下に需要費、委託料4つくらいあるのですけれども、この内容。それと併せて低所得者、子育ての別々にわかれれば、人数と支給額、これがまず1点と、予算書の14ページの8款土木費の町有住宅の解体工事費、旧厚生小学校の教員住宅の解体ですけれども、この建設年度と使用年数、そしてこれが払い下げに関して公売等だと色々そういうこともありますかと思いますが、そこら辺の考えがあったのかなかったのか、その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 概要書9ページのプレミアム付き商品券の事業に関しまして、対象となります低所得につきましては、住民税非課税世帯ということになっております。子育て世帯につきましては、3歳未満のお子さんがいる世帯、これは人数に応じての購入になるということになります。それと事業費の内訳ですけれども、消耗品等の需用費としまして14万4千円、あと対象者に対しまして、申請受付の案内と周知を含めた郵送料で役務費としまして24万2千円。それと委託料355万1千円につきましては、このプレミアム商品券を発行するにあたり対象者の抽出等を合わせたシステムの改修経費が必要になる部分がございます。それと実際の発行ですか、交換手続き等を商工会

に委託する予定でありますので、その委託料を含めまして 355万1千円。使用料及び賃借料につきましては、庁舎内にあります電子複写機等の賃借料をこちらでも一部計上しているところでございます。あと、対象者の人数でございますけれども、低所得者としましておよそ900名を予定しております。子育て世帯、子供の人数につきましては74名を予定しております。トータル合わせて1,000人でこの事業を計上しているところでございます。商品券の額につきましては、商品券の額面で2万5千円の商品券を2万円で購入できる。プレミアム率は25%の5千円がプレミアムということで商品券を販売する予定でございます。

○議長（南 和博君） 南坂水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（南坂陽子君） 今の町有住宅の質問ですが、昭和50年に建設されまして、44年が経過しております。公売も考えたのですが中の状態がかなり酷くなっていますので、公売できるような中の状態ではなかったので、それと地域にも中を見てもらって、どうですか使えますかということを確認したのですが、これではちょっとねという話になりましたので解体という結果になっております。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第29号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第1号）を採決します。議案第29号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第29号は原案の通り可決されました。

◎日程第14 議案第30号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第30号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第30号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第30号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。議案第30号について原案の通り賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第30号は原案の通り可決されました。

◎日程第15 議案第31号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（南 和博君） 次、日程第15 議案第31号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第31号に関し質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第31号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第31号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。議案第31号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第31号は原案の通り可決されました。

◎日程第16 議案第32号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算
(第1号)

○議長（南 和博君） 次、日程第16 議案第32号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第32号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第32号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第32号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。議案第32号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第32号は原案の通り可決されました。

◎日程第17 議案第33号 工事請負契約の締結について

○議長（南 和博君） 次、日程第17 議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第33号 工事請負契約の締結について提案を申し上げます。今回の工事請負契約の締結につきましては、橋りょう長寿命化七重橋、鮭観橋修繕工事にかかるものであります。工事請負業者を決定するため6月18日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を提携したところであります。この契約の締結にあたりましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き、決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きます。追加議案の1ページをお開き頂きたいと思います。議案第33号 工事請負契約の締結について。次の通り工事請負契約を締結することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。まず、契約の目的でございます。橋りょう長寿命化七重橋、鮭観橋修繕工事でございます。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額が7,150万円。契約の相手方、美深町字東4条北4丁目7番地 株式会社山崎組 代表取締役社長 山崎晴一でございます。5社による指名競争入札を行ってございます。予定価格が税抜きでありますけれども、6,779万円を設定致しまして、これに対します落札価格が6,500万円でございます。落札率約95.9%となるものでございますが、これに消費税10%を加えた金額7,150万円で契約をしようとするものでございます。1ページめくって頂きまして、見開きでそれぞれ工事の概要を載せてございます。2ページには七重橋の修繕工事、工事場所は報徳でございます。報徳にかかっ

ている橋、工期が本年の11月29日まででございます。七重橋延長が31.2m、幅員が6mの橋梁でございまして、下に側面図、断面図記載してございますが、この黒塗りになっている部分、これが工事範囲でございまして橋面防水工と舗装打換工これらの工事を行うものでございます。また、次にページ鮭観橋でございますけれども、西3条南1丁目、西1号道路にかかっている橋でございまして、延長が30.9m、歩道がありますので全幅で10mとなってございます。同様に側面図、断面図の黒塗りの部分の工事をするということでございまして、支承の補修工、断面の修復工などを実施するものでございます。また、工期については七重橋と同様11月29日でございます。以上、議案第33号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第33号に関し質疑を行います。10番 齊藤議員。

○10番（齊藤和信君） この工事締結について何かあるわけではないのですが、いわゆる工事発注に関する行政側の考え方、これだけの工事であれば2つの工事として発注できる考えがあったのか、1本にして発注した考え方というのをちょっとお聞かせください。その1点だけです。

○議長（南 和博君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 発注の考え方についてのご質問でございますけれども、この橋梁の修繕工事につきましては、ご承知の通り、国の交付金事業を活用した事業ということでございまして、事業メニューとしても橋梁長寿命化事業という部分と併せて交付金事業の中でも細分化されておりまして、橋長が15m以上のもの、15m未満のものということでメニューが細分化されてございますけれども、今回、資料でお示ししています通り、両方15m以上の橋梁ということになってございます。併せて、発注時期も同時期ということを鑑みまして、一括で発注と合わせて七重橋、鮭観橋それぞれで請負をする場合、そして合算で請負を出した場合、試算しましたところ経費率の方が合算した方が、経費率が下がるという事で、財政的にも有利ということで、合算での発注を選択したということでございます。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤議員。

○10番（齊藤和信君） それであれば今、理解はしたのですが、これだけの現場力所が離れている状況で、いわゆる現場事務所的な施設的な管理、現場管理的なものというものは1カ所で、1点でいいものなのか、鮭観橋、七重橋、両方に現場管理的なものを設ければなければならないのか、その点だけ再度教えてください。

○議長（南 和博君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 設計段階でございますけれども、七重橋の現場管理費、鮭観橋の現場管理費ということで、こちらの経費に関してはそれぞれ積算をしているという状況でございますので、現場事務所については2カ所設置して頂けるという状況でございます。

○議長（南 和博君） 他、なければ質疑を終了します。これから議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第33号 工事請負契約の締結についてを採決します。議案第33号について、原案の通り決定することに賛成の方は举手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第33号は原案の通り可決されました。

◎日程第18 議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（南 和博君） 次、日程第18 議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての提案説明を申し上げます。北海道市町村職員退職手当組合は市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、北海道内の市町村、一部事務組合、広域連合が共同で設置している組合であります。この組合を組織する団体の内、3団体が脱退することに伴い、規約の変更が必要になったものであります。関係団体と協議するため地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きます。追加議案の4ページお開き頂きたいと思います。議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。資料をつけていますので1枚めくって頂きましてご覧頂きたいと思います。変更の内容は別表の改正となりまして、脱退する団体を削除

するものでございますが、別表には1号、2号がございまして、第1号は組合を組織する市町村に関する別表、第2号に事務組合及び広域連合が掲げられてございます。この変更するのが第2号の別表となります。先の議案第26号で、規約の変更を行っていますが、その団体と同じ3団体が脱退するものでございまして、空知、日高、十勝の各管内から北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合、これを削除するというものでございます。附則としまして施行期日を記載してございますが、総務大臣の許可の日からとするものでございます。以上、議案第34号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてに関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第34号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。議案第34号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第34号は原案の通り可決されました。

◎日程第19 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第19 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、齊藤議員、賛成者は、藤原議員、小口議員、岩崎議員、和田議員です。この際、提出者の齊藤議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

10番 齊藤議員。

○10番（齊藤和信君） それでは意見書案第1号の提案説明をさせて頂きます。意見書案第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出する。提出者は、私、齊藤。賛成者は、藤原、小口、岩崎、和田議員であります。提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。趣旨について、次の

ページを朗読して説明させて頂きます。新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきた。しかし、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。過疎地域は、我が国の国土の半数を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持することは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。よって新たな過疎対策法の制定を強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。皆様のご支援をよろしくお願い致します。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので意見書案第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了し、これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採決します。意見書案第1号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案の通り可決し意見書を提出することに決定しました。

◎日程第20 意見書案第2号 令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第20 意見書案第2号 令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は中野議員、賛成者は藤原、荒川、名取議員です。この際、提出者の中野議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

8番 中野議員。

○8番（中野勇治君） 意見書案第2号 令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出する。本件は提出者が中野であります。賛成者は、藤原、荒川、名取各議員によるものであります。意見書の提出先は、北海道労働局長並びに北海道地方最低賃金審議会長であります。では、意見書案の朗読をもって説明に変えたいと思います。令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」（経済的安全網）の1つとして最も重要なものです。道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、平成30年の実質賃金も大半の月でマイナス（前年同月比）となっています。特に年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は道内でも41万3千人と、給与所得者の24.7%に達しています。また道内の全労働者233万人（内パート労働者が67万5千人）の内、37万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれらの多くの非正規労働者は労働条件決定にほとんど関与することができません。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はもとより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和元年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、以下の措置を講ずるよう強く要望します。1つは、「2020年までに全国平均1,000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」「経済財政運営と改革の基本方針」および「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。2つ目として、設定する最低賃金は経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額980円）を下回らない水準に改善すること。3つ目としては、厚生労働省の各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること

と。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということあります。議員各位の賛同を得まして原案可決されるよう、よろしくお願ひ致します。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので意見書案第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから意見書案第2号 令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを採決します。意見書案第2号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。したがって意見書案第2号 令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出については原案の通り可決し、意見書の提出することに決定ました。

◎日程第21 意見書案第3号 令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書の言提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第21 意見書案第3号 令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は藤原議員、賛成者は小口、中野、荒川、名取議員です。この際、提出者の藤原議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） 意見書案第3号についてご説明を申し上げます。令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び議会規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出いたします。提出者は私、藤原、賛成者は、小口、中野、荒川、名取の各議員でございます。提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の各大臣となっております。それでは案について朗読をさせて頂きます。令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護など社会保障への対応、地方交通の維持など、果たす役割が拡大する中で人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな

政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られている中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立をめざす必要があります。令和2年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。そのため、政府に以下の事項の実現を求めます。1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。2、令和2年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用にあたっては改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実に行うこと。3、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に行うこと。4、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。5、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。6、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止に向け検討すること。7、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正などの対策を講じること。8、自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了し、これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから意見書案第3号 令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。意見書案第3号について原案の通り賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、意見書案第3号 令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第22 意見書案第4号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第22 意見書案第4号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は岩崎議員、賛成者は和田、齊藤、五十嵐、田中各議員です。この際、提出者の岩崎議員から本件の主旨についてご説明を頂きます。

5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 意見書案第4号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出する。提出者は、私、岩崎、賛成者は和田、齊藤、五十嵐、田中の各議員でございます。提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議會議長になります。意見書案を朗読し説明とさせて頂きます。「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書（案）。2018年3月、北海道教育委員会は「これからの高校づくりに関する指針」を決定しました。この指針の内容は、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、3学級以下は原則統廃合の対象としています。この指針によって高校統廃合が行われれば、実に95校が統廃合の対象となり、道立高校の約48%の存続が脅かされることになります。地域にある小規模校では、困難さを抱えている生徒にも目がゆきとどき一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育を進めることや地域の特色を生かした教育課程を編成し、地域の学校として取り組みを進める高校も各所で見受けられます。こうした利点に目を向けず、高校統廃合を進める結果として高校のなくなった地域では、遠距離通学という新たな負担を強いられる生徒が多く生み出されています。他県の例に、学校種や地域の実情を考慮した学校配置の基準を設定している自治体もあることや北海道の広域性を考えれば「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする指針は現実的ではありません。北海道独自に地域の小規模少人数学級の存続を支援し、地域の明日を担う子供達や保護者、地域住民の声を聞きながら学校づくりを進めることが大切であり、地方創生にも

繋がっていくと考えます。今求められているものは、地域の学校を存続させ、子どもたちの学ぶ権利の保障と地域の高校がその機能を果たせる施策の実現にあります。よって、美深町議会は北海道および北海道教育委員会に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。1つ、北海道・北海道教育委員会は少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。2つ、北海道・北海道教育委員会は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保証する立場から「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員皆様のご賛同を頂きますよう、お願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了し、これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから意見書案第4号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出についてを採決します。意見書案第4号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、意見書案第4号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出については、原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第23 議員派遣の件

○議長（南 和博君） 次、日程第23 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。会議規則第122条の規定により、お手元に配布の通り議員派遣を承認したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は承認と決定しました。

◎日程第24 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第24 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会および産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして、閉会中の所管事務調査の申し出であります。本件、申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会からの閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定しました。これで、本定例会に付議された案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。これで、令和元年第2回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午後2時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　南和博

署名議員　岩崎泰好

署名議員　藤原芳幸